年度に於ける交趾支那の輸入額は、十一億二千三百四十八萬千フランで、總輸入額の約六〇パーセントに達してゐる。次ぎは東京の七億一千六百五十二萬三千フランで、總輸入額の三六パーセントに該當する。以上に續く安南は四千七百七十三萬八千フラン、ラオスは三千七百九十九萬八千フラン及カムボヂヤは二千百五十一萬六千フランで、この三邦を以てしても總輸入額の僅か四パーセントを占むるに過ぎない。

輸出に於いては、交趾支那は二十二億千八百五十一萬九千フランで、總輸出額の七八パーセントに達してゐる。東京は四億九千九百六十八萬六千フランで約一六パーセント、安南は一億千二百八十五萬九千フランで、約四パーセントを占め、カムボヂヤ及ラオスに至りては五百九十二萬七千フラン、六百八十四萬六千フランで、合計しても總輸出額の僅か二パーセントを占むるに過ぎない。

次に一九三八年度の邦別による一般及品目別貿易狀況を左に表示しよう。

第140表　第三一　一般貿易狀況

仕向國	輸入 噸			輸入 千フラン		
	1936年	1937年	1938年	1936年	1937年	1938年
佛國及佛領印度支那						
交趾支那	72,563	94,116	79,931	335,193	564,007	678,445
東京	40,476	55,381	57,495	182,777	238,099	363,076
安南	6,034	3,847	5,345	18,475	23,572	34,825
カムボヂヤ	1,699	2,057	1,736	13,196	13,342	18,379
ラオス	39	46	66	354	854	594
合計	120,811	155,447	144,575	549,994	889,874	1,095,319
外國						
交趾支那	195,605	208,417	195,145	231,401	378,230	445,036
東京	98,455	112,834	100,278	168,481	242,858	353,447
安南	6,982	9,450	7,747	7,168	13,555	12,913
カムボヂヤ	734	825	578	2,998	3,924	3,137
ラオス	17,184	39,199	41,620	14,685	33,924	37,404
合計	318,960	370,725	345,368	424,733	672,491	851,937
輸入合計						
交趾支那	268,168	302,533	275,076	566,593	942,237	1,123,481
東京	138,931	168,215	157,773	351,258	530,957	716,523
安南	13,016	13,297	13,092	25,643	37,127	47,738
カムボヂヤ	2,433	2,882	2,314	16,194	17,366	21,516
ラオス	17,223	39,245	41,688	15,039	34,778	37,998
總計	439,771	526,172	489,943	974,727	1,562,365	1,947,256

仕出國	輸出					
	瓲			千フラン		
	1936年	1937年	1938年	1936年	1937年	1938年
佛蘭西及佛植民地						
交趾支那	1,491,258	1,250,905	1,084,736	839,123	1,061,381	1,225,268
東京	467,992	427,466	337,477	175,027	218,461	228,035
安南	32,082	52,847	40,267	32,722	68,827	59,601
カムボヂヤ	68	131	2	571	1,239	182
ラオス	—	—	1	—	—	4
合計	1,991,400	1,731,349	1,462,483	1,047,443	1,349,908	1,513,090
外國						
交趾支那	637,198	817,756	540,158	494,799	1,004,339	993,251
東京	1,654,503	1,551,839	1,835,783	145,471	201,814	271,651
安南	186,510	245,861	147,863	13,876	26,163	53,258
カムボヂヤ	4,391	7,270	5,732	4,824	7,671	5,745
ラオス	1,572	1,746	2,702	1,639	4,203	6,842
合計	2,484,174	2,624,472	2,532,238	660,609	1,244,190	1,330,747
輸出合計						
交趾支那	2,128,456	2,068,661	1,624,894	1,333,922	2,065,720	2,218,519
東京	2,122,495	1,979,305	2,173,260	320,498	420,275	499,686
安南	218,592	298,708	188,130	46,598	94,990	112,859
カムボヂヤ	4,459	7,401	5,734	5,395	8,910	5,927
ラオス	1,572	1,746	2,703	1,639	4,203	6,846
總計	4,475,574	4,355,821	3,994,721	1,708,052	2,594,098	2,843,837

（同表 P. 87）

第141表　各邦に於ける商品別貿易狀況（1938年度）

品名	瓲					千フラン				
	交趾支那	東京	安南	カムボヂヤ	ラオス	交趾支那	東京	安南	カムボヂヤ	ラオス
	輸入									
動物	46	2,515	0	—	99	590	3,791	0	—	167
獸製品	976	751	38	1	65	13,064	12,239	653	17	299
水產品	527	146	11	0	67	3,900	1,377	91	3	96
藥用、香料用獸體	9	6	0	0	0	177	33	1	1	1
仕立用具	9	72	0	—	1	24	248	1	—	5

食料品	24,834	8,468	172	18	12,250	43,621	13,405	335	39	7,294
果實及種子	8,628	1,712	14	34	17	28,680	4,675	75	39	31
植民地特産食料品	9,563	2,369	233	4	305	75,381	17,120	1,985	49	722
植物性油及袋	613	371	32	7	8	8,500	3,633	242	53	21
藥剤	1,237	1,418	68	0	3	10,838	5,796	376	4	23
木材	48	2,691	1	—	24,852	85	361	4	—	18,606
植物の纖維、莖	1,163	10,650	2	4	1	2,132	79,953	7	7	3
單寧（タンニン）及染料	40	45	0	24	2	56	79	2	6	1
各種林産品	20,374	5,992	200	230	33	26,145	8,487	426	110	48
魚	6,290	5,182	627	11	11	27,846	20,516	2,543	65	33
大理石、石、土壌、可燃鑛	103,154	46,351	5,591	120	2,450	84,938	31,310	3,400	475	2,188
金屬品	18,888	30,288	2,213	815	114	48,415	136,957	4,885	1,694	260
化學製品	16,779	10,955	1,278	48	497	29,913	15,120	2,839	278	221
精製染料	575	166	1	4	0	6,809	4,051	50	116	0
繪具	810	424	15	24	11	7,798	3,338	122	194	44
各種合成品	2,573	969	70	32	91	33,566	11,759	1,162	912	231
陶器、硝子器、水晶器	6,224	2,461	303	54	129	19,941	7,855	1,069	472	150
電線	1,635	1,900	80	13	119	31,902	58,381	4,684	893	1,461
纖物	25,295	4,511	628	302	276	326,427	79,287	7,908	9,463	3,987
刺繍物	1	0	—	0	0	199	15	—	1	0
衣類及リンネル	227	320	13	2	11	5,532	9,402	236	70	232
紙及紙製品	6,040	5,248	290	122	13	41,581	27,053	1,690	729	68
皮革	74	127	2	1	4	3,052	4,868	102	29	63
金屬製品	9,938	8,505	973	246	151	114,327	99,261	9,247	3,038	1,077
武器、火藥、軍需品	67	275	17	0	3	1,729	4,356	286	23	39
木製品	3,175	206	3	13	38	9,212	890	22	23	62
樂器	130	13	0	0	2	4,262	492	23	10	43
スパルト製品及籠	306	26	46	18	16	614	161	48	33	39
その他	4,828	2,640	171	116	46	112,235	50,184	3,323	2,670	483
合計	275,076	157,773	13,092	2,313	41,688	1,123,481	716,523	47,738	21,516	37,998

品名	佛					千フラン				
	交趾支那	東京	安南	カムボヂヤ	ラオス	交趾支那	東京	安南	カムボヂヤ	ラオス
	輸					出				
動物	2,179	6,639	1,756	—	613	6,515	7,676	2,416	—	1,051
獸製品	8,291	1,548	1,868	7	112	31,073	12,633	9,109	216	442
水産品	29,983	570	60	5,632	80	74,512	1,634	155	5,049	144
藥用、香料用獸體	3	17	—	—	0	7	412	—	—	23
仕立用具	550	767	145	2	4	384	211	49	4	21
食料品	1,417,300	162,482	36,078	4	18	1,345,945	147,385	37,200	4	30
果實及種子	10,634	2,939	2,090	0	57	18,127	4,558	4,229	0	13
植民地特産食料品	6,781	1,641	2,963	1	543	24,161	11,994	21,035	5	2,084
植物性油及袋	59,592	4,775	50	11	87	625,987	34,362	430	26	172
藥剤	644	492	14	—	82	1,406	2,783	41	—	49
木材	36,548	2,262	483	76	1	18,985	1,013	424	9	0

植物の繊維、莖	3,896	882	170	0	142	22,019	1,399	430	0	209
單寧（タンニン）及染料	20	2,016	—	1	—	7	1,251	—	0	—
各種林産品	3,856	136	452	—	25	2,859	170	460	—	20
魚	1,407	182	0	2	13	4,889	542	1	21	40
大理石、石、土壌、可燃鑛	7,695	1,882,757	68,314	1	460	1,404	149,922	751	280	483
金屬品	627	89,379	13,711	—	1	416	68,458	30,687	—	31
化學製品	8,957	97	59,601	—	0	899	215	3,678	—	1
精製染料	0	0	—	—	—	3	0	—	—	—
繪具	15	24	0	—	3	67	71	0	—	38
各種合成品	312	220	—	1	25	1,301	1,108	—	4	122
陶器、硝子器、水晶器	77	1,386	0	2	148	184	1,902	1	1	326
電線	5	35	0	0	0	35	183	9	15	23
織物	17,311	2,819	317	0	3	17,645	20,381	1,567	35	151
刺繍物	1	7	0	0	0	64	930	4	21	9
衣類及リンネル	49	34	1	0	1	1,951	682	7	0	13
紙及紙製品	22	101	1	0	0	487	814	19	6	2
皮革	16	26	—	0	4	464	431	—	1	102
金屬製品	142	980	1	0	29	1,628	5,175	13	121	226
武器、火藥、軍需品	1	27	—	—	0	38	374	—	—	0
木製品	7,513	377	52	0	17	9,938	459	92	0	30
樂器	2	0	0	—	0	23	11	0	—	1
スパルト製品及籠	259	6,927	0	4	201	372	14,176	3	3	316
その他	205	716	3	0	34	4,724	6,371	49	106	675
合計	1,624,893	2,173,260	188,130	5,735	2,703	2,218,519	499,686	112,859	5,927	6,846

（同表 P. 88）

V　關稅制度

(1) 總論

關稅制度は一般的に佛蘭西本國を基準としたもので兩者の間には大差ない。殊に佛蘭西及同植民地以外の外國品に對する關係に於いて然りである。

佛蘭西本國の關稅法の基準をなすものは、一八九二年一月十一日公布の「關稅設定ニ關スル法律」であるが、印度支那に最も關係深き條項は第三條である。之によつて、植民地、領土、保護領より佛蘭西本國に輸入せらるゝ商品に對する關稅率が附表(E)によつて規定せられ、又これら植民地、保護領への外國品の輸入には、原則として、佛蘭西本國に輸入せらるゝ場合の關稅を賦課する旨が規定されたのである。

その後一九一〇年三月二十九日公布の法律を以て一八九二年の關稅法は部分的に改正され、更に一九二一年及一九二二年には、印度支那總督の命令によつて改訂が行はれた。これより先、佛蘭西本國に於いては一九一九年六月以降、頻々として關稅規定の變更を見、賦課稅率の加重が行はれてきた。その主要なものとしては、一九一九年六月十四日大統領令を以て從價附加稅を新設し、更に同年七月八日には、同じく大統領令を以て、これを增加係數（Coefficients du

majoration) 制に改め、續いて一九二一年三月二十八日には、法律を以て最高稅率を引き上げ、特殊商品に對し最低稅率との開きを三〇〇パーセントに擴大し、また同年六月二十九日の法律によつて各種商品に對する增加係數の增率を行つた。これらの關稅改正は、更に一九二三年三月、一九二六年十月及一九二八年七月に改訂されて、一段と輸入稅率を高め、益々外國製品の印度支那への輸入を排斥するに至つた。而してこれ等の法令は、三箇月の期限を附して、印度支那に實施されたが、日本品に對する打擊は最も大きく、同國への輸入は殆んど禁止同樣の狀況に置かれた。

佛蘭西はその植民地及保護領を二種に區別し、一は「準本國」として本國と殆んど等しき關稅制度を設け、他は然らざるものとして特殊の制度に依らしめてゐる。印度支那は前者に屬する。從つて當領には佛蘭西本國の關稅率が適用され、本國製品は無稅で輸入される。然るに、印度支那製品の多くは佛蘭西本國に輸入されるに當つて外國品と同率乃至幾分減率したる關稅が課せられたのであるから、本國のために印度支那はその利益を壟斷されてゐる狀態であつた。その他、印度支那の植民地的產業狀態、換言すれば、各種工業が未だ幼稚にして未發達なる事情を顧慮せず、同領の產業を保護する方法を考へぬ佛蘭西の劃一的關稅制度に對する反對が、領內の商工業者の間に强まり、各種の產業團體を動かして一九二八年四月十三日大統領令の植民地新關稅法となつて現はれるに至つた。斯くて當領產製品の佛蘭西本國への輸入は無稅となつた。この新關稅法は一九二九年三月に施行を見た。本法によつて印度支那の佛本國に對する輸出貿易は著しい利便を與へられる事になつたのであるが、同時に諸外國の印度支那に對する輸出は不利益を蒙るに至つた。といふのは、本法に含まれてゐる新稅率の適用により、印度支那に輸入される外國品に對する稅率が更に加重されたからである。特に日本製品に對しては苛酷と云つても過言ではないものとなつた。而して、その後幾度か機會ある毎に日佛間に折衝が續けられたが、容易に協定成立せず、一九三一年には更に一層の關稅引上を見るに至つた。併しながら近年に至つて永い間の交涉が漸く實を結んで、一九三二年五月新たに日本と印度支那間に關稅協定が結ばれ、多くの日本商品の輸入は列國並の最低課稅を許さるゝに至り、各種の品目に亙つて一般稅率の低下を享受するを得た。けれども日本、印度支那間の通商障碍の根本的除去は未だその緒に就いたと云ひ得るに過ぎぬ。蓋し上述の關稅引下げも輸入數量の割當てを前提とし、その範圍內でのことであるから、將來に於いてはかゝる制限をも撤廢すべく努むべきである。

次に前述した植民地新關稅法を左に揭ぐることゝする。

(2) 關稅法

植民地關稅法（一九二八年四月十三日大統領令）

第一條　關稅法ノ適用ノタメ、佛蘭西植民地及佛蘭西委任統治領ヲ左ノ二種ニ分類ス

第一類　本國關稅法ノ適用ヲ受クルモノ―印度支那、マダガスカル及附屬地、ギユアデループ及附屬地、マルチニック、ギユイヤース、レユニオン

第二類　特別關稅法ノ適用ヲ受クルモノ―前揭ノ植民地ヲ除ク他ノ植民地及佛蘭西委任統治領阿弗利加

第二條　佛蘭西及アルジエリヤ原產品ノ第一種ニ屬スル植民地ニ於ケル輸入ハ、無稅トス。本國及アルジエリヤ商品ニ對シ選定制度ヲ採用セル第二類ニ屬スル諸領域ニ於ケル原料品及食糧品ノ輸入ハ、無稅トス。該品目表ハ、商工大臣、農務大臣及植民大臣ノ提案ニ基キ大統領令ニヨリ他ノ商品ヲ加フルコトヲ得

第三條　第二類ニ屬スル諸領域ニ輸入サルル佛蘭西及アルジエリヤ原產品ハ、國際條約又ハ國際文書ニ牴觸スル若干條項ヲ留保ノ上、無稅トス。本國及アルジエリヤ商品ニ對シ選定制度ヲ採用セル第二類ニ屬スル諸領域ニ於ケル原料品及食糧品ノ輸入ハ、無稅トス。該品目表ハ、商工大臣、農務大臣及植民大臣ノ提案ニ基キ大統領令ヲ以テ規定サル。右品目表ニハ同一形式ニ依ル大統領令ニヨリ他ノ商品ヲ加フルコトヲ得

無稅ヲ享有セザル商品ニハ、最低稅率又ハ輕減稅率ヲ適用ス

本國及アルジエリヤ商品ニ對シ選定制度ヲ規定セザル第二類ニ屬スル諸領域ノ原產品ハ、佛蘭西及アルジエリヤノ輸入ニ際シテハ、最低稅率ヲ課セラル。商工大臣、農務大臣及大藏大臣ノ具申及植民大臣ノ提案ニ基キ、大統領令ハ右ノ諸領域產ノ若干商品ニ對シ稅率ヲ輕減シ、又ハ之ヲ無稅トスルコトヲ得

第二類ニ屬スル諸領域ニ產スル砂糖及砂糖製品ハ、佛蘭西及アルジエリヤニ於イテ輸入稅ヲ免除サル

第四條　一般稅率及最低稅率ハ、本國關稅定率表ノ輸入禁止規定ト共ニ、第一類ニ屬スル植民地ニ輸入サルル外國商品ニ適用サルル

稅率ニ關スル法律及規定ハ、佛蘭西共和國官報ニ公表ノ日ヨリ、四箇月以內ニ公布サルルモノトス

第五條　議會、財政委員會、總督府會議及行政會議ハ、植民省ニ對シ必要アル時植民地ノ商品ニ對スル特別稅制ノ適用ヲ要求シ得

右要求ハ植民相ニ受理セラレテヨリ三箇月以內ニ、商工大臣、農務大臣及大藏大臣ノ具申及植民大臣ノ提案ニ基キ、大統領令ガソノ裁決ヲナスモノトス

第六條　第二類ニ屬スル諸領域ニ輸入サルル外國商品ハ、地方關稅定率表ニ記載ノ稅率ヲ適用サル

右ノ期間ニ裁決ガ行ハレザル時ハ、議會、財政委員會、總督府會議及行政會議ノ決議ハ承認サレシモノト認メラル

第七條　甲佛蘭西植民地ヨリ乙植民地ニ輸出サルル甲佛蘭西植民地ノ原產品ハ、國際文書ガ本規定ノ適用ヲ許容セザル諸領域ヲ除キ、無稅トス

本規定ハ諸植民地ト佛蘭西委任統治領阿弗利加トノ貿易關係ニモ適用サル

關稅關係法規ヲ彙錄セル一九二六年十二月二十八日大統領令第三百三十二條ニ規定サレシ佛領印度ノ綿絲布類ハ、本法ヨリ除外サル

但シ各種綿布及綿絲ノ割當量ハ、各々第一類ニ屬スル諸植民地ニ對シテハ三百萬磅、第二類ニ屬スル植民地及委任統治領ニ對シテハ二百萬磅トス

第八條　關稅支拂濟ニテ、佛蘭西、アルジエリヤ又ハ植民地ニ於イテ精製サレ且ツ他領ニ再輸出サルル外國商品ニ對スル輸出稅ハ先ニ支拂ヒタル稅率ト地方稅率トノ差額トス

第九條　第二條乃至第八條ニ從ヒ、植民地又ハ佛蘭西委任統治領阿弗利加ニ輸入サルル商品ガ享受シ得ル稅率ノ輕減又ハ免稅ハ直接輸送及生產證明ノ條件ヲ以テ許容サル

但シ植民大臣ハ關係大臣ト調査ノ上、特定商品、特定輸送路及特定植民地ニ對シテハ、直航運輸ノ規定ニ牴觸セル規定ヲ認容スルコトヲ得

第十條　本國ニ於イテ制定サレシ輸出稅率及輸出禁止ハ、植民地仕向輸出品ニハ適用セズ

植民地ニ於ケル特別輸出稅率及輸出禁止ハ第一類ニ屬スル植民地ノ特別稅率設定ニ關スル第五條ノ手續及形式ニ從ヒ、商工大臣農務大臣及大藏大臣ノ具申、植民大臣ノ提案ニ基キ、大統領令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得

第十一條　本國輸入定率表ニ規定セル禁止又ハ制限ハ、一般秩序又ハ專賣ニ及ボス影響ヲ考慮シ、アルジエリヤ、植民地又ハ佛蘭西委任統治領阿弗利加ノ原產品ニ適用サル

右ノ禁止及制限ハ本國ヘノ輸入ノ場合ニ限ル

(3) 關稅及その他の課稅

一、關稅

(イ)　輸入稅

佛蘭西及佛蘭西植民地より直接輸入される商品は、原產地の證明をなしたる後、通關證の提出により輸入稅を免除さる。外國商品は植民地特別稅率に記載せられたものを除き、佛蘭西に輸入される商品と同一の法規に從ふ

一般稅率より有利なる稅率即ち最低稅率は、原產地證明書を附し、且つ特惠約款を締結せし國より輸入される商品に適用される

(ロ)　輸出稅―一九二六年三月二十四日、一九三七年三月二十七日及一九三七年四月二十一日（一九三七年五月十八日公布）の諸大統領令に據る。

佛蘭西及佛蘭西植民地を除き、他國に輸出する商品に課すべき稅額は左の如くである。

			ピアストル
馬		一頭に付	四・〇〇
牛		〃	一・〇〇
水牛	重量五五〇瓩以上	〃	四・〇〇
	重量五五〇瓩以下	〃	一・五〇
家禽		風袋込百瓩ニ付	〇・五〇
象		一頭ニ付	五〇・〇〇
死せる家禽		風袋込百瓩ニ付	〇・七五
梳れる屑絹糸		〃	六・〇〇
燕巣		〃	二〇〇・〇〇
鮮魚		〃	〇・五〇
乾魚、鹹魚又は燻製魚		〃	〇・七五
魚肉ペースト		〃	〇・五〇
鰕ペースト		〃	〇・七五
鱶の鰭		〃	一・五〇
乾鰕		〃	〇・七五
海鹿		〃	〇・七五
魚脂		〃	〇・五〇
貝殼	眞珠母	從價	四%
	鮑、その他工業用貝殼	從價	四%
砂糖	精製品	風袋込百瓩ニ付	一・〇〇
	その他	〃	〇・三五
糖蜜		〃	〇・一〇
甘蔗		〃	〇・一〇
茗荷及小豆蔻		〃	二・五〇
肉桂		〃	六・〇〇
ゴム・ラック		〃	一・〇〇
漆		〃	五・〇〇
大茴香		〃	五・〇〇
原棉(實棉)		〃	〇・五〇
加工せざる藺及葦		〃	〇・五〇
加工せざる籐		〃	一・〇〇
石灰石		〃	〇・一〇
鹽漬		〃	〇・五〇
生糸			〇・〇〇
加工或には縒ぢたる絹絲		風袋込百瓩ニ付	四〇・〇〇
髓籐		〃	四三・五〇
絲籐		〃	二・〇〇

印度支那以外の地に輸出される商品に課すべき稅率（一九三三年九月二十五日及一九三八年三月二十五日兩大統領令）

		從價・パーセント
玉蜀黍	百瓩ニ付	〇・〇六
粗及粗三〇%以上を含有する玄米		八・〇
粗三〇%以下を含有する玄米		六・四
白米		四・五

碎米　三・七五
粉米　三・二

註、課稅の基準たる價格は、最近三箇月に於ける西貢市場平均相場を以て決定する

(二) 國內一般稅

國內一般稅の適用樣式は、一九二八年五月十八日總督令、一九二九年五月十一日回章、一九二九年四月二日交趾支那知事令、一九二九年四月四日回章、一九三二年十二月三十一日大統領令、一九三二年一月八日總督令により規定されたもので、食糧品、輸入品及國內生產品に賦課される。從價率は商品により三%乃至四・九五%、八・二五%とそれ〳〵異つてゐる。

(三) 統計稅及同附加稅

一九三〇年六月二十七日法律に規定された本稅は、國別を問はず全輸出入品に賦課される。

	單位ピアストル
(イ) 樽、箱、袋又は他の方法で荷造りされた商品　一包ニ付	〇・〇九
(ロ) 荷造りせざる商品　一噸ニ付	〇・〇九五
(ハ) 生ける若くは屠殺された動物(牛、馬、羊、山羊、豚類)　一頭ニ付	〇・〇四
(ニ) 免稅通過した商品及動物　一包若くは一頭ニ付	〇・〇八

沿岸貿易の商品は本稅を免除される。又前揭(二)に該當する商品又は動物及入庫寄託する商品に對しては、一回に限り本稅が賦課される。

四、爲替差額補償附加稅

爲替差額補償附加稅は、一九三二年七月十六日大統領令で修正された一九三一年八月一日大統領令及諸法規で制定され、貨幣價値が下落せる國よりの輸入品に對し適用される。猶ほ本稅を課するか否かの判定は、稅關に一任されてゐる。

(4) 特殊制度

最後に特殊制度に就いて略述する。

或る種商品の輸出入の禁止、制限規定は、國內の秩序の維持、特殊商品の保存を目的としてゐるが、その他輸入割當制度の中には、本國の輸入に利あらしめる政策的の意味合も含まれてゐることは特に注目に價ひする。例へば輸入割當品の中に綿織物が含まれてゐるが、之は明かに我國を目的とした等の類である。

左にこの特殊制度に服すべき重要商品を揭示する。

(一) 輸入品

(イ) 輸入割當制度に服する商品

外國產純酒精、新聞及古典版印刷用紙、各種化學製品、外國製綿絲、綿織物。

(ロ) 原產地の明示を要する商品

外國產葡萄酒、外國產野菜、魚類罐詰。

(ハ) 特別規定に服すべき商品

ラヂオ機械及部分品、武器、軍需品及爆發物、或る種藥劑、麻醉劑、檢溫器、有毒劑、貨幣鑄造用諸機械、赤十字標章を有するもの、新聞及定期刊行物、外國古新聞、珈琲、甘蔗、精綿、原綿及綿屑。

芭蕉、珈琲樹、棉樹、茶樹、コンア樹、護謨樹、種子及その輸送に用ふる土壤若くは混合肥料、一定國の果實。

（ニ）禁止品

—輸入禁止品—

アブサン酒及その類似品、外國産酒精、外國製糖蜜及シロップ、加工蜜、外國製乳首（純正護謨以外の製品）、意匠違反の製品及器具、サッカリン、不姙具及同器具、チューブ附哺乳器、原産地若くは發送地を僞りて標示せる製品、自家用阿片、印度麻、火藥、彈藥筒、銀貨及その他金屬貨幣（金貨を除く）。

—輸出禁止品—

家畜類、阿片、阿片製品、モルヒネ、コカイン及之等の鹽、各種サベーク貨幣（安南外輸出）、ブロンズ製數取札、總噸數百噸及百噸以上の船舶、武器及軍需品、支那及隣接諸國向の火藥及爆發藥製造原料、外國向酸化ウラニウム鑛、化石、先史人類の骸骨及器具、歷史的記念物及古代美術品。

VI 國際貸借

先づ貿易收支勘定から述べることゝする。

左表に看る如く、貿易收支勘定に於いては毎年受取超過を普通としてゐた。出超が一番多かつたのは一九二六年で、實に九億八千八百萬フランであつたが、一九二七年には激減して二億九千五百萬フランとなつた。一九二八年には再び增加して四億フランと盛り返したが、それが一九二九年、一九三〇年には急減してそれぞれ六千二百萬フラン、三千八百萬フランに過ぎなくなつた。然るに一九三一年の輸出の減少は更に甚しく、遂に輸入超過一億六千六百萬フランといふ印度支那の貿易勘定として、全く異常な動態を示した。

一九三二年、三三年、三四年も引續いて輸出は減退したが、それに伴つて輸入が減少したため僅かに入超を免がれてゐた。之等の期間に於いては世界恐慌の打擊が印度支那の對外貿易に最も深刻な影響を與へてゐたのであつて、輸出額の減少は農産物、殊に米穀類及護謨の價格の下落と輸出高の減少が原因をなしてゐた。然し一九三五年より輸出は漸く增加に轉じて、出超も三億九千七百萬フランに回復、その後は正常の出超の水準を凌駕し、一九三九年には出超實に十一億千二百萬フランにまで達した。

一九一九年以降の貿易收支を見れば左表の如くである。

第142表　貿易收支（百萬フラン）

	輸入	輸出	差引（出＋入－）
1919年	532	846	＋ 314
1920年	848	982	＋ 134
1921年	808	1,284	＋ 476
1922年	839	1,112	＋ 273
1923年	1,093	1,155	＋ 62
1924年	1,389	1,771	＋ 382
1925年	1,781	2,456	＋ 675
1926年	2,867	3,855	＋ 988
1927年	2,686	2,981	＋ 295
1928年	2,538	2,938	＋ 400
1929年	2,550	2,612	＋ 62
1930年	1,803	1,841	＋ 38
1931年	1,286	1,120	－ 166
1932年	938	1,017	＋ 79
1933年	911	1,015	＋ 104
1934年	914	1,061	＋ 147
1935年	901	1,298	＋ 397
1936年	975	1,708	＋ 733
1937年	1,562	2,594	＋ 1,032
1938年	1,943	2,843	＋ 900
1939年	2,382	3,494	＋ 1,112

（Tableau du commerce extérieur 1938年及 Statistique mensuelle du commerce extérieur 1939年より作成

次に貿易外の收支に就いては資料に乏しく、その事情を明瞭にすることは極めて困難であるが、ポール・ペルナール氏は、「印度支那の經濟問題」（Le problème économique indochinois）に於いて、之を左の如く算定してゐる。

貿易外收支

支出

(A) 千五百萬ピアストル　歐洲人の事業利益七千二百萬ピアストルの中、一二パーセントは歐洲に送金されるとの推定の下に、賜暇歸國する官吏等が歐洲に持出す給料等を合計した額。

(B) 二百萬ピアストル　印度人金融業者、所謂 Chetty の國外に持出すもの。

(C) 五百萬—六百萬ピアストル　華僑が商工業上の收益を本國に送金する額。

(D) 一億二千五百萬ピアストル　護謨及石炭業に對する佛蘭西資本家の投資額約四億ピアストルのうち、一億二千五百萬ピアストルは之等商品の生産期に再び佛蘭西本國に送られる。

(E) 千百萬ピアストル　佛蘭西本國軍事費支出補塡のため本國に送金される額。

(F) 三百萬ピアストル　諸負債稅金の滯納。

以上の支出を合計すれば一億六千二百萬ピアストルを下らない。故に貿易外收支としては印度支那は若干超過とならざるを得ないわけである。以上がベルナールの所說であるが氏の計算からは、貿易外收支勘定中の重要項目たる船舶運賃、保險料等が除外されてゐるため正確なる數字を知ることは困難である。然し乍ら、兎も角貿易外收支とを合したる國際貸借に於いて、印度支那は毎年受取超過にあることは事實にして、この傾向は將來特殊の事情の起らざる限り大なる變化を見ないと考へられる。

二　國內商業

I　取引狀況

印度支那の商業取引はその發達の程度から云へば歐洲諸國に於けるほど近代的に整備されてない。商業上の取引機關が未發達であるのみならず、諸種の商慣習、取引決濟の方法等に於いても著しく遲れてゐる。これは印度支那の產業一般が未だ近代化してゐない一つの現はれに外ならぬが、最近に至り漸く歐洲諸國のシステムを採入れ、國際的レヴェルに立つて取引を行ふ方法が普及しつゝある。

商權を握るものは、一部の佛蘭西人を除いては殆んど華僑である。殊に亞細亞人の生活必需品たる米、玉蜀黍、魚類、鷄卵、乾大豆等の食糧品や、織物類の取引は全く彼等の手中に收められてゐる。彼等は農民達からこれらの商品を買集め、亞細亞諸國及歐洲に輸出し、また精製して領內の需要者に販賣する。從つて彼等の中には仲買人として有力な者があるばかりでなく、工場經營者も多く見られるのである。殊に精米業は華僑の經營にかゝるものが極めて多い。又華僑商人の大半は單なる商品の仲買人に止まらずして金貸業をも兼ね營んでゐる。彼等は領內の農民、手工業者に金錢を貸付け、高利を收取して利益を擧げてゐる。殊に農民等に對しては一定額の金錢を前貸して、穀物類の收穫期まで待ち、收穫物を以て辨濟せしむる方法により金錢の利息と商品販賣の利益とを二重に取つてゐる者が多いのである。

貿易品の仲買は若干の歐洲人商人、印度人商人及會社の手を通ずる外、すべて華僑仲買人の手で營まれる。而して佛蘭西より輸入される商品も過半は華僑仲買人の手を經るのである。また輸出にあつても、歐洲諸國向のものが直接輸出

である以外、亞細亞諸國向の商品は華僑商人の手を通ずるものが少くない。取引決濟の方法は未だ對人信用によるもの多く、物件擔保をとること少く、一定期間後の支拂を人的に保證する商慣習が多く殘つてゐる。銀行等の金融機關は近來著しく整備されてきたが、取引所及倉庫の設備は未だ完全とは云ひ難い狀態にある。

II 物價及生計費

印度支那に於ける最近の物價趨勢に就いて卸賣價格、小賣價格の兩指數の動態を第百四十三表に見よう。比較對照の便宜のために、佛蘭西、英吉利、合衆國、英領印度、蘭領印度、支那（上海）の夫を併載する。現行ピアストルの卸賣物價指數をみると、一九一三年基準で、一九三一年を最高とし、その後は數年低下を續け、一九三二年の百十六は、一九三三年に百六、更に三四年には九十六、三五年には九十四にまで低下した。勿論經濟恐慌の

第143表　卸賣價格指數

	佛領印度支那		佛蘭西		英國		合衆國		日本		支那（上海）	
	ピアストル	金ピアストル	フラン	金フラン	ポンド	金ポンド	ドル	金ドル	圓	金圓	元	金元
	1931年＝100		1914年7月＝100		1914年＝100		1913年＝100		1914年 7月		1913年	
1931年	129	104	462	94	101	84	105	105	122	120	182	85
1932年	116	94	407	82	98	70	93	93	128	72	162	73
1933年	106	86	388	79	97	65	95	75	143	57	149	65
1934年	96	78	366	75	99	61	107	64	141	50	140	61
1935年	94	76	347	71	103	61	114	67	147	50	139	63
1936年	98	73	404	75	108	65	116	69	157	54	156	58
1937年	132	65	563	69	124	74	124	73	190	69	186	68
1938年	153	53	640	56	111	67	113	67	200	68	220	57
1939年 1月	152	49	676	55	108	61	110	65	206	67	244	48
2月	154	50	677	55	107	61	110	65	210	69	250	49
3月	154	50	681	55	108	61	110	65	210	69		
4月	158	51	682	55	110	62	109	64	212	70		
5月	160	52	693	56	110	62	109	64	214	70		
6月	158	51	685	56	110	62	108	64				
7月	157	51	677	55	108	61	108	64				
8月	154	49	672	50								
9月	157	43										
10月	168	46										
11月	180	50										

1939, P. 1279)

第143表　卸賣價格

	英領印度		蘭領印度	
	ルピー	金ルピー	フロリン	金フロリン
	1914年7月		1913年7月	
1931年	96	98	105	105
1932年	91	73	86	86
1933年	87	67	71	71
1934年	89	62	67	67
1935年	91	61	65	65
1936年	92	62	67	64
1937年	102	69	89	73
1938年	95	64	83	68
1939年 1月	95	61	81	65
2月	97	62	81	65
3月	96	61	81	64
4月	99	63	81	64
5月	100	64	81	64
6月	99	63	81	64
7月	98	62	81	64
8月	99	58	81	64
9月	114	62	85	67

(Bulletin economique de l'Indochine,

餘波を蒙つたことに原因してゐるので、他國に於いても同一の現象が見られる。然し一九三六年後期より漸く回復し、一九三七年には百三十二、一九三八年には百五十三、更に一九三九年には鰻上りに向上して十一月には百八十に達した。次に小賣價格指數をみると、卸賣物價と同じ趨勢をとつて推移してゐることが見られる。

現行ピアストル物價で河內と西貢を比較すると、低落にしても上昇にしても、西貢に比して河內は餘計敏感であることが窺はれる。卽ち一九三三年に河內は百四十二、西貢は百四十五と殆んど大差がないが、一九三四年には西貢の百三十三に對し、河內は百二十八でその間に五の差が生じ、その差は一九三五年には益々顯著となり、十三と開いてゐる。

一九三九年になると之は逆となり、河内に上昇の率は著しく、十一月に於いて西貢の百七十八に對し、百九十六で十八の増加となつてゐる。政治都市たる河内が、經濟界の動きに對し西貢よりも敏感であることを證明してゐる。最近に於ける小賣價格指數を示せば、第百四十四表の如くである。

生計費も亦小賣價格も大體同じ傾向を示してゐる。

一九三一年には河内に於いて、歐洲人が百七十八、土民中流階級が百九十四、勞働階級が百七十一であつたが、生計費指數が低落の底にあつた一九三六年でみると、歐洲人は百二十七、土民中流階級は百二十八、勞働階級は百十一と、

數指格

佛領印度支那		佛蘭西		
ピアストル金	ピアストル	フラン	フラン金	
河内	西貢	巴里		
1914年第1-4半期＝100		1914年7月＝100		
132	134	611	124	
126	124	535	109	
116	118	491	100	
105	109	481	98	
96	106	423	86	
85	94	470	88	
67	68	600	74	
59	58	702	62	
57	56	748	60	
57	56	744	60	
59	57	742	60	
60	57	734	59	
60	57	738	60	
61	57	739	60	
61	57	741	60	
61	57	749	60	
53	49			
54	49			
55	50			

合衆國		日本	
ドル	金ドル	圓	金圓
1914年7月＝100		1914年7月＝100	
119	119	136	133
100	100	136	81
98	78	144	59
109	65	149	52
121	72	152	52
125	77	159	55
130	80	174	60
120	74	200	68
119	72	211	69
117	72	214	70
116	71	213	70
117	72	217	71
117	72	221	72
116	71	221	72
117	72	221	72

第144表　小賣價

		佛領印度支那		
		ピアストル		
		河内	西貢	
		1910年—1914年＝100		
1931年		161	163	
1932年		154	151	
1933年		142	145	
1934年		128	133	
1935年		117	130	
1936年		113	124	
1937年		136	139	
1938年		166	163	
1939年	1月	175	171	
	2月	175	171	
	3月	179	175	
	4月	183	175	
	5月	184	175	
	6月	186	175	
	7月	185	175	
	8月	189	176	
	9月	190	176	
	10月	194	178	
	11月	196	178	

		英吉利	
		ポンド	金ポンド
		1914年7月＝100	
1931年		130	119
1932年		125	90
1933年		120	82
1934年		122	75
1935年		125	75
1936年		130	79
1937年		140	84
1938年		139	82
1939年	1月	138	78
	2月	135	77
	3月	135	77
	4月	134	76
	5月	134	76
	6月	139	79
	7月	137	78

（同　表　P. 1230）

それぞれ一九三一年に比し、五十一、六十六及六十の低下であつた。即ち、歐洲人の生計費指數に比し、土民の夫の低下はより著しかつたことが判る。之は生計費を構成する項目の中、食糧品の價格の低落が、歐洲人の生計費中に於けるウエイトよりも、土民の夫に於いてより大であつたためである。然し一九三七年以降は、前述した小賣價格指數の騰貴により、生計費指數もその影響を受けて上昇し、一九三九年第三四半期には歐洲人に百九十、土民中流階級が二百十二、勞働階級に百九十二となつてゐる。

亦河内と西貢を比較すると、西貢に比し河内の生計費が高いことが判る。左表に於いては歐洲人しか現はれてゐないが、土民に於いてもこの現象は同一である。

第145表　生計費指數

	河内（ピアストル）			西貢（ピアストル）	河内（金ピアストル）			西貢（金ピアストル）
	歐洲人	土民中流階級	土民勞働階級	歐洲人	歐洲人	土民中流階級	土民勞働階級	歐洲人
	1910年—1914年＝100				1914年第一四半期＝100			
1931年	178	194	171	164	146	159	140	135
1932年	165	177	153	154	135	145	125	126
1933年	149	155	134	136	122	127	110	111
1934年	139	144	126	127	114	118	103	104
1935年	129	131	113	123	106	108	92	101
1936年	127	123	111	118	96	96	84	90
1937年	147	156	148	128	73	77	73	64
1938年	166	180	172	142	59	64	61	50
1939年第一四半期	178	193	177	146	58	63	58	48
第二四半期	188	207	188	148	62	68	62	48
第三四半期	190	212	192	148	59	66	59	46

	佛蘭西（巴里）		合衆國		英吉利		英領印度（ボンベイ）	
	フラン	金フラン	ドル	金ドル	ポンド	金ポンド	ルピー	金ルピー
	1914年4月＝100							
1931年	569	116	141	141	147	135	110	116
1932年	525	107	126	126	143	103	109	88
1933年	520	106	121	98	140	95	103	79
1934年	516	105	129	77	141	87	97	68
1935年	483	98	135	80	143	85	102	68
1936年	507	95	137	81	147	90	102	69
1937年	619	76	143	85	154	93	106	71
1938年	698	61	140	83	156	92	105	70
1939年 1月	・	・	138	82	155	88	105	67
2月	745	60	138	82	153	87	104	67
3月	・	・	137	81	153	87	103	66
4月	・	・	138	82	153	87	103	66
5月	750	61	137	81	153	87	103	66
6月	・	・	137	81	156	89	104	67
7月	・	・	137	81	155	88	105	67
8月			137	81	155	82	105	62

（同　表　P. 1231）

第九　貨幣及金融

一　貨幣制度

I　沿革

佛領印度支那の貨幣制度は一九三〇年の改革によつて銀本位制から現行金本位制に移つた。この改革によつて植民地貨幣制として尙ほ數多の問題を孕み乍らも、一應の整備統一を來したものと見ることが出來る。但し、一九三六年以降に於けるフラン貨の動搖は、佛領印度支那の貨幣制に對しても攪亂的作用を及ぼし、一九三六年十月のフラン切下げの結果新貨幣條令も停止されるに至つた。

佛領印度支那貨幣制の發展は、これを次の四期に分つことが出來る。

第一期（十九世紀前半）土着貨幣時代

第二期（十九世紀後半）メキシコ銀時代

第三期（二十世紀最初の三十年）フランス・ピアストル時代

第四期（一九三〇年以後）金本位時代

第一期　土着貨幣時代

第一期は十九世紀前半で、當時は土着貨幣が支配的に行はれてゐた。所謂匣錢サペーク及兩がそれである。この他國

際貨幣として外貨たるメキシコ銀も既に海港市で通用してゐた。

サペーク（Sapèque）には銅及亞鉛の二種があり、卑金屬錢として土民間に一般的に流通してゐた。公定量目は治世の變る毎に變更を見たが、銅錢は三乃至五瓦餘、亞鉛錢は大體に於いて二・二六五瓦に止まり、兩者の間に法定比價造が定められてゐた。卽ち實際單位はこれを貫（Quan）とし、亞鉛錢六百枚、銅錢百枚を以てそれ〳〵一貫とし、これに穴を通して一束（Ligature）とし、十束を Chuc と呼んだ。サペークの鑄造權は政府に專屬した。

兩（Yen）には金及銀の二種がある。貴金屬貨幣が土着貨幣として發生し流通するに至つたのはこの時期である。當初は俵狀又は塊狀の原形の儘で使用され、その後鑄貨として發行されたのである。

「兩」は安南に於ける金屬秤量の標準で、それがその儘貨幣單位と成つたものである。支那に於ける量目且つ貨幣單位たる兩に相當する。量目としての兩は三七・七五瓦に當る。安南政府の鑄造に係るものは、金貨は百兩、五十兩、四十兩、三十兩、十兩金を大判（Yen-rang）と稱し、五兩及二兩半を小判（Nwa-Yen, Vang）又は葉金（Thoi-vang）と稱へ、外に一兩粒（Luong Vang）一兩又は半兩釘金（Dinh-vang）四分、三分、四半、二分、一分金の小金貨があり、銀貨には百、四十、三十、二十又は十兩大判（Yen Bac）五兩、二兩半、一兩釘銀、半兩又は四半兩銀兩の各種があつた。

金銀兩貨の間には比率なく、自由鑄造を認められたため一般には量目及形狀共に區々であつた。

この第一期を特徴づけるものは、先づ土着貨幣が一般に行はれたことであるが、而もこの土着貨幣に三種の貨幣がそれ〳〵獨立に、そして相互に交錯して行はれたことである。卽ちサペーク、金兩及銀兩の三貨幣は、その間公定の比率なく、各〻その金屬價値にのみ依存してゐたのである。サペークは勿論補助貨ではなく、寧ろ全般的には低級なる土民生活に適應するものとして廣く行はれ、當時の標準貨幣であつた。兩貨は大量取引に使用されたが、自由鑄造を認められてゐたため形狀量目の混亂を來し、單に計算貨幣としての役割を演ずるに過ぎぬ狀態となり漸次惡質化するに伴ひ、メキシコ銀に驅逐されるに至つた。而して遂に一八六八年交趾支那政府はその公貨としての通用力を禁止するに至つた。又同政府は同年サペーク貨に對しても同樣の處置を採つたが、その根强い傳統の故にその後も可成り行はれ、今日も尙ほ實地に流通してゐる。

第二期　メキシコ銀時代

第二期は十九世紀後半に當り、メキシコ銀の全盛時代である。尤も一八八九年以後は、フランス・ピアストルが鑄造されるに至り、何れも法貨として表面上、二個の本位貨幣が對立することゝなり、その品位差に基く混亂を免れ得なかつた。

メキシコ銀はフランス・ピアストルに對し之をメキシコ・ピアストル（Piastre mexicaine）と呼ぶ。メキシコ銀が當時東洋市場に廣く行はれたことは周知のことである。印度支那へは支那を通じて流入したが、佛蘭西遠征軍の派遣が之を決定的なものにした。遠征軍は自國のフランも、又土着のサペークをも使用せず、專らメキシコ銀を使用したがためである。一八六二年の總督令は先づ交趾支那に於いて同貨を法貨とし、單位弗を純銀二六・九四瓦とした。

要するに、一八五〇年以降五〇年間はメキシコ銀の印度支那に於ける全盛期で、フランス・ピアストル出現後も法貨としての通用力を維持した。併し乍ら一九〇三年の幣制委員會に於いて、フランス・ピアストルを以て單一の本位貨幣とすると決定し、銀貨輸入禁止となるに及んで、メキシコ銀は印度支那から消失するに至つた。

第三期　フランス・ピアストル時代

第三期は二十世紀最初の三〇年間で、フランス・ピアストルの單本位制時代である。前述の如く、フランス・ピアストルは、一八七八年の大統領令に基き一八八五年鑄造が開始され、法定通用力を賦與され、本位貨幣としてメキシコ銀と對立するに至つた。而して一九〇五年のメキシコ銀禁止により、一九三〇年の幣制改革までピアストル單本位時代を現出したのである。

佛蘭西人はピアストルを商業ピアストル（Piastre de commerce）と呼び、メキシコ銀をメキシコ・ピアストルと呼んで兩者を區別してゐた。フランス・ピアストル（以下單にピアストル）は二七・二一五瓦、品位千分の九百の銀である。之を百分して仙（Cent）とし、補助貨として五十仙、二十仙、十仙の銀貨と、一仙銅貨を作つた。

第三期の特徴はピアストル貨による單獨銀本位制の支配である。第一期に於ける數種の獨立な土着貨幣の併行と、加ふるに第二期に於ける兩種の外來銀貨の對立的流通とは、第三期に於いてピアストルの單行制によつて止揚されたのである。これに依つて、佛領印度支那の幣制は一先づ銀を基礎として表面上統一されるに至つた。

第三期を特徴づける今一つの事實は、この本位を巡る本國側の論爭である。一九〇三年貨幣委員會が設けられてから委員會は戰前戰後を通じ幾度か本位問題を巡つて開催され、金本位論、銀本位論に岐れたが、大戰後、植民地の重要性が再認識されるに及んで大勢は金本位論に傾いた。尤も金本位論にしても、或は金貨本位、或は金爲替本位、或は金塊本位、或はフラン本位等、種々の說が行はれた。併し結局、一九三〇年の制度改革により現行の金塊本位制を採用するに至つた。

II 新貨幣制度

現行制は第四期に當る。純然たる金塊本位制であるが、金貨は存在せず、市場にはピアストル銀貨が代表貨幣として流通するに過ぎない。

一、本位貨幣

（イ）金ピアストル

新幣制に於ける本位貨幣たる金ピアストルは、量目六百五十五ミリグラム、品位千分の九百であるが、名目的のもので、實際には存在しない。

改革當時に於ける金ピアストルの英米佛貨及圓貨との平價は次の如くであつた。

1 Piastre=19 d. 3215

100 Piastre=39 $ 1781

1 Piastre=10 Fr.

100 Piastre=78.60 yen

對フラン比價一ピアストル十フランは、一九三〇年五月大統領令の明記するところであるが、これは單にピアストルの對外貨幣の金地金比價を機械的に表示したに止まり、ピアストルは本質上フラン貨とは何ら直接的關聯をもつてゐない。

（ロ）銀ピアストル

銀ピアストルは本位貨たる金ピアストルの代表貨幣である。蓋し新制度は純然たる金塊本位制として、實際には金貨の存在を見ないが故である。金塊本位制は、必然的に銀貨ピアストルの國内通貨としての地位を事實上、本位貨幣に迄引上げる。從つて、一九三〇年五月の貨幣條例は銀ピアストルに對し、左の三つの規定を與へた。

（一）無制限通用力を有すること。

（二）發券銀行は營業所に於いて無制限に受入れること。

（三）發券銀行の受入れたピアストル銀貨は政廳勘定として政廳に歸屬する。

右の中第一項はピアストル貨が新貨幣金ピアストルの代表貨幣たることを意味する。土民生活の慣習は俄に金貨の流通に應ずべくもないから、實際は從來通り銀貨を流通せしめることにしたのである。

第二項に云ふ發券銀行のピアストル銀貨の無制限受入れは、第一項の處置の當然の歸結でもあれば、且つ亦銀ピアストル改正のための舊貨回收のためでもある。卽ち第三項に謂ふ受入ピアストルを政廳勘定に移すことは、新貨ピアストル鑄造の地金を準備することを意味する。

新銀貨ピアストルは一九三〇年八月十二日の大統領令に依つて次の如き鑄造條件を規定された。

銀貨	直徑	三十五粍	品位	千分の九百	公差　千分の三
	量目	二十瓦	通用力	無制限	
現行ピアストル（Piastre de commerce）ガ個人間ノ强制通用力ヲ失ヒ、官公金庫受入效力ヲ失フニ至ル時日ハ印度支那總督之ヲ決定ス。					

右の如く、政府は舊銀貨ピアストルを全部改鑄して、新たに輕量ピアストルを流通せしむる旨を規定した。舊ピアストルの二十七瓦に對し新ピアストルは二十瓦（品位は同じ）であつて、七瓦の輕量である。その理由は要するに、地金比價を低下することに依つて、銀貨暴騰時に於ける國外輸出を避けることと、改鑄益金を得て之を在外資金に充當し、新幣制の基礎を强固ならしめんとするにあつた。

二、補助貨

補助貨としては、銀貨及銅貨がある。銀貨は五十仙、二十仙、十仙の三種で、五十仙は一般取引單位に對し割高であるところから、既に現在鑄造されず、稀に流通するのを見るのみである。各銀貨の形狀、量目、品位及通用力は前揭の表に示した通りである。現行銀貨は、一八八〇年以後數次の改鑄を經たものである。

銅貨には五仙白銅と一仙銅貨とがある。一九二一年度の改鑄に關する。

一九三〇年八月の大統領令は補助貨の鑄造に關し次の如く規定してゐる。

一八九五年七月八日附大統領令ニ於イテ規定シ、ソノ後ノ諸大統領令ヲ以テ改正サレタルピアストル補助貨ハ、右諸規定ノ現行範圍內デ引續キ法定通用力ヲ有ス。但シ印度支那總督ハ今後總督府會議ノ決議ヲ經、總督令ノ公布形式ニ依ツテ右ピアストル補助貨ノ品位、量目、公差及直徑ヲ變更シ、現行補助貨ノ法定通用力ヲ停止スベキ日時ヲ決定スルコトヲ得。

卽ち現行補助貨は從前と同一條件の下に新貨幣ピアストルの補助貨として認められた譯である。但し、新銀貨ピアストルの流通と共に、之に對する量目の權衡上、補助小銀貨は順次改正されることになつた。

一八五四年五月三日附元老院令第十八條ニ準據シ植民大臣及大藏大臣ノ申告ニ基キ左ノ通リ勅令ス。

第一條　印度支那ノ貨幣單位ヒアストル、品位千分ノ九百六五ミリグラム、品位千分ノ九百ノ金ヲ以テ構成ス。即チ一九二八年六月二十五日附法律ノ規定ニ依ル一〇フランノ對價ヲ有ス

第二條　印度支那銀行ハソノ銀行券ノ持參人ニ對シ一圓拂ヲ以テ金トソノ兌換ヲ保證スル義務ヲ有ス。同行ハコノ兌換ヲ保證スル爲メ品位千分ノ九百ノ比例ヲ以テ金ト交換スルコトヲ依リテ保證ス。交換所ハ同行ノ選テ西貢又ハ巴里トス。後者ノ場合ニハ西貢、巴里間ノ現送費用及保險料ヲ控除ス。銀行ハ最少限度ニ對シテハ兌換ヲ拒ムコトヲ得ス。

第三條　印度支那銀行ハ佛領印度支那ノ政府ノ爲メニ一切ノ國庫事務ヲ取扱フ。但シ利息ヲ控除スルヲ得ス。銀行ハ巴里造幣局ノ料率ニ從ヒ地金ヲ貨幣ニ鑄造シ又ハ貨幣ヲ地金ニ變更スル義務ヲ有ス。銀行ハ巴里造幣局ノ料率ニ從ヒ地金ヲ貨幣ニ鑄造シ又ハ貨幣ヲ地金ニ變更スル義務ヲ有ス。但シ利息ヲ控除スルヲ得

第五條
本令ニ牴觸スル一切ノ規定ハ之ヲ廢止ス

第六條
植民大臣及大藏大臣ハ各ソノ職責ニ關スル範圍内ニ於イテ本令ノ施行ニ付キ責ヲ負フ

一九三〇年五月三十一日、巴里ニテ

共和國大統領　ガストン・ダーメルグ
植民大臣　ピエトリ
大藏大臣　レイノー

(二)　同施行令

印度支那總督ハ、左記諸法令に準據シ左ノ通リ發令ス

一、印度支那ノ財政及行政官制ニ關シ、總督ノ權限ヲ規定シタル一九一一年十月二十日大統領令
一、一九一八年八月二十三日大統領令
一、印度支那ニ於ケル法令公布ニ關スル一九〇二年二月一日大統領令
一、印度支那ニ於ケル幣制ヲ規定シタル一九三年五月三十一日大統領令

第一條
印度支那ニ於ケル幣制ヲ規定シタル一九〇三年五月三十一日大統領令ヲ印度支那ニ施行ス

第二條
本令及第六條記載法令ノ公布ハ緊急ヲ要スルヲ以テ一九〇二年二月一日大統領令第三條規定ヲ適用シ、公布ニ關スル一切ノ方法ヲ以テ公布ヲ實行スベシ

一九三〇年六月六日　河内ニテ

代表官　印度支那總督府書記官長　グライーユ

五、新貨幣條例の停止

以上述べ來つた一九三〇年の改正による新貨幣制例は、最近に於けるフラン貨の動搖の結果、遂に停止されるに至つた。卽ち佛蘭西政府は一九三六年九月のフラン貨切下に伴ふ措置として、印度支那の貨幣法停止に關し、同年十月二日附を以て左の如き大統領令を公布したのである。

(一)印度支那ノ貨幣制度ヲ定ムル一九三〇年五月三十一日大統領令ノ第一條及第二條ノ規定ハソノ適用ヲ停止ス
(二)印度支那ノ貨幣單位ナルピアストルノ金含有量ハ追テ大統領令ヲ以テ定ムベシ
(三)右大統領令ノ制定マデ印度支那銀行ハソノ兌換券ヲ一ピアストル十フランノ割合ヲ以テフランニ兌換スルコトヲ要ス

右大統領令に依れば、貨幣法第一條（金ピアストルの量目規定）並びに第二條の兌換規定が停止されることになつたのであるが（前掲貨幣條例參照）これは事實上、貨幣法そのものゝ停止に外ならない。ピアストル貨の單位量目は追て大統領令によつて決定するとあるが、これは本國のフラン貨が決定的に安定してからのことである。但し對フラン相場は依然として一ピアストル十フランの割合を維持し、且つこの比率による兌換を堅持してゐる。後段、爲替の項にみられる通り、ピアストル相場はフラン貨の動搖中と雖も十フランを確保してゐる。

第148表 ピアストル貨の動き （單位 千ピアストル）

		1934年	1935年	1936年	1937年
印度支那銀行に償還されし舊ピアストル貨		660	1,182	54	—
國外に送金されし舊ピアストル貨	佛蘭西向	250	1,520	—	171
	他國向	—	5,350	—	—
	合計	250	6,870	—	171
佛蘭西に送金されし新ピアストル貨（各十二月三十一日）		—	—	3,708	12,104
舊ピアストル貨 (1)		5,862	174	228	49
新ピアストル貨 (2)		13,701	15,655	12,087	36
補助貨		229	105	129	542

註 (1) 重量は27瓦 (2) 重量は20瓦

(Annuaire Statistique de l'Indochine, 1936—37, P. 131.)

第149表 補助貨の動き（單位 千ピアストル）

	50仙	20仙	10仙	合計	5仙	1仙	½仙	合計
	1937年							
巴里造幣局鑄造高	—	1,223	1,954	3,177	500	89	51	640
國庫受入高	2,000	1,084	1,616	4,700	62	41	33	136
	1936年							
巴里造幣局鑄造高	2,000	—	—	2,000	—	—	118	118
國庫受入高	—	—	—	—	—	—	178	178
補助貨引上且フランス向輸送高（國庫扱）	5	264	233	502	—	—	—	—

（同 表 P. 132.）

第150表 1930—37年の通貨流通高の增減（單位百萬ピアストル）

	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1937年
銀行券	− 23.5	− 18.9	− 9.5	− 1.7	+ 4.9	− 5.6	+ 25.0	+ 35.7
金屬ピアストル	− 7.3	− 17.1	− 6.0	− 0.3	− 0.6	− 1.2	− 0.1	—
舊	—	+ 1.9	+ 0.8	− 1.0	+ 0.4	− 1.8	− 0.1	− 0.05
新	+ 0.9	− 2.9	− 1.0	− 0.3	+ 0.1	+ 1.2	+ 1.6	+ 5.6
補助貨（銀及銅）	− 29.9	− 37.0	− 15.7	− 3.3	+ 4.8	− 7.4	+ 26.4	+ 41.3

（同 表 P. 132.）

第146表 印度支那現行新貨幣表(1930年の改革によるもの)

幣種			直徑	量目	品位	通用力
本位貨幣	金塊	1ピアストル		655ミリグラム	千分の900	對價佛國—10法
代表貨幣	銀貨	1ピアストル	舊	27グラム	千分の900	廢止(1931年12月)
			新35粍	20グラム	〃	無制限
補助貨	銀貨	50仙		13グラム500	千分の900	なし
	〃	20仙	26粍	5グラム400	千分の680	2ピアストル
	〃	10仙	19粍	2グラム700	〃	〃
	白銅貨	5仙		5グラム	白銅 250 銅 750	〃
	銅貨	1仙	26粍	5グラム	銅 950 錫 40 亞鉛 10	〃
銀行券	印度支那銀行券	100ピアストル 20 5 1	一覽拂にして持參人拂 1ピアストルに對し法定金塊と兌換する。印度支那に於ける印度支那銀行支店が發行すると共に當該支店のみ兌換義務を有す。金準備高は流通額の3分の1			

第147表 各種通貨國庫保有高 （單位 千ピアストル）

	1934年	1935年	1936年	1937年
印度支那銀行券	6,590	5,849	5,992	8,207
金屬銀貨 舊	—	—	—	—
金屬銀貨 新	154	30.7	11.2	2.5
補助貨				
銀貨 50仙	2.7	1.4	1.6	435.6
銀貨 20仙	2,589.8	1,912.5	1,207.6	530.5
銀貨 10仙	3,100.4	2,374.1	1,558.6	866.8
銅貨	459.4	440.1	419.2	185.4
計	13,256	10.608	9,190	10,228

(Annuaire Statistique de l'Indochine, 1936—37, P. 131.)

二　中央銀行及發券制度

I　概　說

印度支那銀行（Banque de l'Indochine）は、一八七五年當領の産業開發を主眼として、佛蘭西に於ける「コントアール・デスコムト」銀行（Comptoir d'Escomte）及「巴里・和蘭銀行」（Société Générale）「ソシエテ・ゼネラル」銀行の合同經營として設立された。當初の資本金八百萬フランで、巴里に本店を置き、その後間もなく西貢、ポンディシェリー等に支店を開設した。而して同行は設立と同時に發行權を政府より賦與され、且つ本國の親銀行の資金援助、經營指導宜しきを得たるため業務は順調に進展し、一八八四年には海防（ハイフォン）に、翌年には都郎（トゥーラン）に店舗を增設し、佛領印度支那全體に亘る金融上の實勢力を握り、その信用益〻擴大し、一八八八年には印度支那に於ける中央銀行たるのみならず、更に極東に於ける佛國の利益を代表する政府機關たるの特質を帶ぶるに至つた。斯くて基礎愈〻安定するに及び、領內、支那、印度、その他各地に支店、出張所又は代理店を開設し、一面特權銀行として財政的にその機能を發揮し、他面產業の開發及商工業の振興に力を致して順調に發達し、資本金も漸增して現在一億二千萬フラン、諸積立金は一億三千萬フランとなり相當內容あるものとなつた。

II　發券制度

印度支那銀行の發券制度、組織內容は一九三〇年度の幣制改革によつて重大な改正をみた。現在、印度支那銀行法と

も稱すべきものは、一九二九年十一月の政府及印度支那銀行間の協定書、一九三一年三月の印度支那銀行發行權更新法及同年四月の印度支那銀行定款の三者から成つてゐる。

先づ「協定書」に依つて、印度支那銀行は從來の私設銀行たるの性質を稀薄にし、國家的性質を加味した。卽ち政府は取締役會長及總支配人を任命し、又公稱資本金の五分の一に相當する株式を新しく保有することに依つて銀行の管理權を取得すると共に、他方、銀行をして發行稅を支拂はしめることにより、植民地歲入を增加し、農業資金貸付を一層容易ならしむるに至つた。

次に「發行權更新法」は從前大統領令に依つて同行に與へられた銀行券發行の特權を、新たに法律として規定した上更新したもので、同年後二十五ケ年間、卽ち一九五六年迄の印度支那に於ける發行制度を規律するものである。同法は就中、發行權の期限、銀行券の通用力、特權行使區域、兌換及保有準備等の基本條件を規定するの他、特權に附帶した條件、卽ち印度支那銀行が中央銀行として新に負擔すべき義務と政府へ納付すべき發行稅に關する條件とを決定してゐる。

「定款」は同行の組織內容を規律する。以下發行制度及印度支那銀行の組織內容に就いて述べる。

現行發行制度の大綱は前述の如く、「發行權更新法」に規定されてゐる。然し、前記の「協定書」及「定款」も發行制度を拘束する。又從前の總督令で公布された諸法令の中、「更新法」に矛盾せざる諸條項も同じく發行制度を拘束する。これら諸法令を綜合して、現行發行制度を簡說すれば次の如くである。

一、基本條件

佛領印度支那篇

(イ) 期　　限

一八七五年一月三十一日、一八八八年二月二十日、一九〇〇年五月十六日の諸大統領令で、印度支那銀行に賦與された發行券を一九三一年三月三十一日以後二十五ヶ年間延長する（更新法第一條）

(ロ) 銀行券の强制通用力

印度支那銀行券は印度支那銀行の營業する植民地及保護領内に於いて官公金庫及私人間に、法貨として受入れられる（更新法第二條）

(ハ) 特權行使區域

佛領印度支那、大洋洲佛領植民地、佛領印度、ソマリー佛領沿岸州（更新法第一條）

(ニ) 發行制限額

一億七千五百萬ピアストル（一九二七年四月九日總督令）

(ホ) 銀行券の種類形式

百ピアストル、二十ピアストル、五ピアストル、一ピアストルの四種（一九〇一年四月三日大統領令）

發行權行使區域の植民地に於いて、諸法令規定の條件の下に、持參人拂且つ一覽拂の銀行券を發行する。その形式は植民大臣及大藏大臣の認可を要す（更新法第二條、定款第十四條ノ一）

(ヘ) 發　行　店

佛國植民地及保護領にある支店のみが銀行券を發行し得る（更新法第二條）

銀行が營業地域に屬する植民地及聯邦區内に設定し得る支店は一箇所に限る（協定書第三條）

(ト) 兌　　換

銀行券は持參人拂且つ一覽拂とし、これを發行した支店又は出張所で兌換に應ずる。又植民大臣と銀行との協定で特定した支店又は出張所でも兌換をなし得る（更新法第二條）

(チ) 保有準備高

各支店は發行總額及當座預金勘定殘高の合計に對し、常に最少その三分の一に相當する保有準備高を要す。保有準備高は銀行が發行權を行使する植民地の幣制を規定する立法的、施行的且つ强制的令に適せる構成であることを要し、金屬貨幣及金屬貨幣に換價し得べき證券を以て構成する。

この規定は海外諸國にある支店、出張所に對しても適用する（更新法第三條）

二、附帶條件

(イ) 支店出張所及分店の設置

支店は、Saigon, Pondichéry, Papeete, Djibouti, Nouméa, 外二十二箇所（定款第三條）

政府は植民大臣の指定する地區に新に出張所及分店を開設せしめ得。但し出張所の數は一箇年二箇所、合計二十箇所を超えざること、又發行權終了前の五箇年間この義務がない（協定第三條、定款第三條）

(ロ) 賦　課　金

賦課金は銀行券發行額及當座預金勘定殘高の合計から保有準備金、佛蘭西銀行への預金、又は官公團體への特殊貸付

金を控除した高を基礎として算定する（協定第四條）

賦課金より生ずる歳入は所屬地區の農業金融組合、又は農業の發展を助長する目的の公共機關の設立若くはその運用資金に充當すべし（更新法第八條）

（ハ）貸上金

印度支那總督府に對し、二百萬ピアストル、印度支那以外の營業地域三植民地政府に對し各百萬フラン、印度の佛蘭西植民地に對し十萬ルピーの無利息貸上。

（ニ）國庫業務

所屬植民地政府に屬する國庫關係事務及その動産保管、佛蘭西國庫證券、國民公債及所屬植民地公債事務の取扱（協定第六條）

（ホ）爲替

國庫勸定の受拂、當座預金、送金、現送事務（協定第七條）

西貢手形交換所加入銀行に對し、ピアストルとフランとの先物賣買取引を引受け、最長六箇月のフランの直賣先買を當日の公定相場を標準として實行し、（協定第九條）且つ政府の採るべき爲替安定に對し協力（協定第十條）をなす。

次に最近數年に於ける同行の貸借對照表を掲げる。

第151表　印度支那銀行勸定（單位百萬法、各年末）

資産	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年
現金及對佛銀預金	八二二・五	三九九・七	二八三・〇	五一・五
コレスポンデント	二〇八・八	三五六・六	五五五・七	一、一四七・四
佛印國庫貸越	三七・六	二四・五	—	—
植民地政府貸上金	二三・四	二三・六	二三・六	二三・八
當座及擔保貸	九六三・四	九四八・〇	八三〇・五	六七九・九
有價證券及國防公債	一八四・三	五二四・七	四七七・二	五六五・四
公社債及債券	七・四	七・七	七・六	七・五
金融參與	五・二	四・九	八・八	七・九
不動産	八・〇	八・〇	八・〇	八・〇
其他	一八七・二	二〇四・九	一九〇・〇	二三九・七
計	二、四四七・八	二、五〇二・六	二、三五四・四	二、七五一・一

(Annuaire Statistique de l'Indochine 1936-37. P. 136.)

負債	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年
資本金	一二〇・〇	一二〇・〇	一二〇・〇	一二〇・〇
積立金	一二七・四	一三〇・〇	一三二・五	一三五・三
コレスポンデント	三二・七	三二・九	三〇・八	三七・二
銀行券流通高	九五六・三	九九八・九	九三七・五	一、二〇一・八
佛印國庫勘定	—	—	九八・三	八・九
當座預金	九八七・〇	一、〇五〇・五	八六〇・三	九六〇・五
定期預金	四六・三	二〇・四	二二・八	二〇・〇
取立勘定	五〇・五	七四・二	八三・二	一七二・二
支拂手形	四・八	四・七	七・五	七・三
未拂配當金	四・七	五・四	五・四	五・八
損益勘定	二六・八	二六・三	二九・二	二九・一
其他	九一・三	三九・三	二六・九	三三・〇
計	二、四四七・八	二、五〇二・六	二、三五四・四	二、七三一・一

（同　表　P. 136.）

III　組　織

印度支那銀行の組織内容は同行定款（一九三一年三月三十一日）に定められてゐる。定款は前後三篇、七章、六十八ケ條から成る。これに據つて簡單に同行の組織を説明しよう。

一、印度支那銀行の存立期間

印度支那銀行は一九二〇年一月二十一日（舊發行權滿了の日）より起算して滿五十ケ年の存立期間を與へられてゐる（第二條）

二、株　式　資　本

銀行制度の改革によつて舊時代の公稱資本金七千二百萬フラン（一株五百フランの二十四萬株）に增資、增徵された。

新株式九萬六千株は平價募集とし、この半額四萬八千株（總株數の二〇%）を政府所有とした。而してこの政府所有の株式に就いてはその讓渡若くは賣却を禁止し、銀行の發行權が消滅したる場合に於いて始めて之をなし得るものとしその場合に於ける諸規定を設けてゐる。

資本金は一億五千萬フランまで增資し得る。

三、諸　機　關

印度支那銀行の營業は、株主總會、その代行機關たる取締役會、取締役會の被委任者たる總支配人、支店支配人及出

張所支配人によつて執行される。この點では、他の佛蘭西の株式銀行と同じであるが、植民地發券銀行として多少の制約を加へられてゐる。

株主總會に對する制限としては

(イ) 一切が記名株であり、無記名株を有せざること。

(ロ) 株主たること六ケ月以上に及び、且つ二十五株以上を有する者を以て構成する。

(ハ) 株主の身分に就いては別に制限を設けず、從つて外國人と雖も株主たることを得るが、重役は佛蘭西市民たる株主たることを要す。

(ニ) 二十五株を以て一票を議決權とする。但し、何人も自己及委任株數千票以上の投票權なきこと。

(ホ) 投票監査人を置くこと。

(ヘ) 取締役の選擧に絶對多數制と決戰投票制とを採ること。

次に取締役會は株主總會によつて選擧された者と、國家の代表者の資格に於いて任命される四名の官選取締役と、植民地代表の資格に於いて任命される二名の取締役とから成立する。最少十四名、最高二十名を限度とする。取締役は佛蘭西市民權を享有する者たることを要する。

四、監理及政府の參與

印度支那銀行の監理は政府の監理のみであつて、株主代表者の監理制度を認めない。政府監理は次の系統による。

- 植民地銀行監理委員會
  - 印度支那銀行監理官
    - 同　支店監理官
    - 同　出張所監理官
    - 補佐官　同　代理官
  - 同　代理官
  - 臨時　監査官　同　代理官

植民地銀行監理委員會は植民大臣に隷屬し、植民地に於ける佛蘭西諸銀行の營業を監理する。印度支那銀行監理官は大藏大臣の承認を經た植民大臣の任命する者であつて、銀行全般の監理をなすと共に、解散に當つてはその清算人ともなる。臨時監査官は大藏大臣及植民大臣が任命し、以下の各監理官は支店、出張所を分轄擔任し、植民大臣、總督又は地方長官が任命する。

銀行は毎月末、又は臨時要求に應じ、之等監理官に對して必要な實際報告表、重役會決議錄、營業經過報告をなし、若くは現金、諸帳簿、證憑の檢査を受ける。

三　金融事情

I　金融概說

當領の金融は大體農業金融と貿易金融が中心となつてゐる。蓋し米は當領輸出品の大宗として國民經濟上缺くべから

ざる深き關係を有し、又當領產業の對外的關係からみても國際貸借の點からみても、共に最も重要な地位を占め、播種より收穫、消化に至る迄資金の需要相次ぎ、常に金融界に直接、間接に刺戟を與へる。從つて當領金融の繁閑動靜は一に稻作の良否、產米の豐凶及輸出の盛否によつて左右せられると云つても敢て過言でない。

當領に於ける金融市場は貿易の大部分を占める西貢（サイゴン）を中心市場とし、東京米の輸出港たる海防（ハイフォン）が之に次いでゐる。この他、金邊（プノムペン）、河內（ハノイ）、南定（ナムヂン）の小市場があるが、何れも狹小で前二港の供給範圍內に屬する。但し西貢、海防に於いても、その市場を構成する主要機關たる銀行間には何らの統一なく、又印度支那銀行は銀行券の發行權及公預金を取り扱ふ等の特權を有し且つ潤澤なる資金を擁してゐるので、一頭地を拔いてゐる。その他の銀行は外國爲替業務を主眼として設置された支店銀行が多く、他に佛人系拓殖金融機關が二、三あるのみで、各銀行間の取引も無く、又預金貸出金利、その他業務の協定もなく、各行自體の事情により單獨方針に基き業務を行つてゐる有樣である。印度支那銀行の金利は上下の移動少く、一般金融狀勢を直接には反映しない。

二大金融市場たる西貢と海防に於いては、大體每年十一月下旬の米の出廻期から資金の需要が旺盛となり、米の輸出期たる二、三、四の三箇月に金融は最も活況を呈する。之に次いでは玉蜀黍の輸出期と華僑が決算を行ふ舊曆の年末とが金融の繁忙期であり、一年を通じて最も緩慢な時期は七、八月である。

以上の如く、大體に於いて印度支那の金融は、農業及貿易關係のものが中心となつてゐて、一般金融は未だ未發達の域を脫しない。之は交通の未發達の然らしめるところであり、殊に地方金融の如きは非常に立遲れてゐる。從來中央銀行は、內地支店の開設を回避して、地方金融を中央市場から隔絕せしめ、尙且つ支店出張所の多くは大體に於いて營利第一主義を採り、その投資は主として貿易又は大都市の商業手形に限られる有樣で、農村は素より小都會の金融にも餘裕なき狀態である。故に、實際の地方金融に從事するものは、各部落の土民豪農、庶民金融諸機關なのである。

II 金融機關

印度支那の金融機關としては、發券中央銀行として印度支那銀行があり、近代的金融機關として佛蘭西系銀行の他に外國銀行として英、支等の銀行の支店又は代理店がある。尙庶民金融機關として市營質屋、華僑、印度人の高利貸、信局等が存在する。

前記印度支那銀行の他に、近代的金融機關としては現在十數行を數へるが、多くは不動產銀行とか爲替銀行とかの如き特殊的なもので、普通商業銀行は尠い。佛蘭西系銀行はじめ外國銀行の多くは、支店又は代理店の形で存在してゐるわが橫濱正金銀行も支店を設けて、本邦唯一の特殊爲替銀行として相當の活躍をなしてたが、一九三一年に閉鎖された。（最近再び設置されると云ふ）。今印度支那に於ける主要金融機關を一覽すれば次表の如くである。

第152表　印度支那に於ける主要金融機關（一九三〇年末現在）

銀行名	創立年度	資本金	積立金	本店所在地	支店及代理店所在地（本領內）
印度支那銀行 Banque de l'Indochine	一八七五年	全額拂込 千法 一二〇、〇〇〇	千法 一一〇、六五〇	巴里	巴丹孟（バツタムバン）、芹苴（カント）、海防（ハイフォン）、河內（ハノイ）、南定（ナムヂン）、金邊（プノムペン）、西貢（サイゴン）、都郎（ツーラン）、榮合（ヴイン）、歸仁（キノン）、順化（ユエ）、新和（タンホア）

會社名	設立年度	資本金	事業	本社所在地
佛支商工銀行 Banque Franco-chinoise de Commerce et l'Industrien	一九一一年	全額弗五〇、〇〇〇千法	三、八三七千法	巴里	都西貢、ペキン、漢口、チエンタン、港防、イ、廣東、雲南、仁合、
印度支那動産銀行 Crédit Mobilier Indochinois	一九三〇年	一〇、〇〇〇、〇〇〇弗	……	西貢	
印度支那不動産銀行 Crédit Foncier de l'Indochine	一九一三年	一一〇、〇〇〇、〇〇〇弗	一五、八七〇、〇〇〇弗	巴里	河内、港防、西貢、金邊、盤谷
佛國及植民地金融會社 Société Financière Française et Coloniale	一九一〇年	九六、〇〇〇、〇〇〇弗	一五〇、〇〇〇、〇〇〇弗	巴里	西貢、港防、河内、金邊
中法實業管理公司 Société Française de Gérance de la Banque Industrielle de Chine	一九一三年	一〇、〇〇〇、〇〇〇弗	一〇、七九四、〇〇〇弗	巴里	西貢、河内、港防
西貢銀行 Banque de Saigon	一九二六年	五〇、〇〇〇、〇〇〇弗	……	西貢	西貢
富滇銀行 Futien Bank, Ltd.	一九一一年	五、〇〇〇千〇元	二、〇〇〇千〇元	雲南府	港防
匯豐銀行 Honkong & ShanghaiBanking Corporation	一八八三年	五〇、〇〇〇千〇弗	……	香港	西貢、港防
東亞銀行 Bank of East Asia Ltd.	……	一〇、〇〇〇千〇弗	一、二〇〇千〇弗	香港	西貢、港防
麥打銀行 Chartered Bank of India, Australia and Chine	一八五三年	三、〇〇〇千〇磅	四、〇〇〇千〇磅	倫敦	西貢、港防
護謨金融會社 Société Financière des Caoutchucs	一九〇九年	二〇〇、〇〇〇千〇法	……	ブラッセル	西貢

會社名	設立年度	資本金	事業	本社所在地
商・産・金融印度支那會社 Société Indochinoise de Commerce d' Agriculture et de Finance	一九一九年	一〇、〇〇〇、〇〇〇	……	巴里	西貢

（商業年鑑〔第三回版〕に依る）

外國銀行中、勢力あるのは英吉利系のもので、滙豐銀行と麥打銀行とである。何れも西貢と港防に支店を置き、印度支那・香港貿易の荷爲手形事務を取扱ひ、極めて繁盛してゐる。

支那系の銀行には、富滇銀行と中法實業管理公司とがある。前者は雲南省政府銀行の港防支店であり、後者は佛支合辦であるが、何れも僅かに局地的な金融を取扱つてゐるに過ぎない。

尙數多くの金融土地會社が存在し、一九二三年から一九三〇年迄に次の如きものが設立された。

會社名	設立年度	資本金	事業	本社所在地
印度支那都市土地會社 Société urbaine Foncière Indochinoise	一九二三年	六四〇ピアストル	不動産動産貸借及賣買	西貢
印度支那土地會社 Compagnie Foncière de l'Indochine	一九二二年	二〇〇、〇〇〇フラン	不動産賣買及附帶事業	西貢
Comptoire Général de l'Indochine	一九二六年	二〇、〇〇〇、〇〇〇フラン	銀行業	西貢
印度支那不動産會社 Union Immobilière Indochinoise	一九二八年	一五、〇〇〇、〇〇〇フラン	不動産賣買一切及斡旋業	西貢
フォス不動産會社 Société Immobilière et Foncière	……	三、〇〇〇、〇〇〇フラン	不動産賣買及關係事業	〃

佛國及印度支那不動產土地會社 Compagnie Immobilière et Foncière Franco-Indochine	一九二八年	五、〇〇〇(千フラン)	不動產賣買及貸付業	西貢
極東銀行南部安南會社 Société des Crédit d'Extrême-Orient Banque du Sud-Annam	一九二八年	八、四〇〇(千フラン)	銀行業	西貢
西貢不動產會社 Société Foncière Saigonaise	一九二八年	一五、〇〇〇(千フラン)	不動產賣買及土木事業	西貢
極東金融會社 Union Financière d'Extrême-Orient	一九二九年	一五、〇〇〇(千フラン)	一般金融業	西貢
西貢堤岸不動產會社 Compagnie Immobilière de Saigon-Cholon	一九二九年	八、五〇〇(千フラン)	不動產賣買及附帶事業	西貢
東京安南土地會社 Société Foncière du Tonkin et d'Annam	一九二九年	一、五〇〇(千フラン)	土地關係の事業	河內
ナベ不動產會社 Société Immobilière du Nabé	一九二九年	二、〇〇〇(千ピアストル)	不動產に關する一切の事業	河內
印度支那不動產金融會社 Société Immobilière et Financière de l'Indochine	一九二九年	四〇、〇〇〇(千フラン)	不動產金融	河內
カムボヂヤ土地會社 Société Foncière du Cambodge	一九二九年	二〇、〇〇〇(千フラン)	不動產關係事業一般	金邊
印度支那信託會社 Société Omnium Indochinoise	一九三〇年	三、〇〇〇(千フラン)	不動產、不動產信託	河內

（同上による）

前記の近代的金融諸機關の外、庶民金融機關として、市營質屋、金貸業者、信局等がある。

一、市營質屋

嘗つて領內各地に私營の質屋が存在したが、悪辣な手段を以て高利を貪り、庶民金融機關としての弊害著大なるものがあつたため、政府はその營業を禁止し、之に代ふるに市營質屋を以てした。即ち相當資產を有し信用ある華僑又は土民をして、市の命令により期限を定めて（普通四年を一期とす）質業を經營せしめ、市が取扱手續及利率等に制限を加へて之を監督し、細民に對する金融を司らしめてゐる。

二、金貸業者

金貸業者には華僑と印度人（謂ゆるチェッティー）との兩種がある。華僑の業者は領內至る所で營業し、その勢力は遠く山間僻地にまで及んでゐる。農民及小商工業者は普通之に依つて金融の便を得てゐる。勿論非常な高利である。

印度人の金貸業者、卽ちチェッティーは西貢市の一劃に集中してゐる。彼等はマドラス（印度の南東海岸の港市）に本據を有する種族で、殆んど全部が金貸業者である。大陸は素より、英領緬甸、蘭印、新嘉坡、馬來半島各地に亙り、拔くべからざる金融的勢力を張つてゐる。彼等の業務は金貸を主業とするが、預金の吸收をなす者もあり、爲替の思惑賣買をなす者もあり、或は雜貨商を兼營する者もあり、又は銀行と密接な關係を結び、銀行より資金を借入れ之を細民に金融する者もある。

三、信局

信局とは華僑の鄕里への送金並に金融信書の發送を業とする機關であつて、信局は普通、貿易商又は雜貨商の兼營に

係るもの多く、華僑の大集合地たる堤岸市に數十軒を數くる。業務の性質よりみれば、金融機關と云ふよりは寧ろ一種の郵便局的事務を司るものである。

III　外國爲替

外國爲替業務は印度支那銀行により、極めて重要な事務で、同行は主として佛蘭西領土及支那と佛蘭西との間の爲替業務に從事してゐる。他方諸外國の大銀行は、西貢に支店を設置し、各本國との爲替取組を取扱つてゐる。貿易その他國際收支上、最も密接なる關係を有するのが支那であるので、爲替關係に於いても香港及上海が重要な位置を占めてゐる。

第153表　爲替相場（西貢における一覽佛相場）

	佛 100フラン	米 1弗	英 1磅	香港 100香港弗	日本 100圓	新嘉坡 100海峽弗	蘭印 100フロリン	英印 100ルピー	タイ 100チカル
				ペアメトル					
1925年	8.45	1.77	8.55	100.2	72.8	100.0	71.1	64.5	—
1926年	6.03	1.84	8.97	98.0	87.5	104.1	74.3	67.2	—
1927年	7.81	1.99	9.67	97.7	94.4	111.7	79.8	72.4	—
1928年	8.73	2.00	9.72	99.5	92.7	112.5	80.1	72.8	—
1929年	8.77	2.24	10.86	105.1	103.4	125.6	89.4	81.1	—
1930年	10.05	2.56	12.45	88.4	126.8	144.4	120.8	92.7	—
1931年	10.14	2.59	11.80	64.3	127.6	137.7	103.7	88.5	115.1
1932年	10.11	2.58	9.11	61.7	76.0	105.8	103.0	68.8	96.9
1933年	10.15	2.14	8.65	60.1	53.9	100.7	104.1	65.4	80.9
1934年	10.12	1.56	7.83	60.7	46.7	91.9	105.0	59.2	72.9
1935年	10.03	1.53	7.49	74.6	44.1	87.8	103.7	56.7	69.5
1936年	10.00	1.68	8.35	53.4	48.9	98.0	107.2	63.1	77.2
1937年	10.00	2.53	12.53	78.2	73.4	147.1	139.7	94.7	115.9
1938年	10.00	3.52	17.17	107.3	100.7	200.2	193.4	128.7	159.1
1939年 1月	10.00	3.81	17.78	111.4	104.7	207.1	207.3	132.9	164.9
2月	10.00	3.79	17.76	110.8	104.6	206.6	204.3	132.8	164.9
3月	10.00	3.78	17.74	110.3	104.4	206.2	201.3	132.9	164.4
4月	10.00	3.79	17.74	109.0	104.3	205.8	201.7	132.7	164.3
5月	10.00	3.79	17.74	109.7	104.3	206.5	203.6	132.5	164.3
6月	10.00	3.78	17.74	110.0	104.4	207.1	202.4	132.5	164.6
7月	10.00	3.79	17.74	109.3	104.4	208.2	202.7	132.4	164.6
8月	10.00	3.84	17.74	108.7	104.4	208.4	205.6	132.7	164.6
9月	10.00	4.48	17.74	111.4	104 3	208.5	236.0	133.1	164.6
10月	10.00	4.48	17.78	111.7	104.3	208.2	240.4	133.3	165.3
11月	10.00	4.42	17.76	111.2	104.5	208.9	237.0	133.2	165.3

(Bulletin économique de l'Indochine, 1939, P. 1278.)

IV　有價證券の發行及銀行資本

(1)　株式及社債發行

株式及社債發行狀況を見ると、恐慌前の數箇年は全面的の盛況を見せた。恐慌前の世界的ブームがこの地にも反映し本國側に於ける植民地投機熱を煽り立てたが故である。然し恐慌期に入るや忽ち沈滯し、悲觀的狀況に陷つたが、近年に至り漸く回復しつゝある。一九二四年以後に於ける諸會社の株式及社債發行高を示せば左の如くである。

第154表　株式及社債發行高（單位百萬フラン）

年度	既設會社								新設會社		
	會社數	舊株					社債發行高		會社數	資本	
		株式	社債	額面	應募額	現物出資	額面	應募額		發行高	現物出資
1924年	31	149.7	0.1	158.0	181.5	3.9	—	—	29	67.4	12.2
1925年	27	202.5	—	112.2	125.2	4.2	—	—	47	76.0	46.1
1296年	42	273.1	0.5	247.6	353.5	7.6	0.5	0.4	57	279.2	35.8
1927年	51	479.7	0.5	278.7	366.9	5.4	21.8	21.6	71	267.7	48.4
1928年	53	459.8	1.9	327.0	502.3	1.1	2.3	2.3	91	247.9	48.4
1929年	71	548.7	92.2	313.7	472.2	20.1	21.5	21.0	80	235.9	102.9
1930年	51	532.4	34.0	300.6	383.8	8.3	155.6	152.9	42	59.5	45.8
1931年	31	303.6	52.4	104.5	115.4	2.1	58.9	57.0	29	14.6	12.1
1932年	24	321.7	9.9	79.6	80.2	30.1	41.5	39.5	30	9.9	4.4
1933年	15	289.2	45.5	103.4	121.6	38.2	1.0	1.0	27	11.4	3.1
1934年	19	129.1	50.5	32.3	36.8	13.7	4.9	4.9	15	7.0	25.0
1935年	14	150.0	13.0	28.4	28.4	27.6	6.2	6.2	20	6.2	12.7
1936年	25	220.4	19.2	95.8	96.6	8.3	1.2	1.2	29	5.8	2.8
1937年	30	505.5	87.5	143.2	147.6	101.9	—	—	19	6.3	1.5

(Annuaire Statistique de l'Indochine, 1936—37, P. 140.)

第155表　事業別發行高（單位百萬フラン）

年度	農業	鑛業	工業	土木水道電氣	運輸	商業	不動產會社	銀行	合計
	額面								
1924年	52.1	18.7	63.1	8.6	5.7	40.2	2.0	35.0	225.4
1925年	68.8	18.8	47.5	11.5	4.7	32.0	3.9	1.0	188.2
1926年	254.3	72.5	75.8	20.3	5.1	46.3	11.2	41.7	527.2
1927年	325.6	72.4	48.5	10.0	30.6	17.2	15.3	48.5	568.1
1928年	148.4	156.1	35.5	28.2	27.3	34.0	21.0	126.6	577.1
1929年	91.8	125.2	71.0	29.4	41.5	29.9	103.0	78.4	571.2
1930年	96.6	91.8	27.0	33.5	42.0	115.6	50.5	64.7	521.7

1931年	33.7	33.1	34.2	9.7	3.8	7.5	1.2	54.8	178.0
1932年	3.7	1.2	26.9	35.2	34.5	22.9	0.1	6.5	131.0
1933年	31.5	11.7	3.2	51.5	2.7	2.1	—	13.1	115.8
1934年	22.6	3.4	3.9	0.2	2.4	4.6	—	7.0	44.1
1935年	24.7	0.2	4.3	1.1	6.0	3.3	1.2	—	40.8
1936年	51.8	12.6	24.3	0.3	1.8	5.4	0.1	6.5	102.8
1937年	34.0	10.8	32.6	42.0	20.1	4.0	6.0	—	149.5
			應		募		額		
1924年	52.1	18.7	63.1	8.6	6.0	40.9	2.0	57.5	248.9
1925年	77.1	19.3	48.1	14.1	5.0	32.6	3.9	1.0	201.1
1926年	275.7	94.3	90.4	22.5	5.1	60.4	13.0	71.7	633.1
1927年	400.8	79.5	51.5	10.9	31.1	17.2	17.0	48.3	656.3
1928年	213.5	184.4	38.0	50.4	37.2	55.0	21.0	153.0	752.5
1929年	135.7	149.8	81.2	29.4	46.6	41.5	112.9	132.0	729.1
1630年	118.1	108.0	45.3	52.7	43.2	115.4	50.8	62.7	596.2
1931年	35.6	32.8	33.9	17.2	3.7	7.5	1.2	55.1	187.0
1932年	4.2	1.2	26.9	33.5	34.3	22.9	0.1	6.5	129.6
1933年	34.5	11.7	3.2	66.6	2.7	2.1	—	13.1	133.9
1934年	27.0	3.4	3.9	0.2	2.4	4.6	—	7.0	48.5
1935年	24.7	0.2	4.3	1.1	6.0	3.3	1.2	—	40.8
1936年	52.5	12.7	24.3	6.3	1.8	5.4	0.1	6.5	103.6
1937年	36.4	10.8	32.9	43.7	20.1	4.0	6.0	—	153.9

(Annuaire Statistique de l'Indochine, 1936—37, P. 140)

第156表　西貢市場公社債相場（單位ピアストル）

各年末	1922年公債	西貢商業會議所債(1)	1926年公債(2)	1927年河內市債(2)
1927年	65.00	104.00	54.00	54.00
1928年	74.50	108.50	56.00	57.00
1929年	67.50	108.00	57.25	56.00
1930年	61.50	106.50	61.25	60.00
1931年	58.00	106.00	55.50	56.00
1932年	59.00	106.50	57.50	59.00
1933年	60.25	106.50	57.50	58.00
1934年	60.25	106.75	56.00	56.25
1935年	67.75	107.50	61.25	61.00
1936年	68.50	108.00	55.20	56.00
1937年	70.15	101.35	53.56	53.13
1月	69.00	101.25	55.50	53.75
2月	68.75	101.50	56.00	53.75
3月	69.75	101.50	54.00	54.00
4月	70.50	101.00	53.75	54.00
5月	70.00	100.00	53.50	54.00
6月	70.25	102.25	53.50	54.00
7月	70.75	101.00	53.50	52.20
8月	70.25	101.50	53.50	52.20
9月	70.50	102.25	51.70	52.20
10月	71.00	102.75	52.00	52.20
11月	70.50	100.25	52.50	52.50
12月	70.50	101.00	53.25	53.25

註　(1) 8¼%利付　(2) 8%利付

(Annuaire Statistique de l'Indochine. 1936-37. P.139)

(2) 外國資本

佛領印度支那に對する外國投資に關しては詳細不明であるが、それが佛蘭西の植民地であることからして、佛蘭西の投資が他の諸國のそれを壓してゐることだけは明瞭である。一九三三年の太平洋會議に於いて、デナリー教授は、一九三二年に於ける佛蘭西の投資を百三億一千萬フラン（當時のフラン相場）と評價したが、その內譯は次の如くである。

	三、〇三〇百萬フラン
政府借款	二、六三〇
鑛工業	一、六八〇
銀行、その他の金融機關	一、三一〇
農業	八七〇
商業（貿易）	七九〇
交通	
計	一〇、三一〇

英吉利及合衆國の佛領印度支那に對する投資は常に英領馬來に對する投資と合算して計上されてゐるので、推定することさへ不可能な狀態にある。

第十社會

一言語

印度支那半島は亞細亞大陸の東南端に位し、南海諸島への關門を成すと同時に、紅河、メーコン河等の水流を通じて亞細亞奥地との聯絡が便であつたから、古來この地に去來興亡せる種族も數多く、そのそれぞれの遺した文化が今も倘錯綜した貌を見せてゐる。言語に就いても同樣である。

言語史的觀察は措いて、現在語られてゐる言語に就いて略言するならば、大體に於いて四つの系統に區別せられる。タイ語、安南語、モン・クメル語、チベット・ビルマ語が是である。

(1) タイ語

タイ語はアッサム、東は支那海諸島嶼、南は馬來南島の一部、北は雲南、貴州を境とする廣汎な地域內に、諸所に孤立、分散的に用ひられてゐる。

佛領印度支那の領域內に於いてタイ語が語られてゐるのはラオス、東京の北部、安南の北部である。その中白タイと稱せられる種族は紅河から支那國境に至る東京北部山嶽地帶を占據し、幾多の分派に分れてゐる。土人もその一分派である。又黑タイと呼ばれる種族は黑河とソンマの流域を占め、東京の西部に擴つてゐる。

タイ語は上述のやうに相當廣大な地域に擴がつてゐるが、地方的變化は著しくない。大別して北方系と南方系とに分

つ。北方系に屬するのは白タイ、黑タイであり、南方系に屬するのはラオス人である。兩者間の著しい相違は古代タイ語の濁つた初子音が北方語系に於いては無氣無聲音に、南方語系に於いては帶氣無聲音に變るといふ點である。例へば彼等の種族名であるタイといふ語は、古音 dai であつたが、今日その跡を絶ち、北方語系に於いては đai となり、南方語系では thai となつてゐるが如きである。

タイ語の一般的性質は次の如きものである。

單語は單綴語から成る。例へば nam（水）nɔɔk（外）といふやうに。

初子音の數が乏しい。子音が複合する場合は僅かにl・rの如き流動音が次位に來るのを見るのみである。例へばblとかtrとか。

語尾の子音は鼻音ng・n・mか閉塞音k・t・pに限られてゐる。

母音は甚だ變化に富み、重母音、三重母音もある。

調子は極めて複雜であり、調子を異にするに從つて意味を異にする。例へば、シャン語で khai といふ語は、口を稍つぼめて普通の調子で稍語尾を上げて發音すると『肥えた』ことを意味し、低い調子で發音すれば『卵』を、普通の調子で發音すれば『欲』を、高い調子で發音すれば『汚物』を、强い切るやうな調子で發音すれば『斑ら』を、次に口を開いた上り調子で發音すれば『賣る』を、同じく高い調子で發音すれば『沼澤地』を、切る調子で發音すれば『動かす』を意味するの如くである。

名詞は變化しない。

句の構成に於いては總ての屬格、修飾語は主語の後に置かれる。

主格は動詞の前に、目的格は動詞の後に置かれる。

單語は明確に品詞的に區別することは不可能であり、動詞と名詞との差なども判然せぬ點、異なる二語を重ねて複合語を作る點（例へば ban（日）と tɤk（落）とを重ねて日沒を表はす）は支那語に似た點が多い。

(2) 安南語

安南語は印度支那人口の約五分の四を包擁する安南人と、東京及北部安南の高地に居住するムオン族（Muong）によつて用ひられてゐる。數多の方言に分たれてゐるが、大別すれば、東京方言、交趾支那方言、北部安南方言、ムオン語等に區別し得る。

安南語が如何なる語系に屬するかは、言語學者間に激しい論爭の的となつてゐる處で、或る者は之をタイ語に屬せしめ（H. Maspéro, Etudes sur la phonétique historique de la langue annamite, BEFEO, XII, 1912）、或る者は之をモン・クメル語に屬せしめてゐる（V. Przyluski, Langues du Monde, P. 395—398）。かうした學究的な研究を措いて、現今の安南語が、タイ語、モン・クメル語、支那語及その他の不明な要素から成つてゐる複雜な混成語であることは疑を容れない。その成立の過程に照しても、原始的安南語がモン・クメル及タイの方言と、尙ほ未だ言語學者が結論に到達し得ない不明の第三の要素との結合によつて成り、次いで久しい間の支那の支配により、支那語の分子が夥しく混入したものと見るのが至當であらう。

モン・クメル語の語彙は安南語の中に極めて豐富に含まれてをり、數詞の如きは殆んどモン・クメル語系であり、そ

の他、天體、動植物、人、住居、生業に關する語も多くモン・クメル語系である。これは安南語をモン・クメル語系に所屬せしめようとする考へ方の重要な論據であるが、他面、安南語にはモン・クメル語系に認められない調子の複雜な組織があり、之を輸入と見ることは極めて無理である。

タイ語の語彙も安南語の中に多分含まれてをり、然も安南語の調子の組織はタイ語と同樣であり、音韻組織も共通する。安南語がタイ語系に屬すとする學說の強い論據である。

久しきに亘る支那文化の影響により、安南語は支那語の影響を多分に受けてをり、その文化的語彙の大部分が支那語を語源としてゐると云つて差支ないのであるが、言語系統としては支那語と安南語とは全然親近關係を缺き、支那語は單に借用語たるに止まると考へるのが至當であらう。

安南語の語句の配列は、主格、動詞、目的格の順序であり、修飾語は主語の後に置かれる。動詞句と名詞句との判別は困難である。疑問句を表はすに否定言を附けたり、疑問句が否定の意味を表はしたりする點は近代支那語と同樣である。支那文化の影響を受けて安南の文獻は大部分漢文を以て編述されてゐる。漢字から案出された字喃 chữ-nôm といふ安南俗字が十三、四世紀の頃から俗用に供されてゐたが、支那文化への心醉により、字喃は大衆向の鄙語として有識階級から輕視された關係上、字喃による著書の數は數へる程しかない。十七世紀に至り、西歐の宣敎師が渡來してから羅馬字を以て安南語を綴ることが始められた。是が國語 quốc-ngữ であり、佛蘭西政府が漢文彈壓を主義として以來、安南に行はれ、今日の書籍、新聞雜誌は悉く之によつてゐる。

(3) モン・クメル語

モン・クメル語は嘗て印度支那に極めて廣汎な範圍に亘つて行はれてゐた言語であるが、近代に至り次第にタイ語及ビルマ語族のために蠶食され、今日に於いては所々に小島嶼的に散在するに止まつてゐる。古くモン語は印度支那半島西部の文明語として榮え諸所に碑文を遺してゐるが、十六世紀緬甸のために亡國の悲運に際會して以來、その勢力範圍は極めて狹められるに至つた。又嘗ては現在のタイ、ラオス、カムボヂヤ、交趾支那に勢力を振つたカムボヂヤ族（クメル族）も、西と北からタイ族の侵入を被り、東南からは安南人に侵され、辛うじてその領域をメーコン河下流の地域に且つ佛蘭西の保護の下に、保存してゐる現狀に在る。その他、印度支那半島の東部には、嘗て今日の安南の大半を領有し、强盛を誇つたチャム族が、安南人のために狹い地域に追ひ込められて餘喘を保ちつゝある。亦、カムボヂヤの東、交趾支那との境にステーアン族あり、カムボヂヤとラオスとの國境に近くバナル族あり、その他幾多の小部落があるけれども、未だ研究の行屆いてゐないものが多い。

モン・クメル語の特徵としては、

單綴語から成つてゐること、

頭に前置詞を附けたり、鼻音又は流動音の內置詞を挿入したりすることによつて派生語を作ること、

語句の配列は主格、動詞、目的格の順序によることを原則とすること、

名詞間の關係、性、數、動詞の法や時は總て補足的の小辭（パルティキュール）や章句の中に於ける語の位置によつて判知されること

調子の組織を缺くこと、

等である。

注意すべきは、言語學者間には、モン・クメル語をオーストロアジア語の系統に入れ、延いて日本語との關係にまで及ぼさうとする者があることである。

(4) チベット・ビルマ語

現今の印度支那に於いては、東京、北部ラオスの小數の羅々族によつてゐるに止まる。

言語の特徴としては、

名詞は原則として變化しないこと。

動詞は法や時の變化を添加詞、小辭、補足語で表はす他、母音の交替が行はれ、語根が變化すること、

語句の配列は、動詞が最後に置かれること、

等を擧げることができる。

（附記）印度支那の言語に就いては慶應大學教授、松本信廣氏『印度支那言語の系統』（岩波講座、東洋思潮）に貴重な研究が見られる。參考文獻も卷末に豐富に載せられてゐる。

二　教　育

I　一　般

(1) 總　說

二千萬に餘る被征服民族の間に僅々五萬に充たざる征服民族が生活し、統治しつゝあるのが印度支那の現狀である。

原住民の子弟を如何にして從順な、生產的單位にまで養成するかゝ教育の最も重要な問題である。次いでは遠く外地に働く本國人の子弟に對して、本國と同樣の教育を現地で授けることが考慮される。

植民地の教育事業は純粹な文化的使命と相並んで政策的考慮が特に豐富に盛られるのであるから、公共事務の重要な一部門として、當局の直接經營、管理に屬することを原則とする。例外的に存する私設の教育事業も等しく當局の嚴密な監督に服せしめられる。斯くして印度支那總督府には教育局が置かれ、印度支那全聯邦の教育を統轄し、聯邦を組成する各邦政府もそれぞれ當該部局を設けて地方的管理に任ずる。

教育普及の程度は未だ良好とは云へないが、政府の努力と民度の漸次的向上とが相俟つて逐年進歩の階梯を辿りつゝある。一九三七年度印度支那總督府報告によれば、大學を除き公私を併せてその生徒數は四十六萬六千七百二十名、教職員一萬一千七百五十七名に上り、それぞれ前年度に比して約十パーセント、五パーセントの增加を示してゐる。

例を河內に採つて見ても、人口十萬の都市にして大學の他に、アルベール・サロー中學校、保護領土民中學校、男子土民師範學校、女子土民師範學校、高等小學校（男女各一）工藝學校、モーリス・ロン博物館等を數へ、それぞれ相當贅澤な設備を誇つてゐるに儕み、總督府が如何に教育に力を注いでゐるかが覗はれる。

(2) 教育行政組織

(一) 中央機關

聯邦全體の教育を統轄するため、總督府に教育局が設けられてゐる。

教育局長の權限は次の如くである。

(1)印度支那に於ける公立高等及中等學校並びに實業學校の管理を指導、監督すること。
(2)法令の規定に從ひ、私立中等學校に對する監督を行ふこと。
(3)印度支那公立學校及實業學校に對し、技術、職業關係の事項に就き監督を行ふこと。
(4)印度支那に於ける教育の發達を助長すべき各般の施設を提案すること。
(5)佛人教職員志願者の資格を審査し、任命、雇傭、交迭、賜暇に關して總督に意見を具申すること。
(6)教職員進級會議の議長となること。
(7)初等及中等學校に對する豫算案に意見を附すること。
(8)聯邦各邦に於いて發行する學校生徒用定期刊行物に對する直接取締及教育公報掲載記事の檢閲を行ふこと。

局の組織としては、秘書課の他に四課がある。

第一課―高等教育、大學の監督。爭訟。
第二課―初等、中等、公私立學校の監督。人事。
第三課―會計。
第四課―學術、技藝、專門教育機關の統轄。

(二)地方機關

聯邦内の各邦の行政長官の權限下に地方教育課が設けられてゐる。

地方教育課長は教育局長の監督を受け、管内各學校を管理する。卽ち聯邦内各邦の公立學校の管理は、中等學校及高等專門學校を除き、普通教育及實業教育を通じて、各邦の行政長官、卽ち交趾支那知事、四保護領理事長官の權限に屬する。但し之等の學校の專門技術に關する事項は、中等及高等專門學校の管理及技術關係事項と共に、中央行政官廳たる教育局長の所管に屬する。

約言すれば

(1)各邦行政長官所管―初等學校の管理。
(2)總督府教育局長所管―初等學校技術關係事項、中等及高等專門學校の管理及技術關係事項。

(三)視學

教育局長を補佐するために直屬視學官が置かれる。

(1)局長附視學官。
(2)文科視學官。
(3)理科視學官

右の中、(1)は大學教授候補者たる有資格者 agrégés より、教育局長の推薦により、總督が任命する。(2)(3)は、植民地に於いて二年以上中等學校の教官たりし經歷を有する者の中から、局長の推薦により、總督が任命する。

教育局視學官は、教育局長を補佐する他、その委任により、師範學校及實業學校を除き、初等及中等學校を視閲することを主要任務とする。

師範學校の視閲は印度支那高等師範學校長の管掌するところであり、實業學校の視閲は、專門技術學校長又は教育局長の推薦により、總督の任命する專門技術學校教授が行ふ。

(四)　諮問機關

中央官廳の諮問機關としては教育諮問委員會があり、教育局長が委員長となる。委員は

(1)各邦行政長官の任命する地方廳の官吏五名。
(2)極東佛蘭西學院長。
(3)河內中學校長。
(4)教育視學官（文科、理科）二名。
(5)師範學校、實業學校視學官若干名。
(6)高等小學校、中等學校教員各二名（局長指名）
(7)交趾支那植民地會議員一名（同會議が選任す）
(8)印度支那農工商會議所の佛人議員三名。
(9)保護領政廳の文部大臣。
(10)總督府會議の土民議員若干名。
(11)東京、安南の土民評議會議長又はその代理人。

各邦行政長官は委員會に出席する權利を有し、又教育局長が必要と認める時は顧問の名義を以て委員以外の者を議事に參加せしめることができる。

委員會は教育局長の申請により、總督令を以て召集する。局長の諮問事項を審議する他、各邦行政長官より委員會に提出する左の事項を審議する。

(1)管內學校の年度報告。
(2)各諮問委員會に附議する一切の事項。
(3)學校視閲報告。
(4)教育費豫算の明細書。

II　學校體系

(1)　總說

印度支那全體の教育設備は初等、中等の段階に於いては佛人教育と土民教育とに區別せられる。高等教育にはこの區別は見られない。佛人教育は佛蘭西本國の夫と略ゝ同じ體系を持つ。最も重要なのは土民教育である。土民教育は第一級、第二級に分れ、更に第一級は初期、中期、後期に、第二級は前、後の二期に分れる。その他に職業教育のための學校がある。以下順を逐うて、之等の諸學校に就いて略述する。

(2)　佛人教育

遠く本國を離れて極東の植民地に働く人達の子弟に對して、本國に於けると同等の教育を授けることを本旨とするも

のであるから、殆んど全く本國と同樣の構成を持つてゐる。當初は植民地學校に對する信賴の念慮が一般的でなく、入學者の數も少なく、餘裕のある者は多額の費用と、大きな不便とにも拘はらず、子女を本國の學校に入學させる風があつたが、印度支那現地の教育制度が次第に充實されるに到つて、近年は現地の學校に於いて子女の教育を授ける風が逐年一般化されつゝある。

本國の初等教育（Enseignement Primaire）に當るものは植民地で第一級（Première Degré）の教育と呼ばれてゐるが、內容は全く本國と同樣である。多くは土民學校內に設けられた特別課程を以て之に充てゝゐる。都市に於いては第二級の佛人學校、卽ち高等小學校（Ecole Primaire Supérieure）又は中學校（Lycée）に附屬する小學校で行はれる。

本國で中等教育（Enseignement Secondaire）と呼ばれるものは、印度支那に於いて第二級（Deuxième Degré）の教育と稱せられる。第二級の教育を授ける學校としては、高等小學校が河內に二つ、西貢に二つあり、本國の大學入學資格（Baccalauréat）に相當する資格を與へるべき中等教育を授ける中學校は、河內のアルベール・サロー中學校、西貢及達拉のシヤッスル・ローバ中學校である。

土民は年齡の制限と、智能に關する嚴密な考査とを條件として、佛人教育の第二級教育機關に入學することを認められてゐる。アルベール・サロー及シヤッスル・ローバの生徒の過半數は土民である。

(3) 土民教育

土民に開放されてゐる高等教育を除き、專ら土民のための教育は、第一級の教育、第二級の教育及職業教育の三種に區別される。

カムボヂヤ、ラオスの地方に印度傳來の文化の遺產が瀰漫してをり、安南地方には支那文化が壓倒的な勢力を持ち、之等二つの文化の主潮流が土著の文化と錯綜し、然もその他群少の人種的集團が多種多樣の文化段階を織り交ぜてをり、モイの野蠻狀態から支那大官風の洗練に到るまでが混淆してゐるのであるから、この土地に佛蘭西風の教育をその儘に持つて來ることは到底不可能といふの他はない。そこで如何にして教育を土地に適應せしむべきか、といふ問題が起つて來る。

(一) 第一級の教育

小學教育に關して生ずる問題は、如何にして貧窮してゐる人口稀薄の教育を滲徹させるか、教育用語は如何、教師養成の方法、教程の決定、教材、視學制度等に就いてゞある。

(イ) 教育の滲徹

比較的富裕な地方では町村立の學校を設けることができ、現に交趾支那地方の如きは、義務教育主義を採用し得る程度に到つてゐる。その他の大部分の貧しい地方では如何にして教育を滲透させるかゞ初等教育の大問題である。カムボヂヤでは寺院學校の利用が行はれてゐる。佛教の盛んなカムボヂヤでは古來より子弟を一定期間寺院に入れ、僧侶の見習をさせる習慣が存してゐる。宗教教育を受けると同時に僧侶の召使の役目を充すのである。本來宗教教育を目的とす

るのであるが、正規の小學校の設備が到底需要を滿たし得ないので、間に合せに僧侶の團體との間の協定により、寺で併せて世俗的初等教育をも施すことになつた。寺小屋とも見られるべきものであるが、之によつて教育の普及が助長された程度は著しい。東京では町村立の學校があり、安南では町村の補助金によつて小學校が設立され、交趾支那では豫備學校がある。又各地方それぞれその土地に在住する他種族のための學校が設けられてゐる。例へば、交趾支那にはカムボヂヤ人及モイ族のための學校があり、ラオスに安南人の學校がある。その他ダルラクに於けるフランコ・ラデの學校、東京の高地學校等も之に屬する。

(ロ)言　語

教育言語に就いては可成り困難な問題がある。近代的文化に關する知識の注入、佛國臣民としての教養といふ點から云へば佛蘭西語が、又屬地的な社會生活の一員としての資格から云へば土語が、それぞれ權利と效用とを持つ譯である。そこで佛蘭西語と土語との間の和解の政策が採られざるを得ないことになる。初等教育全課程の中、その初期の準備的教育に於いては當然土語によつて教育が授けられねばならない。この課程を卒へた者には土民初等科修業證書が與へられる。初期の準備的、基礎的教育を通過して更に上級の階梯に進む者は、主として經濟的理由から選ばれたる比較的少數者のみである。この後期の上級段階に於ける教育用語は佛蘭西語である。準備教育と上級教育との中間に中期教育とも云はれるべきものが介在する。この期に於いては初期に於いて土語を以て習得したと略ゝ同樣の內容を佛蘭西語を以て教育することになつてゐる。一年間の中期の過渡的教育に於いては、地方的文化に關する教程が充分顧慮される。安南に於ける漢字、カムボヂヤ、ラオスに於ける巴利語及梵語の教育は中期に始つてその後の教育を通じて義務的である。

佛—土バッカローレアの獲得まで繼續される。初等教育の全課程即ち初期、中期、後期の三期を卒業した者には佛—土小學校卒業證書が與へられる。

(ハ)教師の養成

教育普及の方針が確立されるや、最も困難な實際問題に逢着したのは、如何にして教育を要求する三十餘萬の子女に對して教師を供給するかの點であつた。西貢、河內の師範學校、順化の國學(Quốc-Hoc)大學、金邊(プノンペン)のシソワット大學、榮合(ヴィン)の大學等の師範科はあるけれども、それのみでは到底充分とは云へなかつた。教師志願者の方面から云つても、常に教師數の不足に惱んだのであつた。そこで一時的の彌縫策として多數の准教員を採用せざるを得なかつた。資格に缺けてゐる准教員の能力を補充する方法としては、屢次に亘つて講習會が開かれ、教育に關する定期刑行物の發行弘布が行はれた。殊に教育雜誌の刊行は著大な結果を收めた。特に金邊のフランコ＝クメール雜誌 Bulletin Franco-Khmer、東京及北部安南の Hoc Bao、南部安南及交趾支那の Su Pham Hocfrhoa 等は內容發行部數共に有力なものである。一切の教程に亘つて精密確實な參考材料を每週提供しつゝある。教師不足を補ふ方法としては極めて有效であつた。

(ニ)教　程

教程に關しても問題となるのは一般文化的知識の注入と地方的事情との間の妥協である。玆でも適應の政策が採られざるを得ない。初等教育課程に含まれるものとしては、讀方、書方、算術、地方語、佛蘭西語、印度支那歷史、地方地理、傳統的道德、手工等がある。總て地方的事情に適應して與へられる。

(ホ)教　材

當初安南には教科書がなく、カムボヂヤ、ラオスには凡そ書物らしきものもなかつた。その後教材は着々整備せられ、今日に於いては教科書、地圖、壁掛繪圖等に亘つて略ゝ完備に近いものがある。

總督府教育局は初等課程の教科書を安南版、カムボヂヤ版、ラオス版の三種に亘つて監修發行してゐる。各版共、讀方、修身、算術、理科、衞生、地理、體操、習字等の教科書を含んでゐる。各冊、大量出版のために價格極めて低廉であり、〇・〇五ピアストル見當を標準とする。發行部數は四百萬部を突破してゐる。特に安南語修身書は實上數八十萬部に上つた。何等の廣告もなくしてかゝる數字を示すことは異とするに足る。從つて土民出版業者により僞作が頻々として起るやうになつた。とまれ、この事實が、土民の知的、道德的革命を意味するといつても過言ではないのである。

學童用の地方別地圖は整備に近づきつゝある。

壁掛繪圖には安南版、カムボヂヤ版、交趾支那版の三種があり、低廉な價格を以てそれぞれ地方的事情に適切な教材を提供してゐる。

要するに印度支那の學童は本國に比べて殆んど優劣なき程度の學習用具を與へられてゐるのである。

(ヘ)視　學

專門的、技術的能力を要求される視學の頭數を揃へることは、教師不足を補ふに劣らぬ困難な仕事であつた。從來は視學不足を補ふために、學校長が視學を兼任する制度が行はれてゐたが、これが視學制度の本旨に合致せぬことは勿論である。一九二八年四月二十八日の大統領令により、專門視學を漸次的に普及せしめる旨が規定された。

(二)第二級の教育

佛人教育の第二級機關が一定の條件の下に土民にも開放されてゐることは前に述べた。その他、專ら土民のために極東古典（Humanités d'Extrême-Orient）の研究を基礎とする第二級の學校が設けられてゐる。是は佛＝土中等教育卒業證書（Brevet de capacité de l'enseignement secondaire franco-indigène）を與へるもので、近年、本國のバッカローレアと同一資格を與へるものと看做されるに到つた。

(イ)極東古典科

印度及東洋の文化史には、西洋文化に偉大な活劑を與へた文藝復興期に相當するものがなかつたから、東洋文化は次第に活力を枯渇させつゝあつた。十九世紀後半以後に於ける西歐文化の移入は、正しく死に瀕せんとする東洋文化への回生の藥であつた。併し西歐文化に心醉して固有の文化を忘れることは甚だ危險である。斯くして印度支那の中等教育に於いては、歐洲でギリシャ、ラテンの研究が行はれるに對應して地方に應じ、漢文、巴利語又は梵語によつて、東洋古來の哲學の基礎的教育を施し、その他普遍妥當性を有する科學の一般的知識を授け、藝術に關する教育、印度支那社會の隆盛期の歴史的叙述、地理特に精密なる印度支那の産業地理等が教へられる。教育用語としては佛蘭西語が用ひられる。

(ロ)單一學校（ニュー・ユニック）の問題

佛蘭西に於いては、高等小學校（Ecole Primaire Supérieure）と近代的中等學校（Ecole Secondaire Moderne）と古典的中等學校（Ecole Secondaire Classique）との三種の中等程度の學校をそれぞれ維持存續させようといふ希望と、入學

試驗制度に伴ふ幾多の弊害を避けるために單一學校即ち大學入學資格獲得に到るまでは受驗地獄に煩らはされぬ學校を設けようとする意見とが對立して問題が紛糾するのであるが、印度支那に於いてはかうした問題は起り得ない。といふのは土民は決して試驗を厭ふことなく寧ろ試驗を歡迎するの風がある。支那の科擧の制度を代表的なものとし、競爭試驗に於いて他人を制して自己が入學を認められることを名譽とも誇りとも考へるためである。從つて第二級の學校への入學試驗は毫も非難されない。他面佛蘭西本國に於けるが如き數種の中等教育機關の對立は、印度支那では見られない。印度支那の第二級の教育は一種あるのみで、それが二期に區分される。佛＝土上級初等教育（Enseignement Primaire Supérieure Franco-Indigène）は四年、その延長として佛＝土中等教育（Enseignement Secondaire Franco-Indigène）が三年である。兩者は試驗で連絡されるもので、その間に競爭對立は見られない。初等教育から大學までの順序を云へば、初等學校初期の教程を卒へた者は初等科修業證書（Certificat d'Etude Elémentaire）を與へられて小學校の中期及後期に編入を認められ、小學校全課程を終了した者は佛＝土小學校卒業證書（Certificat d'Etude Primaire Franco-Indigène）を授けられ、高等小學教育（Enseignement Primaire Supérieur）を受ける資格を認められる。高等小學四年の課程を終へた者には佛＝土高等小學卒業證書（Diplôme d'Etude Primaire Supérieure Franco-Indigène）が與へられ、更に試驗を經て佛＝土中等教育に編入される。この課程三年の後には佛＝土中等教育卒業證書（Brevet de Capacité d'Enseignement Secondaire Franco-Indigène）即ち印度支那バッカローレアが與へられる。是は大學入學資格を意味するものである。

完全な佛＝土中等教育を施す機關としては西貢のペトリュスキ中學校（Lycée Pétrus-Ky,）河內保護領中學校があるのみである。順化（ユエ）、金邊（プノンペン）、榮合（ヴィン）、美萩（トト）等の中學校は尚ほ未だ佛＝土高等小學教育の學級をもつのみである。志願者數は相當多いから、可成り激しい競爭試驗が行はれてゐる。

佛＝土中等教育七年を終了して授けられる前述佛＝土中等教育卒業證書の制度は一九二七年十一月二十三日の總督府令の規定する處である。この證書と本國の大學入學資格（バカロレア）とを同一視することは教育高等會議によつて認められ、同會議は一九三〇年一月二十七日にこの證書所持者を本國の大學入學資格者（Bachelier）と同視する大統領令に贊成する旨の決議を行つた。一九三〇年十月十二日の大統領令が之である。兩者の性質が大差なきことに鑑み、當然の措置といふべきである。

（三）職業教育

人口の大部分を占める安南人の知識階級の一般的傾向として手工業を厭ふ風があること、印度支那に於ける近代的工業が尚ほ初期の發達段階に止まり技術家を要求することが少きこと、多くの工人が依然として傳統的手工業の域を墨守し近代的方法への轉向に意を向けようとせぬこと、等が原因となつて職業教育は振はない狀態に在る。その中稍盛んなものは裝飾工藝、鐵工、電氣及應用機械學、特に自動車の修繕操縱に關係ある技術の方面である。職業教育機關として主なものは、西貢の實業學校及亞細亞機械師學校、金邊（プノンペン）のカムボヂヤ藝術學校、交趾支那の嘉定（ザーディン）、土龍木（ビンホア）及邊和の工藝學校、河內の實業學校、河內の應用藝術學校及モーリス・ロン博物館（Musée Maurice Long）維由（ヴィン）の實業學校、順化（ユエ）の實業學校等である。

現代では萎靡して振はない職業教育も、民度の進展、經濟狀態の改善に伴つて早晩盛運に趣くべきものであるから、總督府教育局は、現地の諸需要に合致する適切な職業教育機關を整備するために、大規模の調査を行ひつゝある。その

一面の現はれとして、東京及安南には、徒弟並びに職業指導事務局（Offices d'Apprentissage et d'Orientation Professionnelle）が設けられ、實際に活動してゐる。

(四)私　教　育

官公立の學校の他に私設の教育機關も相當の數に上り、各種の私立學校が收容してゐる。生徒人員は七萬を超えてゐるが、大體次の三種に分つことができる。

(イ)支那教育。華僑の子弟の內、選ばれたる優秀な者に佛蘭西教育を施すを目的とする。Cho-Quan（交趾支那）の佛＝支中學校（Lycée Franco-Chinois）はその代表的のものである。河內のアルベール・サロー中學校の外國科も亦同樣の目的を有する。

(ロ)安南に於ける土民教育機關の中、特に專ら傳統的道德と文字のみの研究を目的とする。

(ハ)歐人の私教育は殆んど全くカトリック教會によつて獨占されてゐると云つても過言でない。その最も重要なものは西貢のタベール學院（Institution Taberd）である。

以上三種の內、宗教團體による教育は沈滯して振はないが、支那教育及安南教育は逐年伸展の趨勢を保ちつゝある。之等を中央の統制の下に把握するために、相當嚴重な監督を行ふ必要があり、そのために數箇の大統領令が公布されて居り、學校衞生の確保、公定教程の實施、有資格教員の採用等が要求されてゐる。

(4)高等教育

河內の綜合大學が高等教育の中樞機關であり、土民と外國人とを問はず、一定の資格條件の下に、一切の人に開放されてゐる。創立當初の目的は、印度支那に良き官吏と良き技術家とを供給することにあつたのであるが、中等程度の學校が著しい進展を示し、更に上級の學校に志願する者が增加すると共に、目的の變更が餘儀なくせられ、現在では大學卒業と官途への任用とは切り離されるに到つた。

大學の中に含まれる諸學校の中、醫、藥學校は完全なる學部の域に達してをり、印度支那高等研究學校（L'Ecole des Hautes Etudes Indochinoises）も、略ゝ法學部に近い域に達してゐる。以上兩學校に入學する資格は、本國のバッカローレア又は之に相當する印度支那バッカローレア（前述）である。

以上兩學校の他に高等專門學校が六校ある。獸醫學校（創立二十年に達するもので諸學校中の主席たる地位を有する）高等師範學校、高等商業、遞信學校、土木學校、農林學校、美術學校がそれで、以上入學資格はバッカローレア又は嚴密な考試がある。年限は四年を標準とする。

研究機關としては各學校附屬の圖書館がある。總督府圖書局の監督の下に置かれてゐる。又印度支那科研究委員會が設けられてゐる。

大學の教職員は一般に資格、學識共に相當の水準に達してゐるが、特に醫科大學には有能の士が集つてゐる。

大學市の理想の下に學生の大部分は寄宿生であり、夏期休暇には Do-Son 海岸の夏期大學に移轉する。要するに、內容、外觀共に大學たるに相應はしい活動を行ひつゝある。

一九三六年―一九三七年度に於ける教官人員は總計六十五名、學生數六百十二名であつた。

第159表　官立佛土民學校及生徒數

		1937年 安南	カムボヂヤ	交趾支那	ラオス	東京	印度支那全地 1936—37	1935—36
佛人教育								
中等學校								
學校數		1	1	1	—	1	4	3
生徒數	男	78	38	143	—	129	388	316
	女	3	8	16	—	—	27	7
	合計	81	46	159	—	129	415	323
高等小學・師範學校								
學校數		4	1	4	1	8	18	19
生徒數	男	779	265	1,391	94	1,659	4,088	3,570
	女	106	27	241	16	133	523	452
	合計	885	292	1,532	110	1,792	4,611	4,022
尋常小學校								
學校數		103	18	119	8	182	430	417
生徒數	男	11,354	2,470	15,407	917	17,480	47,628	42,166
	女	1,088	319	4,030	179	1,781	7,397	6,015
	合計	12,442	2,789	19,437	1,096	19,261	55,025	48,181
土民教育								
公認小學校								
生徒數	男	12,430	3,816	19,213	988	22,952	59,399	55,742
	女	2,480	670	7,917	505	4,969	16,541	13,725
	合計	14,910	4,486	27,130	1,493	27,921	75,940	69,467
非公認小學校								
學校數		90	99	1,223	75	1,009	2,496	2,513
生徒數	男	6,854	5,589	65,637	3,015	54,211	135,306	132,853
	女	1,080	1,473	23,736	606	4,420	31,315	29,763
	合計	7,934	7,062	89,373	3,621	58,631	166,621	162,616
準備學校								
學校數		1,028	813	315	347	1,237	3,740	3,513
生徒數	男	56,661	34,462	6,706	5,906	52,258	155,993	139,441
	女	3,822	121	877	10	3,285	8,115	6,956
	合計	60,483	34,583	7,583	5,916	55,543	164,108	146,397
生徒數總計	男	88,156	46,640	108,397	10,920	148,689	402,802	374,088
	女	8,579	2,618	36,817	1,316	14,588	63,918	56,918
	合計	96,735	49,258	145,214	12,236	163,277	466,720	431,006

(同表 P. 39)

(5) 附表

以上の簡單なる叙述を補ふ意味で一九三七年度總督府報告に基く諸數字を表として附加へる。

第157表　實業學校及生徒數

		安南	カムボヂヤ	交趾支那	ラオス	東京	全印度支那 1936—37	1935—36
學校數		1	2	26	1	2	32	28
生徒數	男	243	237	833	66	196	1,575	1,415
	女	—	20	294	—	—	314	215
	合計	243	257	1,127	66	196	1,889	1,630

(Annuaire Statistique de l'Indochine, 1936—37, P. 41)

第158表　河內大學各部別教授、學生數

	教授	講師	出身地別生徒數 東京	安南	交支那	カヂムボヤ	ラオス	佛蘭西	支那	合計 1936—37	1935—36
醫學部	12	10	85	30	64	—	1	20	2	202	182
法學部	6	—	202	42	46	2	1	66	—	359	286
美術學部	5	12	35	1	13	1	—	—	1	51	50
合計	23	22	322	73	123	3	2	86	3	612	518

(同表 P.41)

第161表　官立佛人學校及生徒數

		1937年 安南	カムボヂヤ	交支趾那	ラオス	東京	印度支那全地 1936—37	1935—36
中學校								
學校數		1	—	1	—	1	3	3
生徒數								
第二部	男	102	—	419	—	602	1,123	1,080
	女	37	—	157	—	168	362	311
	合計	139	—	576	—	770	1,485	1,391
第一部	男	129	—	291	—	248	668	574
	女	53	—	95	—	50	198	223
	合計	182	—	386	—	298	866	797
兩部合計		321	—	962	—	1,068	2,351	2,188
內譯	佛蘭西人	274	—	770	—	632	1,676	1,552
	土民	31	—	184	—	401	616	636
	歐洲人	16	—	8	—	35	59	
高等小學校								
學校數		—	1	2	—	3	6	6
生徒數								
第二部	男	—	20	67	—	95	182	162
	女	—	11	99	—	157	267	236
	合計	—	31	166	—	252	449	398
第一部	男	—	—	321	—	485	806	756
	女	—	—	504	—	418	922	798
	合計	—	—	825	—	903	1 728	1,554
尋常小學校								
學校數		4	2	12	1	11	30	30
生徒數	男	128	112	463	22	262	987	932
	女	103	84	412	27	552	1,178	1,148
	合計	231	196	875	49	814	2,165	2,080
初等教育修了者合計	男	257	112	1,075	22	995	2,461	2,262
	女	156	84	1,011	27	1,020	2,298	2,169
	合計	413	196	2,086	49	2,015	4,759	4,431

(同表 P. 38)

第160表　官立諸學校歐洲人、土民教職員數

		教育局所屬	安南	カムボヂヤ	交支趾那	ラオス	東京	印度支那全地 1936—37	1935—36
歐洲人教師									
教授(男)		22	1	—	—	—	2	25	20
教諭	男	16	—	—	2	—	1	19	11
	女	2	—	—	—	—	—	2	1
學士號を有する教諭	男	40	5	9	21	2	13	90	84
	女	10	3	1	10	—	9	33	31
訓導	男	11	13	16	30	3	17	90	92
	女	21	12	9	47	2	37	128	124
見習訓導	男	27	—	—	4	—	—	31	22
	女	6	—	—	—	—	1	7	7
舍監	男	6	—	—	2	—	3	11	19
	女	4	—	—	14	—	7	25	23
實業學校教諭	男	4	1	2	6	—	1	14	12
	女	2	—	—	1	—	—	3	1
實習所主任	男	—	2	6	6	1	7	22	20
	女	—	—	1	—	—	—	1	2
總計	男	126	22	33	71	6	44	302	280
	女	45	15	11	72	2	54	199	189
	合計	171	37	44	143	8	98	501	469
土民教師									
學士號を有する教諭	男	—	2	—	5	—	2	9	6
	女	—	—	—	1	—	—	1	—
高等小學校訓導	男	1	29	7	53	7	52	149	154
	女	—	—	—	1	—	9	10	9
尋常小學校訓導	男	—	294	47	845	27	423	1,637	—
	女	1	57	5	111	3	54	230	202
教育官吏		—	30	—	—	—	40	70	67
見習訓導	男	—	557	282	2,012	125	1,526	4,502	4,447
	女	—	62	40	288	15	78	483	477
(準備學校教師)		—	1,350	1,193	332	351	1,269	4,495	4,180
美術學校教諭	男	1	—	—	2	—	—	3	4
	女	—	—	—	—	—	—	—	1
實業學校	教師	—	18	28	79	5	12	142	105
	監督	—	11	—	—	7	8	26	29
總計	男	3	2,291	1,557	3,328	522	3,332	11,033	10,511
	女	—	119	45	401	18	141	724	689
	合計	3	2,410	1,602	3,729	540	3,473	11,757	11,200

(同表 P. 37)

第163表　使用用語別非定期刊行物發行數

用語	安南	カムボヂヤ	交趾支那	ラオス	東京	全印度支那 1936年	全印度支那 1935年
佛蘭西語	6	7	63	1	92	169	206
安南語	24	1	270	—	285	580	750
カムボヂヤ語	—	23	—	—	—	23	31
ラオス語	—	—	—	2	2	4	—
漢字	—	—	3	—	—	3	2
佛・安語	7	2	22	—	21	52	47
佛・安・漢字	—	—	1	—	3	4	1
佛・安・他の言語	—	—	2	—	1	3	1
佛・カムボヂヤ語	—	—	—	—	—	—	2
佛・他の言語	1	—	1	—	—	1	—
安・カムボヂヤ語	—	—	1	—	—	2	1
安・漢字	1	—	6	—	5	12	9
安・他の言語	—	—	1	—	—	1	—
他の言語	—	—	1	—	—	1	3
合計	39	33	371	3	409	855	1,053
地圖					57	57	16

（同表 P. 47）

第162表　使用用語別定期刊行物發行數（1936年度）

用語	安南	カムボヂヤ	交趾支那	ラオス	東京	全印度支那 1936年	全印度支那 1935年
イ）新聞							
佛蘭西語	3	6	27	—	22	58	44
安南語	10	—	19	—	15	44	48
カムボヂヤ語	—	1	—	—	—	1	1
漢字	—	—	6	—	—	6	5
合計	13	7	52	—	37	109	98
ロ）雜誌							
佛蘭西語	6	9	34	1	54	104	109
安南語	6	—	29	—	33	68	64
カムボヂヤ語	—	4	—	—	—	4	2
ラオス語	—	—	—	1	—	1	1
漢字	—	—	—	—	—	—	—
その他	2	1	1	—	10	14	14
合計	14	14	64	2	97	191	190
ハ）年鑑							
合計	13	35	37	6	54	145	130
總計	40	56	153	8	188	445	418

（同表 P. 47）

III 文庫、圖書館

(1) 文庫

印度支那中央文庫、交趾支那文庫、カムボヂヤ文庫、安南文庫等があり、それぞれ公私の重要書類を集積してゐる。植民地草創の初期に不用意に散逸に委せられた古文書の蒐集、再版にも意が用ひられつゝある。

(2) 圖書館

一九三四年度總督府報告によれば、

中央圖書館の閲覽者數は佛蘭西人、四千三百七十八名、安南人、三萬八千八百八十五名、貸出書冊數、單行本六萬六百八十部、定期刊行物八千百四十九部とあり、それぞれ前年よりも著しい增加を示してゐる。一日平均の閲覽者數は約百六十名であり、最も多い日には安南人二百二名、佛蘭西人四十六名を數へた。

藏書は豫算の減少に拘はらず、相當の增加を示し、購入書四千百三十二部、法定寄託書千六十六部、寄贈六百九十九部、合せて五千八百九十七部の增加を見た。斯くして藏書總部數は六萬九千百四十四部に上るに到つた。その中、印度支那關係の書物及極東關係の書物が同圖書館の誇りとする處である。

交趾支那圖書館は藏書數四萬五百二十部、借覽者延人員二萬九千三十九名を算した。

カムボヂヤ圖書館は藏書一萬五千七十二部。借覽者三萬九十名。

安南圖書館は統監府の圖書館であり、行政圖書館とも云はるべきものである。一九三三年に於いて法制・行政に關する圖書二十五部を追加し、總藏書數約千五百部を算する。

三 宗教

I 古代印度支那に於ける印度教と佛教

考古學の教へる處によれば、印度支那に於いて發見される最古の碑銘は佛教關係のもので、梵語によつて書かれてゐる。安南の牙莊（Nhatrang）から程遠からぬ Võcanh（又は Phu-yinh）に於いて發見されたこの碑銘は西曆二、三世紀頃のものであり、この時代既に、安南の南部に梵語文化を持つた印度植民地（チヤムパ）が存在してゐたことを證明する。

他面、現在のカムボヂヤ及ラオスの南部には、五世紀頃まで支那人の所謂扶南王國（Founan）が存在し、印度文化が榮えてゐたことが傳へられてゐる。當時の支那歷史、及佛教の巡禮達の簡單ながら正確な記述によれば、この地方には當時既に印度教と佛教とが肩を並べて相當に繁榮を示してゐたらしい。紀元四八四年に扶南王 Kaundinya Jayavarman は Nāgasena と呼ばれた印度僧を支那皇帝へ使節として派遣した。ナーガセナは支那宮廷に於いて扶南の宗教に就いて語り、大自在天 Maheçvara（Çiva）の信仰が盛んに行はれ、扶南王はこの神の恩惠によつて萬民を支配すると考へられてゐる旨を述べてゐる。

印度に於ける二大宗教たる佛教と印度教との中、佛教が先に印度支那に渡來したことは、前述南部安南の最古の碑銘 Angkor borei の最古の佛像、タイの Brah Pathama の遺跡等によつて立證される。佛教の普及は阿育王の使節が殆んど全世界に亘つて派遣されたといふ史實と符節を合せてゐる。當時の佛教の布教は概して平和的であり、最初は商人が佛教文化を携へて來り、その土地に定住し、土地の女子と婚を通じ、その土地の精神的指導者となつたものと思はれる。古い佛教の傳說が諸島嶼を行商する商人の組合に關する記述を多く含んでゐることは、この間の消息を物語るものである。

之に反し、婆羅門教では教義上旅行を禁じ、特に『黒き水を渡航することは大なる罪障』とされてゐるから、對外布教の方面での活動は華々しくはなかつた。然し全然外地布教が行はれなかつた譯ではなく、支那に傳へられてゐる歷史に徵しても、考古學の示す碑銘に照しても、婆羅門教が相當顯著な足跡を極東各地に遺したことを知り得る。チヤムパに於いては紀元五世紀より十一世紀に亘り、カムボヂヤに於いて第六世紀から第十世紀にかけて、婆羅門は王室の眷顧を受け、シヴの寺院への獻金は莫大の額に上り、男根 (liṅga) を象徵として崇拜され、シヴ神は到る處で最高神として崇められたらしい。チヤムパ王國の守護神さへも、Bhadravarman 王が紀元第五世紀の初め頃に Mi-sŏn に建てたものと信ぜられる Liṅga に鎭座する。

アンコール時代より以前の碑銘、並びにその他考古學的研究の教へる處に從へば、カムボヂヤ初期の諸王は liṅga を尊崇し、特にシヴ（ハラ）がヴィシュ（ハリ）と結合したハリハラの崇拜が厚かつた。古代カムボヂヤの佛像にはハリハラの複合像が少なくない。時代は正しく印度教の復舊隆盛の時に當り、婆羅門教が遙かに東方の諸國にまで傳播したことは毫も異とするに足りない。

印度教の隆興に壓倒されて不振の狀態を呈してゐた佛教は第八世紀に入るに及んで再び舊時の勢力を取り戻すに到つた。從前の小乘佛教 (Hīnayāna) に對して、この時のは大乘佛教 (Mahāyāna) である。Nālandā の大學に發祥した大乘佛教の教義はインドネシアを風靡して印度支那にも及んだ。一切の實在を佛陀に化せしめようとするこの宗教は、ベンガルに於いて Pāla 王朝の支持する處となり、延いては既に印度文化の洗禮を受けてゐた極東各地を風靡するに到つた。

この時代にはスマトラの南部とジャヴの中央部には Crivijaya と稱せられる王國が形成されてゐた。古碑銘の語る處によればその勢力は馬來半島にまで及んだ。Crivijaya 王國の佛教國諸王とパーラ朝及ナーランダ大學との間に密接な關聯が生じた。ジャヴで發見される古碑銘はこの地で當時如何に佛教が尊崇されてゐたかを語つてゐる。印度支那に於ける佛教の復興はインドネシアに於ける大乘佛教勃興の波によつて左右されたのである。

斯くして第九世紀の終り頃から印度支那南部の各地に佛教復興の徵が見られた。カムボヂヤでは Yaśovarman (八八九—九一〇年頃) の業績として佛教僧院が創始された。チヤムパに於いては第九世紀の初め頃から佛教關係の碑銘が現はれるのであるが、その最も重要なもの、卽ち Lokeśvara に獻げて Đồng-dương の大伽藍を建立することに關するものは Jaya Indravarman 二世のものであり、紀元八七五年のものである。九〇八年には Pô Klum Pilih Rājadvāra がシヴの寺院を建て、三年の後には觀音を祀る寺を建立した。この頃ジャヴでは大乘佛教信者たりし舊王朝 Cailendra に代つてシヴを尊崇する王朝が興つたのであるが、之等二つの宗教は、印度でも、ジャヴでも、印度支那でも、混合融和

の狀を呈したのである。前述 Po Klun の事績はこの一例であり、又 Dong dương の佛教僧院建立勅許狀は同時にシヴ神尊崇を最も明白に表明した文書でもあるのである。カムボヂヤの Sûryavarman 一世の如き佛教の信仰篤き君主の下に於いても、王室守護神としてのシヴの象徴リンガの公式禮拜が續けられたのである。

斯くして佛教と印度教とは相並んで、さしたる衝突もなく存續した。少なくともカムボヂヤに於いては、印度敎は印度から常に新生命を吹き込まれつゝ存續した。十一世紀以後は印度に於いてはヴィシュヌの崇拜がシヴの崇拜を壓倒したのであるが、Jayavarman 二世（一一一二―一一五二年）はアンコール・ヴットにヴィシュヌの大伽藍を建立した。カムボヂヤに於ける印度教の最も華麗な顯現として驚異の的となつてゐる。

この時代まではチャム人の宗教とカムボヂヤ人の宗教とを幷せて研究することが出來るのであるが、十二世紀以後はチャム人が梵語を忘れ、その宗教は衰へた。十世紀の終りから引き續いた安南人との鬪爭によつて一切の民族的活力を涸渇させてしまつたのである。

佛教は十世紀、十一世紀を通じてカムボヂヤ王室の眷顧を受けて大いに振興した。Jayavarman 七世（一一八二―一二〇一年）の時代をその最盛時とする。この王は偉大なる征服者であると同時に熱烈な大乘佛教信者であり、慈悲心に厚かつた。彼は醫療の佛陀たる藥師如來に奉納して國內百餘箇所に病院を建て、その各々に豐富な基金を與へた。『民の肉體の惱みは王の心の苦痛である。王は民草の惱みを惱みとする』といふのが寄附行爲の冒頭である。

印度支那、殊にカムボヂヤに於ける大乘佛教の復興が、印度に於ける回教徒の佛僧大虐殺に依ることも見逃してはならない。卽ち回教徒がナランダの大學を破壞した時、印度を逃避せる佛僧は、ネパル、ジャヴ、そして印度支那に入つた同地の佛教復興に寄與したのである。從つて印度支那に於ける印度宗教の勤きが、印度宗教史、更にジャヴ宗教史と深き脈絡を有してゐる點は特に注目に値ひする。

斯くして印度教と大乘佛教は相並んで發展を續け、印度教の象徴としてはアンコール・ヴット、佛教にてはベーヨンの二大伽藍となつて現はれた。然しこの喚き誇る二大宗教も、やがて衰頽の途を辿るを餘儀なくされた。タイの侵略に伴ふ小乘佛教の流入が之れである。タイの征服に因る大乘佛教と印度教の衰頽に關し、Louis Finot 氏は左の如く述べてゐる。

「發達した貴族政治は輝く文明を有してゐたが、この文明の恩惠は大衆には殆んど及ばなかつた。侵略は民衆に致命的打擊を與へることは出來ないが、少數の選民階級を撲滅し、之等少數者間に發達した文化を破壞することはいとも容易である。殊に極東の慣習たる征服に、捕虜の大虐殺を伴ふ場合は猶ほ更である。突如として建築が中止され、碑銘文書が跡を絕ち、梵語が全く忘却されてしまつたのは、社會の知識階級が突發的に消滅したからである。

民衆に就いて云へば、彼等が侵略者に對して力強い反抗を示したる何等の證跡が遺されてゐない。恐らくは唯々諾々として降伏し、或ひは寧ろ之を歡迎したとも考へられるのである。自分等の實生活とは遠い信仰のために、今猶ほ一奮に値ひする大規模の建築に勞力を强ひられてゐたのみならず、十一世紀頃の佛蘭西を髣髴せしめる樣な、國土を被ひ盡す程の數多の聖堂への奉仕、支持を强制されてゐたのであるから、民力の涸渇は當然である。

他方、征服者は被征服者に貴重なる報償を與へた。穩健なる宗教が之である。その忍從を說く敎旨は、疲弊の極に達し、然も敗北者たる民衆には打つてつけであつた。卽ち經濟的には奪奪の屋根と一摑みの米に滿足させ、精神的には民

心の平穩と社會の安寧とを確保し得た。クメルの民衆が之を受け容れたことは當然であり、嘗ての强壓的な榮光の重荷をふり解いたことも當然と云ひ得る」。(L. Finot, Les Etudes indochinois B. E. F. E. O. VIII (1908), P. 224)。

印度支那に於いて、佛教と印度教とは上述の如き發達の過程を辿つたのであるが、畢竟それは印度本土に於ける兩宗教の單なる反映に止まり、何等獨自の發展を示さなかつた。然し或る程度の特殊性は勿論見られる。佛教に於ける觀世音の尊崇が之である。卽ち印度支那の佛教は、殆んど專ら觀世音 (Avalokiteçvara) 尊崇に終始してゐる。佛が涅槃に入り、戰爭と流血と苦艱の暗黑世界に於いて次の救世主が出づる間、災害に苦しむ者を救ふ慈悲の象徵が觀世音である。觀世音と大自在天との觀念の混同が、印度支那に於ける佛教と印度教との混同を招來した。

印度に源を發した之等の諸宗教は、印度支那民衆の上に如何なる影響を與へたか？ 殆んど何等の痕跡をも止めなかつたと云つても差支へない。民衆より離れ上流階級のみに支持された宗教は、根無し草の樣なものである。民衆にとり神佛とは彼等に建立を强いた豪華な伽藍に住まふ貪慾な搾取者以外の何者でもなかつた。壯麗なるアンコルの殿堂も民衆にとつては血と汗の結晶であり、怨嗟の的であつたであらう。大衆の歸依を受け、之が支持を受くる宗教こそ、眞の宗教と云はねばならない。現在カムボヂヤ及ラオスの小乘佛教、安南の祖先崇拜及鄕土神の信仰は、その意味に於いて本來の責任を果すものと云へやう。

II　カムボヂヤ及ラオスの小乘佛教

先に述べた如く、タイの征服に伴ふタイ文化の輸入と共に、カムボヂヤ及ラオスに於ける小乘佛教の勢力は確定のものとなつた。一般民衆の悉くが宗教哲學者ではあり得ないのであるから、敎理のほんの初步と、若干の道德的敎說のみが佛敎らしきものとして民衆の間に浸潤した。寺院及そこで行はれる嚴めしい說敎、業 (Karman) の法則と輪廻、善根、善果の敎義が、晝來の迷信の痕跡の中に割り込んで來たのである。

佛敎がかくも勢力を張るに到つた一つの原因としては、堅固な組織と嚴格な階級制度を持つた有力な僧侶の團體が團體としての權威を有し、學術知能の中心を成すと同時に、一般民衆に初等敎育を施すことに任じてゐたといふ事情を見逃してはならない。又僧籍に入ることは永久的の誓約を必須の條件としないから、カムボヂヤ人又はラオス人の子弟は成年以前は新發意 (Sāmaṇera) として、成年後には僧 (Bhikkhu) として、黃衣の下に數箇月を過すことを通例とする。斯くして信仰の初步的原理が民衆の間に擴まることになる。宗敎上のこの統一性は、安南に於ける極めて錯雜多岐に亙る信仰の狀態とは驚くべき對照である。

經典はパーリ語で書かれてゐる。このことは緬甸、タイ、カムボヂヤ、ラオスを通じて同樣である。敎義の中心を成すものは三藏である。經、律、論の三部に分たれてゐる。經 (修多 Sūtra) は佛が隨時、隨所で弟子達に說いた敎說の牧錄であり、律 (毘奈耶 Vinaya) は佛敎團體の規律を定めたものであり、論 (阿毘達磨 Abhidhamma) は形而上學であり、修多を體系化したものとも云ひ得る。之等經典には詳細な註解が附せられてゐるが、就中有名なのは五世紀頃セーロンに住してゐたとされる佛音 Buddhaghosa の手になるものである。

パーリ語の三藏を讀解し得る者は少數篤學の知識に過ぎない。この少數者を除いては、佛の前生を說いた本生經 (Jātaka)、佛の後生及涅槃に關する若干の抄錄を知ることで充分とされてゐる。輪廻論は特殊の敎訓的、布敎的價值を有

するものとして屢〻引用される。

毘奈耶の命ずる僧侶の生活上の戒律は極めて嚴格であり、その數も多い。然し實際上の僧侶の生活は比較的安易なものといふことができる。殺生、偷盜、邪淫、妄語、飲酒の五戒は僧俗共に守らねばならぬ根本的の戒律であるが、僧はこの他に、喜捨のみによつて生活せねばならず、食事は朝一回攝るのみで午後は食を斷ち、嚴密な純潔を守らねばならない。更に、牀に寢ること、裝身具、香料を用ひること、金銀の贈與を受けることが禁ぜられてゐる。然し之等の規律は現實には著しく緩和されてゐる。毎月二回、滿月と新月とに懺悔の集會を催し、波羅提木叉(解脫)の讀經が行はれる

禮拜は佛に蠟燭と香とを手向けて行はれる。年中行事の中、最も重大視されるのは七月から九月にかけての三箇月の雨期に於ける參籠である。參籠の開始と共に本堂に大きな燭火が點ぜられ、全期間を通じて點じ續けられる。斷食、隱栖祈禱の期間として僧侶は一切の旅行を禁ぜられる。毎夕、佛像の前に永い祈禱を捧げねばならない。參籠の終りを知らせるものが盂羅盆會である。參籠の終りには僧に齋が供せられる。信者にとつては之が最も簡單な善根の施し方である。盂羅盆會の終りには死者の靈を元の棲家に復す燈籠流しが行はれる。芭蕉の皮で作つた小さな筏は死者の靈を載せて流れ去る。

期節的の行事の他に開眼式、得度式等の儀式がある。俗衆の家庭的の儀式に列なり、元服の時に髮を切り、婚禮に列して讀經を行ふ。葬禮が僧の重要な役割であることは言ふまでもない。

荼毘の禮はラオスよりもカムボヂヤの方が嚴格である。カムボヂヤでは火葬せられないのは犯罪人、自殺者、變死人のみであるが、ラオスでは資産階級のみが火葬を行ふ。カムボヂヤでは貧者は數日間、富者、貴人は數年間も死體を曝し、又は假埋葬を行ひ、然る後に火葬に附する。

病人が危篤に陷ると僧が呼ばれ、一座の者は僧に和して阿羅漢を唱へる。死に行く者の魂を聖なる印象で充たせるためである。死體と棺は白布を以て覆はれるが、僧は死者の最大の喜捨として之を受取る慣ひである。bangskôl の儀式と呼ばれ、梵語の pâmskûla に相當する。佛が貧者の經帷子を取つて己れの衣としたといふ傳說に倣らへた習慣である。

死體は能ふ限りの豪奢を盡して荼毘に附せられる。火葬が終つた後に骨を拾ひ集め聖水を以て洗ひ、器に容れて埋葬する。富者の遺骨の上には墓碑が立てられる。

亡靈は幽鬼又は動物の姿で地獄で罪障を償つた後に佛教の來世觀に從ひ人間又は神の形で再生する。この信仰は舊來の迷信とよく合致する。亡靈は梵語又はパーリ語で蛇 (nak=nâga), 惡鬼 (beisac=piçâca) と呼ばれる。萬有精神論的見解がこの域にまで徹底してゐるのである。カムボヂヤ人の所謂 nak tà の神に對しては國法上一定の地域が與へられてゐる。又各家は àrâk 即ち守護神を祀る。この守護神は一般には久しい以前の祖先である。ナクタとアラクとは階級的上下の關係が在り、是が現實の社會生活にも照應し、ナクタの領域とアラクの領域とが存するものと考へられてゐる之と同樣な思想は印度支那の總ての民衆的宗教に共通であり、安南に於いても、チヤム人の間に於いても見られる。

ラオス人に至つては更に一層迷信的であり、良き佛教徒といふよりも phi の崇拜者である場合が屢々ある。phi とは萬有を支配する靈魂である。常にその禮拜を絕たない。農業上、職業上の魔術に類する儀式は佛教的と云ふよりも寧ろ遙かに未開の迷信に近い。然し、佛教團體の鞏固な組織統制を通じての佛教の勢力は牢乎として拔き難いものがあるらしい。單なる結束の力のみならず、佛教の最も低級な教說でも迷信に比較すれば幾分は道德的に高尙なのであるから、

この點で人心を捉へるところがあつたことは否定できない。

タイの佛教の改革は一八六四年 Thommayut (Dhammayuti) 宗派の確立によつて決定的な終末に達したのであるが、この改革のカムボヂヤに對する影響は稀薄といはねばならない。この改革は合理主義的傾向を持つたもので、從來機械的に經文を讀むことを以て足るとされてゐたのに對し、僧侶が經典に關する眞の知識を獲得することゝ、僧侶の訓練をより强化することゝを目的としたものであるが、この傾向は本來貴族趣味に發するもので、カムボヂヤには殆んど何等の影響も及ぼさなかつた。ラオスでもその傳統的宗派 Mohanikaya はこの改革を毫も感受しなかつたと云つても過言ではない。

上記カムボヂヤ及ラオスに於ける宗教の略述に於いては、クメルに於いて榮え、現在のラオスにまで遺されてゐる舊宗教の痕跡に就いては觸れなかつた。民衆には全然その痕跡を留めてゐない。唯カムボヂヤの宮廷にその見窄らしい遺物を留めてゐるのみである。宮廷には婆羅門が居り、時には單獨に、時には至上の僧官たる王と協力して王室の儀式を執行する。農耕に於ける畝開き、水の祭祀、王室の祭事及火葬等である。彼等は聖劍を守護し、婆羅門偶像を禮拜し、階級を表はす紐を帶び、詛りの多い梵語で書かれた祈禱書を傳へる。この經典とても眞に古代から傳はつたものか否かは疑はしい。彼等は善良な信者とは云へるかも知れないが、舊時の王室附屬禮拜師の正系を傳へるものとは考へられない。

III 安南人の宗教

安南の宗教事情は屢〻熱帶林に喩へられる。多種多樣のものが錯雜混淆してゐるが、この錯雜自體の裡から或る種の統一性が現はれる。その中に育つものは自己の範圍を限局することもなく、又、孤立した存在を持つこともない。同樣に、佛教も道教も自然教も獨自排他的の傾向を持たない。歐洲に見られるやうな教會間の嚴密な限界はない。宗教意識は極めて寬大で包攝力が大きい。同一人が同時に種々な信仰を容認し得るのである。場合に應じて各種の宗教に屬する儀式を行つて平然としてゐる。多くの祭壇はこの混和を象徵して佛と孔子と老子とが頭を並べて尊置してあることが稀でない。道教が佛を借り來つて之を尊崇し、聖母柳杏 (Lieu-hanh-thanh) の祭壇が佛教寺院の中に設けられてゐることも珍らしくない。若き東京人は諸位の靈 (Chi-vi) を崇拜する。長ずればこの狂燥的禮拜を去つて佛教の保護女神 Ba-tai の信仰に轉向する。兩者は文化の程度高き社會に於いては充分に別個の宗派を形成し得る程の教義上の相違を持つのであるが、安南に於いてはこの混淆を異とする者がない。各宗の正確な分野は容易に識別されない。

叙上の記述は、安南人の宗教心が稀薄なるかの感を與へる。然し事實は逆である。凡ゆる階級を通じ、その宗教心は熱烈を極め、彼等の社會生活を支配してゐる。

以下安南に見られる各種宗教に就いて略述を試みよう。

(1) 佛教

紀元前六世紀頃印度に發祥した佛教は、陸路を以て中央亞細亞、蒙古、西藏、支那に、一方海路によりセーロン、ジヤヴに移入されたのであるが、安南には何時頃亦如何なる經路を經て傳來されたかは明かでない。然し各種文獻より見て北方より移入されたことは殆んど確實であり、その傳來期も後漢の安南征服時代とみるのが略〻妥當と思はれる。

北方より移入された佛教は、安南に於いて順調なる發展を續けた。九六五年吳朝を倒した丁部領が、卽位後直ちに國

內の佛教團體の統一に乘り出した點より見ても、當時既に佛教が無視すべからざる勢力を有してゐたことは容易に想像し得る。次いで李朝（一〇一〇年―一二二五年）、陳朝（一二二五年―一四一三年）の世には、王室の眷顧を受けて繁榮を見、或る時代には佛教文化を支那に逆輸出したこともあつた程であつた。高僧は輩出し、國内至る處には大伽藍が建立された。

然し佛教は、一四一四年の明成祖の安南征略と共に、その發展を阻止されねばならなかつた。成祖が安南に儒教を移入し、以て安南の支那化を計つたがためである。

爾後佛教は從前の如く、王室の眷顧を受けなかつた。寧ろ王室は冷かなる態度を以て之に臨んだのである。佛教の衰頽に反し、儒教は次第に勢力を擴大した。當然來るべき問題は佛教と儒教との衝突である。好調に惠まれた儒教一派に對する佛教徒の反抗は、國事犯を招來する事件ともなり、支配階級からは危險視且つ迫害される傾向が生じた。國法は新寺院又は新僧院の建立を禁じ、違反者には笞刑を課するに至つた。

現在、安南人にその宗教を問へば、殆んど全てが佛教であると答へる。然し佛教が何たるかを知らず、自分の周圍に行はれてゐる正體不明の種々な宗教的禮拜を、佛教と稱してゐる場合が多い。佛僧と稱する者さへも教義に關する知識を缺いてゐることが稀ではない。彼等は純然たる妖術師であることが多く、寺院は婦女子の歡迎する諸位の靈を祭る場所に墮してゐるものが一、二に止らない。然し佛教寺院らしきものは夥しい數に上つてゐる。各村落には殆んど例外なく寺があり、僧尼が禮拜を執り行つてゐる。但し寺には佛像の他に土地神（Tho Dia Than）神農（Than Nong）孔子、老子の像などが併置されてゐることは前述の如くである。

心の宗教としての佛教の勢力は云ふに足りない。眞の佛教信者は信者の數に比して極めて少數である。寺は佛教信仰の中心と云ふよりは寧ろ生活敗殘者の逃避所である。安南人の佛教觀は之を道德的教說に富んだ教理と見るよりも、寧ろ怒り易い魔神達の氣持を宥めるための數々の儀式と見る傾きがある。寺に參詣するのは祭禮の好奇心からであり、知人と會合歡談を交へ、美食に有りつくことを目的としてゐる者が多い。

寺の構造は平面圖が丁字形を逆立させたやうな恰好に建てられる。橫線に當る處は信者の集合する場所であり、縱線の最も奥に、上壇の間があり、そこに三寶が祀られてゐる。右側に阿彌陀佛、中央に釋迦牟尼佛、左側に彌勒菩薩が安置される。この三體の上に、或は別に祭壇を設けて觀世音及大覆彌勒の像が置かれる。觀世音は千の手を有ち、女性の象徵と云ふ點よりして、不姙の女より子授け佛として信仰される。更に、道教の玉皇上帝、關帝の像等が混入してゐる場合が多いことは前に述べた。

禮拜の儀式は極めて單純である。僧侶は朝夕二回經を誦する。信者は佛像の前に跪伏して自ら理解せざる梵語の經を誦し、線香を獻げる。

僧侶は一樣に柿色の僧衣を着用する。股引と眞直な長い衣と頭巾とから成つてゐる。頭立つた者は半黃半紅の衣を着ける。種々な色で元祿模樣になつてゐることもある。僧の地位は階級制度になつてをり、階級は研究の段階に應じて上る。王室祭祀省の行ふ試驗があつてそれに及第すると級が進められる。試驗科目は書き方と、註釋なき經典の暗誦に止まる。

葬儀に際して僧は葬式の先頭に立ち、死者の靈をその究極の休息所に導く役を演ずる。

年中行事の中最も重要なものは七月十五日の中元（Trung Nguyên）である。盂蘭盆會と内容形式共に同じである。佛教的儀式と民衆間の實踐とが際立つた一致を示すのはこの機會のみと云つて差支へない。

豫言者、妖術師としての僧の機能は實際の社會的勢力として侮るべからざるものがある。無學の大衆が僧侶のかうした言行によつて支配される程度は相當に大きい。然し之が本來の佛教と無關係であることは勿論である。

寺の一つの機能として、寺が困難な爭訟を決定する場所とされることがあるのは注意を要する。聖像の前で嚴肅な誓言を立てた後に、或は陳述により、或は占斷により、時には眞實が曝露され、時には訴訟の勝敗が運命、天意に賭けられる。

さればと云つて、眞の佛教が安南では全然見られぬといふ譯ではない。良家の子弟が現世を厭うて逃避する場所になり得る程度には佛教哲學は存續してゐる。唯一般民衆の信仰といふ點になると、上述の如く、佛教の勢力は極めて稀薄であるといふのみである。

(2) 道教と妖術

老子（紀元前五七〇—四九〇年頃）が道（Đạo）を第一原理として說いた天地陰陽の理論は、佛教と時を同じくして支那から波來したものと思はれる。然しこの宗教は安南の地に入ると共に忽ちにして墮落して了つた。若しも總ての實在が原始力の發現であるとするならば、この力を左右し得る者が世界を意の儘にすることができる譯である。土を金にすることも、不老長生を實現することも。斯くして鍊金術と妖術とが生れた。安南人が道德經（Đạo-Đức-Kinh）から抽き出し得たものはこの程度に止まると云つても過言ではない。忍從の道德、慈惠の精神、物慾の制限等は安南人の精神の上に殆んど力を及ぼさなかつた。

道教信者は教祖老子を神の一人として崇める。支那の傳說に從ひ、水牛の背に跨り不知の西方に趣く姿で老子を表徴する。李の下で母親の左の脇の下から生れたとする神秘めいた傳說は、佛教から借用して來たものである。支那の道教には佛教からの借物が少なくない。安南の道教信者が佛を至上神としてゐることも支那の影響に歸し得る。安南に於いて道佛兩教が相爭はずして並行し、多くの寺院は兩者に共通であり、道師、佛僧が交〻その禮拜を授け合ふのを見ることは奇異な現象である。

天地の神は玉皇上帝であり、南星と北斗とが脇神である。南星は玉皇の左に坐して出生を錄し、死後の參考とするために生前の功罪を記錄する。北斗は玉皇の右に坐して死亡を錄し、生前の功罪に應じて後生の態樣を決定し、輪廻を掌る。

各家には灶神即ち臺所神があり、每年末に南星に所管家族の一切の行狀を報告する。報告に趣く灶神の旅行のために年末には紙製の衣服と錢と生きた鯉又は紙製の馬が獻げられる。南星に良き報告を、といふ意圖に出るものである。

諸位（Chư-vị）の宗教とて天、地、水を崇拜する宗教も、本は道教に發するものであるが、本來の道教的意義を喪ひ神母（Thần Mẫu）柳杏（Liễu-hạnh 玉皇の子）の禮拜に止まつてゐる。

禮拜は婆童（bà-đồng）と呼ばれる巫女によつて行はれる。神靈によつて婆童たるべきことを指名された者には種々な徴候が表はれる。夢で告げられたり、急に家事を顧ることが厭になつたり、毛髮が櫛の齒に立たなくなつたりするのである。道師にその謂はれを尋ねると道師は某々の靈が汝に婆童たることを命ずる由を答へる。斯くして寺に趣き祈願

を凝すと彼女の上に靈魂が乘り憑る。そして家に歸つて諸位の靈を祀る祭壇を設け、少なくとも形式上は獨身を守る。俗人が諸位の靈に接するためには必らず婆童の仲介を必要とする。何故に不幸に見舞はれるか、どの神が怒つてゐるのか、どんな供物が利くか、等のことは總て婆童に尋ねなければならない。『子を授け給へ』と『商賣繁昌』とは安南婦人の祈禱の極り文句であり、諸位の靈の崇拜と婆童の尊崇とは總ての安南婦女に及んでゐるといふも過言ではない。そしてこの信仰は日々益〻盛に趨きつゝある。

忽必烈の軍勢を敗走せしめた安南の英雄陳興道（Trần Hưng-Đạo）を祀るのは、男巫翁童（ông-đồng）である。民衆の迷信に訴へる妖術は常に榮えてゐる。護符を身に着けたり、その儘、又は燒いて飮んだりすることが廣く行はれてゐる。呪咀も屢〻行はれる。

(3) 儒　教

儒教は本來が宗教ではなく一種の道德哲學であるけれども、安南に於いては孔子尊崇の形式と儒教の中で重點を置かれてゐる教說の性質とから、之を一種の宗教として玆で取扱ふことは許されてもよいと思ふ。

理を基礎とする儒教の教義は、支那に於いても、安南に於いても、知識階級の間に特に多數の支持者を得た。その啓蒙主義的な學說と、社會中心的な考へ方は政治的にも良き結果を齎らした。その特徵の一は、人間の秩序と自然の秩序とを唯一の理に還元せしめる點にある。理は季節、星辰の運行等の自然現象を規律すると同時に、天より理を享けた皇帝を通じて、社會關係の一切をも規整すると考へる。斯くして國教としての適格が完全に具はることになる。安南では支那による再度の征服の後に儒教思想を基礎とする科擧の制が採用せられ、總ては安南國教とせられ、皇帝自ら祭祀を主宰することになつた。各所に文廟（văn miếu）が設けられ、孔子に併せて孟子、子思、曾子、顏子等が祀られる。

安南の儒教は奇妙な方向に發展を遂げた。最高の司祭者たる皇帝による神々の任命が是である。神々の首位を占める者は聖である。人が完全無缺の生涯を終へ、死後久しきに亘つて民衆の尊崇を受けたときは、皇帝は之を聖に任ずる。聖の次に來るものが神である。皇帝は生前の武功功績を考査して任命する。その後民衆崇敬の程度に從ひ陞叙されて聖となることがある。皇帝は儒教の大僧正とも云はるべきものであるから、カトリック教に於ける聖者奉戴と類似する點があるが、實は著しい相違が存する。カトリックの聖は決定的であるが、安南のそれは異なる。神であれ、聖であれ、民衆の祈願を裏切つて洪水、旱魃、疫病等を防ぎ得ない場合には、鄕職（地方有力者）の要求により、その位を褫奪される。神は常人に落され、聖は神に下げられる。再び人民の信望を獲得した時には舊位に復せしめられる。陞叙、貶下は共に鄕職の意見に發し、宮廷の祭祀相が之を檢討して勅裁を仰ぐ。罷免された聖、神の像は激昂せる群集の侮辱に委ねられる。河內の守護神たりし大佛が、佛軍の河內占領を防ぎ得なかつたことを理由として位を奪はれたのはその一例である。是は後には舊位に復せしめられた。

この奇拔な慣行は今日に於いては次第に衰へ、交趾支那では全く見られず、安南、東京でも稀になつた。然し神の敎は尙多數存する。神農、土地神、城隍、灶神等はその著しい例である。それがために民心の歸一が擾されてゐる。

儀式の中で最も重要なものは天地祭である。順化に於いて皇帝司宰の下に行はれる。嘗ては每年行はれたが、現在は三年に一回行はれる。

農事に關する儀式も亦皇帝主宰の下に行はれる。その主なものが三つある。迎春の式、初耕の式、土神及農神への禮

祭が是である。悉く支那の模倣である。

(4) 祖先崇拜

祖先崇拜の慣行は儒教の教へる處であるが、儒教を起源とするものではない。孔子は既存の慣習を組織化したに過ぎない。種々の點から考へて紀元前約二千年の昔から、支那の國教化してゐたものとされる。安南に渡來したのは第六世紀支那文化の移入と同時に考へられる。

安南の祖先崇拜は、孔子が禮記に於いて體系化してゐる一般原理とは獨立し、根柢に於いて精靈崇拜と深く結び付けられてゐる。

彼等は云ふ「死は決定的のものではない。單なる變化に過ぎない」と。この變化は嚴密な法則に支配される。轉生は地獄に滯留した後に行はれる。天は德厚き靈のみの安息所である。惡人や資產家の靈はその功罪が正確に判定されぬ間は歸趨が定まらない。功罪に應じて死者の靈は神、王侯、賢人、盜賊、蛇、蝮蝎、犬、草木等に轉生する。地獄に到着したときの計算は假決定を與へるに過ぎない。死者の子孫が死者の靈を祀る程度及生前に孝養を盡した程度を參酌して變更が加へられる。計算が確定し、生前の罪を贖ふために地獄に留まるべき期間の終局的の決定を見るのは第三世代又は第四世代に到つてからである。

それ故に安南にとつては、後生の幸福は子孫による祖先崇拜に倚繫する處が極めて大きい。子孫にしても、祖先崇拜を實行することが生前の功德を積む所以であり、自身の子孫に對する模範でもある。

祖先崇拜を行ふための特別の寺院がある譯ではなく、各家に祠堂を設けて各家それぞれ固有の特徴を持つた儀式によつて行はれる。

祠堂は家の中央、玄關に面する應接室の奥に設けられるのが普通である。机の上に祭壇を置く。赤又は金色の漆塗の板で作られる。その中に三、四世代の位牌（vi ge）が列べて安置される。祭壇の前の机の上には香爐と、銅製又は木製の燭臺が一對置かれてゐる。位牌は木製であり、富裕な家では金箔を以て被はれてゐる。貧しい家の祭壇は至極簡單であり、粗末な机の上に當る壁に直に紙製の位牌が貼りつけてある。

司祭者は常に家長（Gia trưởng）である。長系・長男子のみが司祭する權利と義務とを有する。但し、成年に達せるか、或は、婚姻により成年者と同一の資格を付與されてゐることを要する。家長が病氣或は刑に坐して司祭不能の場合には代理が認められる。家長が未成年又は未婚の場合には族長が代行する。女は不潔なものとして司祭には適せぬとされる。但し出席は認められる。

男系子孫なくして死んだ場合には同姓の者の中から養子を取る。それが不可能なれば祭祀は停止せられ、死者の靈は地獄の苦艱を受けることになる。

次男以下は通常父の家を去つて新家の宗となる。彼自身は祭るべきものを持たないが、父の家で行はれる祖先の祭祀に列席する。

祖先を共通とする家とその支家とに對して全般的の監督權を有する者は族長（tộc trưởng）である。族長の言葉は嘗ては殆んど神託のやうな權威を持つてゐた。同族間の爭議を裁定し、財產の分配、祖先の祭祀を監督する。

歲末、族長は總ての同族を召集して祖先の墓を清掃する。十二月二十九日即ち節の二日前には祭祀用具を拂拭し、祭

壇を浮める。三十日には饌を供する。家の入口に柿木と竹とを立て、その頂に小さい籠を結びつけ、籠の中には竹、藁又は紙の護符と紙銭とを入れる。邪悪を拂ふためである。又債權者は柿木が立てられてゐる七日間は債務取立を行つてはならぬ慣習がある。

新春三日間、日に二回、祭壇に饌が供せられる。その下げられたものを家族が食べる。三日の夕の供物は莊嚴な儀式によつて行はれる。祖先の靈が幽冥界に復る日だからである。富裕な家では之を七日迄延長することもある。

新春の拜禮の儀式は、先づ供物が供へられ、燭が點ぜられると、家長は廣袖の青絹の儀式服を纏ひ、頭には黒い頭巾を戴き、支那風の靴を履いて祭壇の前に立つ。家族は男女に別れて左右、又は前後に整列する。家長は祭壇の前に進み先づ酒を、次に茶を注ぎ、香を燻ずる。新たな供物が捧げられる毎に家族は全員揃つて四度宛拜跪し、祖先の靈が新春の祭に參加することを祈願する。

忌日の儀式は七日、十四日、二十一日、五十日、百日等に行はれる。儀式を莊重、盛大ならしめるために職業的司祭者を傭ふことが行はれる。儀式の規模に從ひ、司祭者の他に多數の助手と、泣男、泣女等が參加する。葬送に伴ふ音樂は喧騒である。

一年忌に全喪が半喪となる。父の喪に服する場合には二十七箇月續く。忌明けには儀式が行はれる。

安南人は死を轉生と考へるから、死に對する恐怖を持たない。死際をよくすることが彼等の生前の唯一の希望である老死が最も幸福と考へられる。急死、變死は常に鬼神（Qui Than）の業であり、之に犧牲を供してその怒を宥めねばならない。鬼神は墓なき祖先、子孫なき者、又は祀られざる者の悪靈である。斯くて良き子孫の必要は安南では特殊な意義を持つことになる。蓄妾の慣行がある所以である。

死に對する恐怖は持たないが、親近者の死に無關心ではない。否寧ろその悲歎の狀は誇張かとも思はれる程である。大聲號泣男女を問はない。

祖先崇拜に關聯して一の奇習がある。老父に華麗な棺を贈ることが是である。贈る者も贈られる者も之を死の督促とは感じないで、老父は之を孝の至上の表現として喜んで受取る。死後鄭重に祀られることが約束されるからである。それは死後の靈の安息を意味する。

祖先と子孫とを結合する紐帶を强からしめる一の儀式として、子は生後一年に達すると祖先の靈前に蓙を敷き、その上に坐らされる。この儀式は二重の目的を有する。一は新生兒を祖先に紹介することである。他は子が將來採るべき生活の方向を決定することである。種々な職業を象徴する物を子の廻りに置き子の選擇に任せる。例へば子が筆を取り上げれば學者として養成するといふが如きである。

同樣の儀式は、嘗ては男女が結婚期に達した時にも行はれたが、この慣習は今日殆んど行はれない。

子が學問上の競爭に勝つたとき、任官したとき、遠く任地に赴くとき等に親子揃つて祖先の靈前に報告する儀式が行はれる。婚約、婚期の際には、兩家の祖先に婚約の同意、婚姻の保護の祈願が行はれる。

かうした祭祀を永續的に執行するがために香火分（Phan huong hoa）と稱せられる制度が設けられてゐる。一種の共有財産である。初めは慣習であつたが現在では立法化されてゐる。但し强行法ではない。

香火分は當初は家の財産の十分の一とされてゐたが一八四四年紹治皇帝（Thieu Tri）の勅令によつて改められ、約

四百ピアストル又は米田三十畝と決定された。更に改正を經て、現在に於いては子一人の相續分とされてゐる。家父死去の際に存在した香火分は概してその儘に維持される慣ひであるが、それが過少又は過大の場合には變更される。遺産の分配は喪明け卽ち二十七箇月目に行はれるのであるが、父死亡の際に香火分がなければ、相續人の頭數に一を加へて財産を均分し、その一を香火分とする。是は强行規定ではないけれども、現實にはこの慣習に違反する程不孝な子はゐないのである。香火分は家長が管理する。家長はその果實を使用し得るに止まり、元本は分割されずして家に屬する。香火分は讓渡を許されず、時效の目的物ともならない。香火分は地簿（Bạ gỗ）に香火分として記載されることを要する。家族全員一致の合意によつて香火分の變更を行ふことが出來る。香火分が香火分として不適當になつたとき、又は男系子孫なきときには香火分の分割變更が行はれる。祖先の墓地が不融通性を與へられてゐることも勿論である。女は祭祀の資格を持たぬことを原則とする。然し女の無能力はローマ法に於ける程嚴格ではない。實際上、家長が祭祀を行ひ得ず、代行すべき子もない場合には妻が行ふことがある。然しその役割は供物を進ずることと燭を點ずることのみに止まり、拜禮の儀式を執行することは許されない。

實子も養子もない者は、財産を寺院又は村落の亭（ディン）に寄附して、祭祀を依頼することがある。

(5) 鄕村の守護神の信仰

民衆の社會生活と緊密な關聯を持つことに於いて、實際上最も重きをなすものは、鄕村の守護神の信仰である。鄕村の守護神を總稱して福神（Phúc-thần）と云ふが、その信仰の對象が神話的存在か實在的存在（主に鄕村に功績あつた者）なるかにより、更に之を天神（Thiên-thần）と人神（Nhân-thần）に分け得る。

鄕村の守護神は、全村民の平和、繁榮及幸福を確守すべき義務を負ふ。皇帝は夫が義務を遂行した程度により、之を上等神、中等神及下等神に區別する。守護神の昇進貶下は、儒敎に於ける神々の任命と同樣鄕職の具申に基き、皇帝の裁斷を以て決せられる。守護神に對し直接の恩惠を要求する點に、如何に安南人の信仰が功利的であるかが窺はれる。

之を祀る祀堂を「亭」（Đình）と云ふ。亭には公許狀として皇帝から賦與された神勅（Thần-sắc）が奉獻される。神勅なき亭には、本尊の由來を語る神跡（Thánh-tích）があり、何れも各家に於ける家譜（Gia-phả）の如く、大切に保存される。怒り易い守護神を宥むるべく、定時に祭禮が行はれる。「禮朝」（Lễ soc 每月一日）、「禮望」（Lễ vọng 每月十五日）、「春祭」（Xuân-tế 二月一日）、「秋祭」（Thu-tế 八月一日）、「上田祭」（Thượng-điền-tế 苗の植付期）、「嘗神祭」（Thường-tân-tế 植付の終了期）、「祈安祭」（Kỳ-yên-tế 一月十五日、一名上元祭 Thượng-nguyên-tế）、「中元祭」（Trung-nguyên-tế 七月十五日）、「開印祭」（Khai-ấn-tế 一月七日の仕事始）、「寒食祭」（Hàn-thực-tế 三月三日で冷水に冷した菓子を喰ふ）、「端午祭」（Đoan-ngọ-tế 五月五日）、「中秋祭」（Trung-thu-tế 八月十五日の明月の時）、「臘節祭」（Lạp-tiết-tế 十二月二日）が之である。その他、村内に事件が起つた時、例へば村民の結婚及死亡、官吏の就任、罷免に際しては、臨時に祭儀が行はれる。

一年を通じ最も重要な祭は「集會始」（Tiệc en assemblée 後に述べる鄕職の仕事始の儀式）で、一般に春に行はれる。この祭に先立ち五日乃至十日前に、鄕職は亭に集まり祭儀に就いて種々の打合はせを行ふ。之を「八席の儀」（Phẩp tịch）と云ふ。祭の間には芝居、鬪鷄、その他地方色溢れる種々の行事が展開される。

以上の祭に要する費用は、村費と村民への賦課で償はれる。村費は村落の共有米田と共有地の果實を以て充當される。

亭は他面村の集合所を兼ね、鄉職はこゝに集まつて村の重要事項を評議する。亭の有するこの性質に就いては、附錄の「安南部落制度」の項に讓る。

(6) 高臺教

高臺教（Caodaisme）は交趾支那を溫床とし、同邦の農民層に根强い勢力を有する新興宗教である。創基は比較的最近のことで、一九二六年十月七日と云はれてゐる。勿論同年同月に忽然と出現した譯ではなく、之より先立つこと六年前に既に吳文昭なる役人によつて提唱され、次いで同年發起人二十八名が信徒二百四十七名を組織し、正式に新宗團創立の届出を交趾支那政府に届出でたのである。

斯くの如く創立後未だ十餘星霜を經たに過ぎないのにも拘らず、信者は既に五十餘萬を數へ、堤岸、西貢、西寧を中心に、北上して安南、東京の兩邦、更にメーコン河を遡つてラオスにもその勢力は普及してゐると云ふ。

さて「高臺」とは「至上の宮殿」の意で、之が轉じて至上至聖のもの、卽ち神を意味する。高臺を信ずる信者は、高臺卽ち上帝を至上の神として信仰し、「天眼」を以て神の象徴とし、同教を神が世界に示した第三番目の濟度と信じてゐる。之を「大道三期普渡」と云ふ。換言すれば、既に高臺＝上帝は第一及第二の濟度として西洋ではモーゼとキリスト、東洋では釋迦と老子に化身して大道卽ち宗教の弘道に從事したが、こゝに三度び東西兩洋の諸宗を合同した高臺教が出現し、第三の衆生濟度を行ふと考へるのである。

高臺教は「天眼」を以て神の象徴とする。之は一九二六年二月二十六日、「玉星上帝」卽ち高臺が信者に啓示せる「眼を以て己が妻として崇めよ」との宣示に發したもので、後に更にモーゼ、アリストテレス等の說を引用して、「眼」が至高至聖の叡智を表はし、以て光、叡智、力の最高具現たる神の象徴なりとしたものである。

右の記述に看る如く、高臺教が東西大宗教の一種の綜合的宗教である點に注目を要すべきであるが、之を更に分析すれば佛教よりも天主公教の教義を、多分に取り入れた一種の道基兩教の混合宗教であると云ひ得る。

信徒は上承、下承に分れる。上承は五戒（佛教の夫と同一）及四律（服從、謙虛、廉直、禮讓）を特に嚴守し、且つ剃髮削髭、菜食獨身が要求される。下承は所謂、「居士」に類する。

祭式は前述の如く巨眼を本尊と崇め、祭壇の中央に球狀の「太極燈」を置く。敎徒の信仰によれば太極（宇宙）の原子卽ち神未だ現はれざる混沌期を象徴したものであると云ふ。祭壇の兩側には一對の燈、「兩儀光」が奉獻される。兩儀（男女兩性）又は物心の發生を意味する。供物は花、酒、茶である。花は「精」卽ち宇宙萬有の原生力を、酒は「氣」卽ち人間の生活力の根源たる靈肉合體の媒介物を、そして茶は「神」は慧智の原泉をそれぞれ表徴してゐる。花、茶、酒の他に、五本の線香が供せられる。「戒」「定」「慧」「智見」「解脫」の「五炷」卽ち純潔、省察、叡智、頓悟及解脫の過程を表象したものである。信者は日々香を薰じ、「開經」卽ち讀經を行ふ。經文は「太上德翁」卽ち老子の啓示に從ひ、儒敎の中庸、佛敎の慈悲、道敎の眞理を讃へたものである。

猶ほ大祭典では、祭壇の左側に男神として道敎神の「觀成帝君」右側に女神として「觀音菩薩」が祭られる。男子の信者は男神を、女子は女神を、それぞれ性別に從ひ同性の神を拜跪する。

高臺敎には布敎師がなく、高臺が靈媒卽ち市子の口を藉りて敎義を宣べる。時には高臺側近の神官たる詩聖李太白が靈媒を通じて信者に啓示を與へることもある。之によると神は嘗て五支大道卽ち儒道、神道（姜太公＝鬼神崇拜）、

聖道（タンダオ）（耶蘇教）、仙道（ナニンダオ）（道教）及佛道（フアンダオ）を地域により各住民に與へたが、交通の發達は諸國の接觸を密接化し、世界に共通の宗教の創立を必要とした。この目的のため、高臺は自身出でゝ衆生を濟度せんと欲し、前述五戒四律を定めたと云ふ。この掟を尊重實踐することにより人類愛、動植物愛護の念が旺んとなり、終には人種的、民族的、社會的平等を實現して世界平和を齎すを終局の目的とするのである。

斯くの如く、人類の平等を說く點が、多數大衆を歸依せしめた重大原因であり、同時に支配者たる佛蘭西人を警戒せしめる要因となつてゐる。

備考、本稿は大岩誠氏著、佛印に於ける新宗教カオ・ダイ（世界知識昭和十六年二號）に負ふ處多大であつた。尙は小局發行「新亞細亞」第三卷第三號、四號にも同氏の高臺教に關する精密な研究が載せられてゐる

(7) その他の宗教

安南人は迷信的傾向が强いから、無智な大衆層を溫床として各種の信仰が行はれる。

大衆は無數の死靈が宇宙を彷徨してゐると信じてゐる。妖術師、祈禱師は之等死靈の代理人とされる。惡靈は菩提を弔はれざる者の死靈又は變死者の死靈である。死靈の憤怒と天災地變とが密接に結び付けられて考へられるから、如何はしい妖術師の民衆間に於ける勢力は侮れぬものとなる。

効用、强力性、姿態、年齡等を崇敬することからして別の信仰が生まれる。その一例は虎を崇めて、「大人」、「將軍」と呼ぶことである。又老樹は神樹として禮拜せられ、奇石、怪巖に神格を付すことも屢〻見られる。

最後に安南で最も行はれてゐる祖先崇拜と佛、道、儒教及安南王室との關係を圖示すると左の如くである。

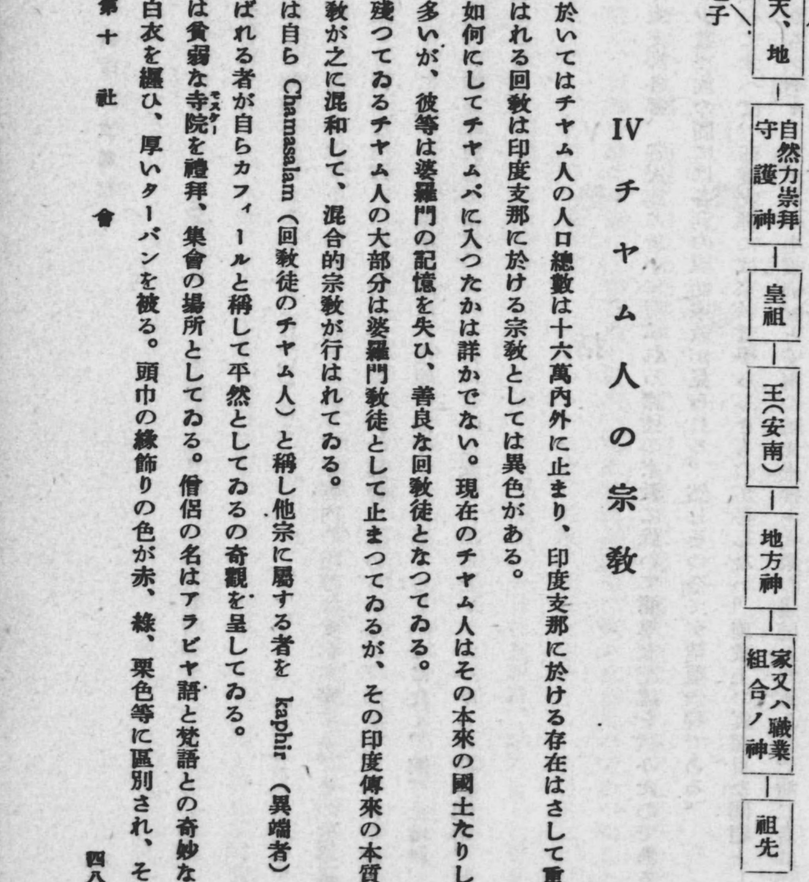

IV チヤム人の宗教

現在に於いてはチヤム人の人口總數は十六萬內外に止まり、印度支那に於ける存在はさして重要性を持たないが、その間に行はれる回教は印度支那に於ける宗教としては異色がある。

回教が如何にしてチヤムパに入つたかは詳かでない。現在のチヤム人はその本來の國土たりし南部安南より寧ろカムボヂヤに多いが、彼等は婆羅門の記憶を失ひ、善良な回教徒となつてゐる。

安南に殘つてゐるチヤム人の大部分は婆羅門教徒として止まつてゐるが、その印度傳來の本質を忘れ去つてゐる。退化した回教が之に混和して、混合的宗教が行はれてゐる。

回教徒は自ら Chamaglam（回教徒のチヤム人）と稱し他宗に屬する者を Kapir（異端者）と呼んでゐる。カフィールと呼ばれる者が自らカフィールと稱して平然としてゐるの奇觀を呈してゐる。

回教徒は貧弱な寺院（モスク）を禮拜、集會の場所としてゐる。僧侶の名はアラビヤ語と梵語との奇妙な混合を示してゐる。頭を剃り、白衣を纏ひ、厚いターバンを被る。頭巾の緣飾りの色が赤、綠、栗色等に區別され、それによつて僧侶の階級

が識別される。

毎金曜日に寺に集まり、Kalip がコーランを讀む。imams が跪伏を行つてメッカの方に禮拜を捧げる。斷食は俗人は三日、回教僧は一月。

十五歳にして割禮が行はれるが、現在に於いてはそれは形式のみに止まり、竹の刀を以て行はれる。女子の妙齡は相當の儀式を行つて之を發表する。回教の傳說とは異り、家庭內の禮拜は女が主宰する。その他婆羅門教との混同が多い。農業に關する種々な信仰には婆羅門の影響も回教の影響も認められない。印度支那古代の諸民族に共通する習俗が遺されてゐるやうに思はれる。根本思想は、土地は耕やす者に屬するものではなく、蛇、土地神、蟲の精等神秘的な神に屬する。之等の神々に對して相當の拜禮を行はないと祟りがあるといふ考へから、農耕開始、收穫等種々な機會に神靈を慰めることを怠らない。

V 總括

以上印度支那各邦、各民族に於いて行はれる諸種の宗教に就いて簡單な記述を試みたのであるが、印度支那の諸所に點在する少數民族の間には各別の原始宗教が見られる。然しその全てが精靈崇拜である。

一言にして云へば、印度支那には宗教哲學らしきものが存しない。施政上の眞面目な問題として採り上げられるべきものは、カムボヂヤ、ラオスの小乘佛教と安南の祖先崇拜と大衆の迷信とであらう。前二者は民衆教化と道德意識向上とに實際に利用せられてゐる。衆愚の迷信に到つては、民度の向上による自然的廢滅を待ちつゝ、その著しい弊害を避ける方途を講ずるの他はないであらう。

四 衞生

I 概說

風土、水質の劣惡、衞生思想の低調等により、一般の衞生狀態は甚だ不良である。土民の生活狀態、衣食住に關する最近の調査は、彼等の衞生狀態が、佛蘭西の領有以後改善の跡極めて微々たるものであつたことを曝露した。

榮養不良は農民、苦力等の過半數に及んでゐる。旱魃、洪水、收穫と收穫との中間期間には、この不良狀態が一層顯著になる。主として窒素分及脂肪分の缺乏が病根である。農夫の一日の食料は、米六百—七百瓦、魚醬(ニュクマム)五—十瓦及若干の香料であり、總計二千四百八十八カロリーに當る。日々十時間乃至十二時間の勞働に從事する者にとつては不充分で少なくとも千カロリーの追加を要する。その他の勞働者、船夫、苦力等は一層手當が低いから、その榮養不良は想像に餘る。榮養不良は當然體位の低下を來し、疾病に對する抵抗力を弱める。之を改善するためには、食料を豐富にしさへすればよい。兵役に就く者、寄宿舍に生活する者、佛蘭西に滯在する者等の健康狀態が著しく良好になることが、その間の消息を物語つてゐる。

衣服も亦不完全である。木綿の破れた下着が農民や苦力の唯一の衣服であり、雨を凌ぐには蓑あるのみである。東京北部安南の冬期の氣候には、之で不充分である。そのために肺を侵される者が多く、殊に兒童の肺炎による死亡率は甚だ高い。

都市の住宅は煉瓦、土、石等を用ひ、悪天候には耐へ得るが、光線と空氣とを厭ふ風があり、窓、出入口を廣く開くことを嫌ふから、空氣の流通が悪い。

農村の建物は原始的であるが、空氣と太陽に惠まれてをり、衛生的には良好である。汚物の整理は都市に於いても、農村に於いても甚だ亂暴である。

このやうに衣食住共に不充分な現狀であるが、教育の普及、衛生觀念の發達、歐洲人及敎養ある土民の生活の模倣、當局者の活動等が相俟つて、極めて漸進的ではあるが進歩の階梯を辿りつゝある。

II 衛生行政及施設

印度支那の衛生及醫療に關する中央行政組織を定める法規は、一九一四年六月二十七日の大統領令である。之によつて、總督府の衛生醫療局の職權が定まる。

(1)病院、家庭、診療所、産院等に於ける救護、醫療。但し總督府直屬の病院の管理は、一九〇三年十一月四日の大統領令による。

(2)海上衛生、公衆衛生、移動種痘、傳染病豫防。

(3)パストゥール研究所以外の公立研究所の管理。

(4)河内の醫科大學を除き、その他の醫學校、助産婦養成所、看護婦養成所の監督。

(5)支那及タイの領事館に附屬する病院設備にして、印度支那總督府の管理に屬するもの。

(6)病院、隔離所、癩療院、その他、總督府豫算、各邦豫算、地方豫算により、若くはそれ等の補助による諸衛生設備の技術的監督。補助を受けざる衛生設備の監督。歐式及支那、安南式藥局の監督、並びに檢査。學校、刑務所、兵營、工業、農業、鑛山、土木等の作業所の醫事監督。

嘗ては總督府の衛生醫療總監は印度支那軍衛生部長の兼任であり、衛生行政全般に亘つて軍部の色彩が瀰漫してゐたが、一九三一年七月十五日に文官制が確立され、玆に衛生事務に關する軍民分離が實現されるに至つた。

聯邦を組成する各邦に於いては、各邦行政長官の下に地方局長 Directeur local（東京、安南、交趾支那、カムボヂヤ）又は救護事務長官 Chef du service de l'assistance（ラオス）が置かれて各邦行政長官及總督府衛生醫療局長の進言により、總督が任命する。

前記、第一項の救護、醫療事務は、無料救護、病院設備（病院、診療所、産院、隔離所、癩療院等）、官吏及その家族、歐人に對する醫療等の事務を含んでゐる。

一九三七年度の調査によると、歐洲と土民を併はせて醫師は、交趾支那に八十二人、東京に四十四人、カムボヂヤに九人、安南に十六人、ラオスに至つては僅かに二人である。二千三百萬の人口を有する印度支那に於いて、醫師數は僅かに百五十三人に過ぎない。之に附屬職員たる看護員（歐洲人、男二十三人、女三十九人及土民、男千三百九十三人、女百七十四人）を加へても千八百人に充たない有樣である。以て當領に於ける治療の現狀を想像し得よう。

諸病豫防の目的を以て行はれた各種の注射數は（一九三六年）左表の如くである。

第164表　醫師數

	醫師			齒醫者		助產婦	
	歐洲人	土民		歐洲人	土民	歐洲人	土民
		歐洲人狀する免狀を有する者	土民狀する免狀を有する者				
1937年							
安南	—	3	13	1	—	—	9
カムボヂヤ	4	3	2	2	—	—	10
交趾支那	10	50	22	4	4	3	101
ラオス	1	—	1	—	—	—	—
東京	14	22	8	3	1	—	47
合計	29	78	46	10	5	3	167
1936年							
安南	—	1	14	1	—	—	12
カムボヂヤ	1	2	1	2	—	—	10
交趾支那	11	42	19	5	4	3	92
ラオス	—	—	2	—	—	—	—
東京	13	18	5	2	1	—	50
合計	25	63	41	10	5	3	164

(Annuaire statistique de l'Indochine, 1936—37, P. 53)

第165表　注射數（單位1000本）

	安南	カムボヂヤ	交趾支那	ラオス	東京	廣州灣	合計 1936年	合計 1935年
種痘	1,566	568	1,322	192	2,618	31	6,297	7,743
コレラ豫防注射	69	56	783	6	88	2	1,004	941
ペスト豫防注射	—	9	33	—	—	3	45	31
結核豫防注射	7	—	35	—	14	—	56	45

(同表 P. 55)

公衆衛生に關しては、官廳外の機關として、總督府附屬の衛生高等評議會、各地方行政廳に附屬する衛生地方評議會、州及町村の保健委員會、都市の衛生局等がある。之等の組織が傳染病の防遏、種痘及各種豫防注射の徹底、學校その他の集團衛生の改善、市町村の保健等に關して評議する。

公衆の衛生思想教育の手段としては、土民官公吏に對する醫事講習會の開催、學校に於ける講演、集團を訪問する醫師の與へる意見等が行はれてゐる。通俗的衛生書の播布も緒に就いた。

(1) 集團衛生

(イ) 土民兵營

衣食住に關する相當嚴密な衛生的監督の他、不健康地駐在の守備隊にはマラリアの豫防として規那鹽を服用せしめる。その他、全員に對して種痘、コレラの豫防注射が行はれる。

(ロ) 學校衛生

學校の衛生狀態監督のために、定期的に醫師が檢査を施行する。生徒の體格檢査も定期的に行はれる。學校新設の場合には、敷地の衛生的價値が考慮される。

(ハ) 刑務所の衛生

一九三七年度の刑務所の衛生狀態は概して良好であつた。唯、金邊の中央刑務所に傳染性耳下腺炎と腦脊髓膜炎の發生を見た。衛生狀態を良好に維持するために、收容人員過多の狀態を避けるやう注意を拂はれてゐる。

(ニ) 勞働衛生

勞働法規によつて適宜な衞生的取締が講ぜられてゐる。一九三六年十二月三十日の自由勞働法は、第九十六條に於いて清水供給の義務、第九十七條で救護方法、第九十八條でキニンの供給、更に第九十八條で子女に對する特別措置を使用者に命じてゐる。契約勞働者に就いては一段と嚴重で、一九三五年九月二十一日總督令は、行政長官にその管轄內に於ける開發地に對し適當なる衞生措置を構ずる權限を賦與してゐる。猶ほ移民に就いては、當該醫官が、移民の出入に際して嚴重な監督を行ひつゝある。

(ホ)都市衞生

非衞生的な沼澤の埋立、下水の構築、飲料水の供給等に注意が拂はれてゐる。

(2) 研究所

パストール研究所の他に、細菌研究所は順化（ユエ）、金邊（プノムペン）、維（ヴィンチャー）由に設けられてゐる。河內（ハノイ）、都郎（ツーコス）及維（ヴィンチャー）由には衞生及不良飲食物防遏研究所がある。

(3) 海上衞生警察

西貢及海防に有力なる衞生警察署が置かれ、嚴重な檢疫を屬行してゐる。

(4) 領事館所在地の衞生設備

支那では、廣東、雲南、蒙自、北海、海康、柳州、タイではウボンに病院の設備があり、總督府が補助金を支出してゐる。

III 病院

一九三六年度の統計に從ひ、病院數、患者取扱數を表示せば、左の如くである。

第166表　病院數

	安南	カムボヂヤ	交趾支那	ラオス	東京	廣州灣	合計
〔一般病院〕							
病院	1	1	5	6	16	—	29
療養所	22	14	41	8	17	3	105
癩疾者收容所	104	40	22	14	17	—	161
施療所	3	2	16	37	113	—	171
獨立產院	15	—	33	—	8	—	56
病院附屬產院	15	13	61	5	38	2	124
育兒相談所	—	—	53	—	114	—	167
〔特殊病院〕							
病院	—	—	2	—	—	—	2
施療所	—	1	1	—	3	—	41
癩病院	4	—	1	2	6	—	13
精神病院	—	—	1	—	1	—	2
傳染病院 海上隔離所	—	—	1	—	1	2	4
傳染病院 陸上隔離所	—	1	—	1	1	—	3
サナトリウム	1	—	—	—	—	—	1
合計	165	72	237	73	335	7	889

(Annuaire statistique de l'Indochine 1936—37 P. 51)

第167表　患者取扱數（千人）

	安南	カムボヂヤ	交趾支那	ラオス	東京	廣州灣	合計 1936年	合計 1935年
保健相談者	1,816	489	1,287	504	1,773	24	5,893	5,532
診察者	4,121	1,062	4,256	1,032	3,168	85	13,724	12,203
入院患者	64	17	150	9	96	2	338	296
入院患者延日數	960	420	2,117	110	1,207	52	4,866	4,182

（同表 P. 51）

IV　疾病の種類

先づ左に疾病別患者數を表示する。

第168表　疾病別患者數　(1936年度)

	患者數				死亡者數			
			合計				合計	
	歐洲人	土民	實數	1000人當り	歐洲人	土民	實數	1000人當り
1) 傳染病								
ペスト	—	13	13	0	—	13	13	1
コレラ	—	8	8	0	—	8	8	1
天然痘	—	135	135	0	—	90	90	6
發疹チブス	1	5	6	0	—	—	—	—
合計	1	161	162	0	—	111	111	8
2) 風土病								
マラリヤ	227	52,196	52,423	153	4	2,370	2,374	163
アミーバ赤痢	90	4,920	5,010	15	—	135	135	9
バチルス性赤痢	9	982	991	3	1	161	162	11
腸寄生蟲病	90	11,727	11,817	34	—	53	53	4
脚氣	2	6,469	6,471	19	—	288	288	20
腫瘍物	2	5,282	5,284	15	—	31	31	2
潰瘍性侵蝕の他	107	8,923	9,030	26	3	759	762	52
合計	527	90,499	91,026	265	8	3,797	3,805	261
3) 普通疾病								
肺炎	16	2,492	2,508	7	2	970	972	67
胃腸カタル性感冒	25	1,488	1,513	4	1	14	15	1
インフルエンザ	14	933	947	3	3	183	186	13
チブス熱	8	3,476	3,484	10	—	100	100	7
恐水病	—	833	833	3	—	35	35	2
その他	106	6,875	6,981	20	5	437	442	30
合計	169	16,097	16,266	47	11	1,739	1,750	120
4) 社會病								
結核 肺病	66	10,333	10,399	30	8	1,104	1,112	76
結核 肺その他	6	1,587	1,593	5	2	127	129	9
癩病	76	11,031	11,107	32	—	215	215	15
花柳病	115	8,813	8,928	26	—	2	2	0
軟性下疳	6	3,161	3,167	9	—	2	2	0
癌病	—	5,161	5,161	15	—	192	192	13
癌の他	6	2,611	2,617	8	6	85	91	6
その他	100	2,551	2,651	8	10	160	170	12
合計	375	45,248	45,623	133	26	1,887	1,913	131

5)	特發病								
	呼吸器	226	14,985	15,211	44	22	1,201	1,223	84
	血液循環器	109	5,419	5,528	16	9	284	293	20
	消化器	320	18,387	18,707	55	13	1,800	1,813	124
	泌尿器	141	8,018	8,159	24	1	323	324	22
	腦	169	7,421	7,590	22	3	267	270	19
	その他	868	47,119	47,987	140	24	1,660	1,684	116
	合計	1,833	101,349	103,182	301	72	5,535	5,607	385
6)	外科關係の疾病								
各種疾患	皮膚	237	17,175	17,412	51	2	200	202	14
	骨	75	3,125	3,200	9	2	168	170	12
	關節	62	2,615	2,677	8	—	35	35	2
	頸部及首	73	3,083	3,156	9	12	90	102	7
	腹部	160	2,661	2,821	8	8	132	140	10
	泌尿器	31	1,606	1,637	5	—	32	32	2
	生殖器	264	14,189	14,453	43	1	155	156	11
	神經器管	115	8,471	8,586	25	6	211	217	15
	その他	69	13,759	13,828	40	13	167	180	12
	合計	1,086	66,684	67,770	198	44	1,190	1,234	85
7)	皮膚病	200	18,915	19,115	56	3	146	149	10
	總計	4,191	338,953	343,144	1,000	164	14,405	14,569	1,000

(同表　P. 54)

右表に看る如く、疾病中最も多いのは特發病で全疾病中の三〇・一パーセントを占め、次いで風土病の二六・五パーセント、外科關係の疾病一九・八パーセント及社會病の一三・三パーセントが大なる率を占めてゐる。各種疾病の中、マラリヤは最も多く、一九三六年度に歐洲人二百二十七人、土民五萬二千百九十六人、合計五萬二千四百二十三人の患者を出し、更に歐洲人四人、土民二千三百七十人、合計二千三百七十四人の死亡者を生ぜしめた。それぞれ全患者數の一五・三パーセント、全死亡者の一六・三パーセントに該當する。殊に南部開發地に患者が多く、直接開發の進行に重大なる關係を有してゐるため、當局は各衛生機關と協力し、之が撲滅に腐心しつゝあるが、その効果は未だ顯著でない。

マラリヤに次いで注目すべきは性病である。一九三六年度の患者數は、歐洲人百九十七人、土民二萬三千五人、合計二萬三千二百二人でその中黴毒數が最も多く、全性病患者數の四九パーセントを占める。土民は花柳病に無關心であるから、罹病する者が多く、統計に表はれぬ數を加へるならば、驚くべき數に上るであらう。

結核は歐洲人に七十二人、土民に一萬千九百二十人、合計一萬千九百九十二人の患者を出し、歐洲人に十人、土民に一千二百三十一人、合計一千二百四十一人の死亡者を出した。即ちその死亡率は約一〇パーセントである。土民の榮養不良から肺結核が最も多く、その大半を占めてゐる。最近、初生兒にB・C・Gの注射による豫防方法が講じられてゐるが、未だ普及の程度は著しくない。

五　風習・藝術・娛樂

印度支那を構成する各種種族は、それぞれ固有の風習と文化を有する。その各々に就いて詳細なる研究を行ふは後の

機會に讓ることゝし、本篇はその顯著なものの略述に限定する。

I　風　習

(1) 安南人の風習

印度支那人口の約八割を占めてゐる安南人の生活に關して稍詳細に記述する。

(一)　出生より成年まで

女が最初の陣痛を感ずると、產室の一切の出入口、窓を固く閉し、床の上に横たはり、床の周圍から牀の下にまで炭火を焚く。斯くして子は窒息的の氣溫の中で誕生する。惡氣を拂ふ意味である。出產後一箇月間は產室を出ない。子は襁褓に包まない。外出ができるやうになると母親が背負うて外出する。低く膝の上に馬乘りにさせるやうな姿勢である。

生後一年に達すると祖先の靈前で將來の職業の選擇をさせることは既に宗教の項で述べた。同時に種々な物を取り上げる者は惡人になると考へられる。寶石を取り上げる女兒は淫奔になるとされる。

親は子を愛するけれども溺愛はしない。愛撫の表現は撫で擦る程度に止まり、接吻は行はない。

子を育てること植物を育てるに似てゐる。十三、四歲までは裸で暮すのが普通である。隨所汚水の中で轉げ廻つて、不潔に對する感受性などはないやうである。

十二、三歲の頃から親の手助けをして勞働に服する。水牛を追ふのは多く少年の役目である。水田での勞働もこの頃から始まる。西貢では土搬びに從事する者が多い。天秤棒の兩端に畚を附けて運搬する。水邊の兒童は漁夫、船夫、船匠の業に從事する。金銀細工、彫刻等を見習ふ者もある。建具師や大工や石工の手傳ひをする者もある。何れも將來の職業を目標として行ふのではなく、その時々の氣紛れの事情に基くのである。專門は分科が明らかでない。要するに專ら遊戲に耽ることを許されず、早くから職業に慣熟させられるのである。

(二)　婚　姻

法定年齡は地方により異り、交趾支那では男が十六歲、女は十四歲であるが、東京及安南では更に之を繰り上げて、男子が十八歲、女子は十五歲である。然し一般に適齡期は男子が二十歲、女子が十六歲とされてゐる。女子の破瓜期が平均十二歲であるから、肉體的に成熟するのは十六歲位いなるが故である。從つて比較的に晩熟と云へる。歐洲人の眼には十八歲位いの女でもほんの子供にしか見えぬ場合が多いらしい。この點歐洲人の日本人に對する觀察とも類似してゐる。

男に意中の女が出來ると、先づ兩親に打ち明け、兩親は女の兩親に話をする。女の兩親はかうした申出を歡迎するのが常である。といふのは、安南の女は多產であり、毎年一兒を產するの類は稀でない位であるから、一人でも子供を片附けることは、どの親でも待ち構へてゐることだからである。

求婚が容れられると、吉日を選び、男は親戚、友人と共に娘の家を訪れ、結納の額に就いて打合はせを行ふ。この日娘は顏を出さぬを普通とする。婚約と擧式の間には可成りの期間があり、時には數年に及ぶこともある。この間男は時に娘に贈物をなさねばならない。贈物の缺如は、婚約の破棄を意味する。

結婚式の日、新郎の兩親は、全親族及友人を集める。婿入りの行列を盛大ならしめるためである。一行が花嫁の家に着くと、爆竹が鳴らされる。花婿は女の兩親に伴はれ、祭壇の前に進み、そこで式が擧げられる。之が終れば、夫は花嫁を連れて歸宅し、再び自家の祭壇の前で式を擧げる。

祖先崇拜の風習に關聯して、蓄妾が行はれることは既に述べた。妻（thê）に對し、妾（thiêu）は從屬的地位にあり、その命令に反することを得ない。夫が妾を有つためには、妻の許可を必要とする。妻妾同居するの圖も決して稀ではないが、家庭内の平和は保たれてゐる。

離婚は禁ぜられてゐない。法定條件に該當する時又は當事者双方の合議による時、その手續は極めて簡單である。一旦離婚した者同志は、再び結び付くことを許されない、「覆水盆に返らず」がその儘實行されてゐる。子女は分配する。再婚は認められる。

(2) カムボヂヤ人の風習

（一）出生より成年まで

出生後一箇月以内に吉日を選んで僧侶を招き、赤兒の毛髮を剃る。この式を Cat-sac-prey と云ふ。「野蠻なる毛髮の刈剃」の意である。爾後月に一回頭を剃る。二、三歳頃になると、頭頂に丸く圓を畫いて毛を殘し、その周圍を剃る。頭頂の毛が伸びると、金、銀又は銅ピンで留める。ピンの種類は兩親の社會的位置で異る。この慣習は極めて古くから行はれ、婆羅門教の「胎兒の汚濁を潔める式」が變型したもので、印度で云ふ Kesanta が之である。婆羅門教が民間に殘る唯一の痕跡として興味深い。

母親は我兒の頭を撫でることを以て、愛情の表現とする。年齢は西洋風に誕生日毎、即ち「滿」を以て數へる。

十一、二歳頃になると、僧院に入ることは、既に「教育」の項で述べた。

娘に初潮があると、僧侶は之を祝聖し、近親及友人を招いて祝宴を開く。祝宴後蚊帳を吊り、娘はこの中で五日間、時には二十日間の長い間過さねばならぬ。何を意味するかは不詳である。

（二）婚　姻

男女共に十六歳を適齢とする。結婚に先立ち數年前に、婚約が行はれる。男は求婚して受諾されると、婚約期間中は娘の家で、生活をする。この間娘の兩親は未來の婿の性質、能力及娘に對する感情を檢討し、決定的態度を定める。この點に古代カムボヂヤの女系尊重の遺風を見ることが出來る。

擧式の日、花婿は娘の家を訪れ式を擧げる。媒酌人は兩人の手頸を七本の糸で結ぶ。二人が永久に結びつくことを象徴するのである。之を Chang-dai（手を結ぶ）と云ふ。式後、新夫婦は嫁の里の附近に新屋を建て、新しい生活に入る。

蓄妾は公認されてゐる。法律は三人の妻を有することを認め、正妻を大妻、以下準じて中妻、小妻と云ふ。各々の間には嚴然たる區別がある。中妻及小妻との結婚式は簡單である。

（三）葬　儀

遺骸は三日目に荼毘に付す。骨灰は一般にリンネルの袋に納め、寺院の佛陀の背後に安置する。富者は之を陶器、銅銀の壺に收めて埋め、その上に圓い石塔を建てる。

産褥中死亡した女は、埋葬する。その理由は詳かでない。

(3) ラオス人の風習

(一)出生より成年まで

陣痛が起ると、産婆は産室に姙婦を伴ひ、目隱しをする。産婦が血を見て起る危險を防止するためである。出生後、母方の祖母が嬰兒の面倒を見る。長子は三十日目、次子以下は二十日目に出生祝が行はれる。この時嬰兒の手頸に白い綿絲を卷く。綿絲の如く健やかに、長命に、の意である。哺乳は普通二年間行ふ。父も母も子供を溺愛し、叱ることは殆んどない。

十二、三歳頃になると、官吏、富豪の息子はカムボヂヤ人の如く、寺院に入る。貧者の息子は直ぐ農耕で父の手助けを行ふ。從つてラオス人の多數は讀、書も出來ない。

(二)婚　姻

男女關係は極めてルーズである。全ての娘が婚姻前、處女を失ふと云つても過言でない。故に結婚は既定の事實を單に形式化するに過ぎない。

蓄妾に關しては別段規定がない。一般に貴族階級、上流階級に於いては子孫繁榮のため之を强要されるが、庶民にあつては子なき場合のみに行はれる程度である。從つて蓄妾は性慾的要求より、子孫を殘す目的が强いと云へる。

(三)葬　儀

ラオス人の葬儀は賑やかである。通夜には種々の樂器を有つた若い男女が集まり、歌ひ、奏で、笑ひ、そして酒を呑む。死は單なる轉生で、葬儀は故人の新しい首途を祝ふ儀式と考へるからである。

原則として荼毘に付す。火葬され死者の靈は、烟と共に昇天し、天上に於いて幸福な生活に入ると云ふ。疫病、産褥、收監中死亡せる者は、土葬に付せられる。土葬された死者の靈は、死骸の腐敗と同時に消滅する。之等の死は罪業の酬ゐとされ、來世にて幸福な生活に入る資格を有さぬと看做されるからである。

(4) 安南山脈の山地蠻の風習

山地蠻は多くの小種族に分れてゐるが、その中から特殊なもの二、三を拾ひ出してみよう。

ジャライ高地に住むジャライ族は母系中心の家族を組成する。各氏族の名稱は動植物の名から採つたものが多く、同名の氏族間の結婚は忌まれる。婚姻は女の兩親が仲人を遣はして男の親に申込をなす。婿は女の兩親の家に移り住み、女兒が生れたならば家を繼ぐ。男の子のみを遺して妻が早世すると、夫は妻の財産をその母及姉妹に與へて、自分の生家に戻らねばならない。娘があれば婿家に留まり、時には妻の未婚の姉妹と婚を結ぶこともある。ジャライの南方に住するラーデ族では之が强制的であり、鰥夫は亡妻の姉妹又は從姉妹と結婚することが强ひられる。

曾ては最初の子を殺す風習があつた。この風習は尙所々に殘されてゐるが、漸次消滅の傾向をとつてゐる。次に生れる子のための贖ひである、といふのが彼等の見解である。

神と盟約を結ぶ特殊の習俗がある。「火の王」、「水の王」と呼ばれる巫王があり、それぞれ三、四の村の酋長を兼ねてゐるが、その中、「火の王」はセオ氏族の出であり、天帝が夢に現れて盟約を結んだと云ひ傳へられてゐる。牛肉を禁忌する。王の任務は旱魃に際して雨を祈り、疫病の終熄を禱ることにある。その神祕的な力は天帝の祕法を啓示することに因ると考へられてゐる。

ジャライの東方に住するバナル族は、村毎に獨立し、一種の長老政治を行つてゐる。長老の意見は全員の同意を得て初めて實行される。若い者は列席はするが傍聽するのみである。戰爭に關しては若い者の意見も尊重される。

青年は十三、四歳から結婚期迄村の中央に在る共同集會所で起居する。共同の精神が旺盛であり、酒を飲むときは一村集つて共に樂しむ風がある。

信仰としては數多の善靈、惡靈の存在を信じてゐる。そのために犧牲を捧げ、その怒を宥める。特に雷神は畏敬せられ、雨の神、戰爭の神と考へられてゐる。異形の石は精靈の宿れるものとして崇拜される。ベイジャウと呼ばれる巫は特殊の守護神の加護を享けてゐるものとして極めて大きな勢力を有する。凡ゆる事柄に就いて意見を徵せられ、その言は神託と同視せられ、神意裁判の裁判官ともなる。

(5) 高部東京の山地蠻の風習

第二、住民の章で述べた如く、この山地蠻は更に幾多の種族に分れる。その各〻に就いて說明するのは餘りに煩瑣に亙る故、タイ族に例を採り略述することとしよう。

農業には種々な宗教的儀式を伴ふ、先づ安南曆二月頃に、政治的並びに宗教的君主の資格を兼備する酋長が農事始めの式を行つて土地神を祭り、而る後に農耕に從事する。最初の收穫を祖先の靈に獻げる。收穫が終れば穀倉で稻の魂を祭り、稻魂が冬期に歸り憩ふことを祈る。最後に收穫の祭が行はれる。酋長は村民を犒つて宴を催す。

酋長は La Kam と稱せられる特定の氏族から選ばれる。この氏族は一種の貴族階級を構成してゐる。この貴族の下に平民氏族があり、それぞれ特殊な食物の禁忌を守り、同族結婚を行はない。

埋葬は白タイに於いては土葬であるが、黑タイは火葬を行ふ。白骨は壺に入れ、一旦自宅に奉安して祀つた後火葬を行つた場所の傍に埋め、その上に塚を盛り、竹の小屋を設け、傍に傘を結び付けた柱と、翼の付いた木馬を置く。死者の魂が昇天するときの乘物と考へるのである。

各氏族の始祖は神格を與へられ、死者は天上に於いてその神の村に行き、現世と同樣に生活するものと考へられてゐる。

II 藝術

印度支那の原住諸民族の中には曾て華やかな文化隆盛時代を經驗したものもあるが、今日に於いては、彼等は例外なく民族としての活力を枯渴せしめてをり、從つて藝術として見るべきもの無しと斷言しても過言ではない狀態にある。

1 文學

(1) 安南の文學

現在の安南の文學は二つの主なる要素から成り立つてゐる。一つは安南固有の地方的基礎をもち、他は支那文學の影響をもつ。知識階級が眞の文學なりと考へてゐるのは支那文學のみである。併し私的生活に於いては安南古來の文學に親しみ、之を樂しむ風がある。

支那文學が斯く勢力を有するに就いては宮廷の奬勵も與つて力がある。支那文學の影響は既に紀元前二世紀頃から十

一世紀頃にかけて徐々に浸徹しつゝあつたのであるが、李の太宗（Lý-Thái-Tôn 一〇二八―一〇五四年）の頃になつて、從來結び附いてゐた佛教から離脱して純粋な國學が建てられ、それが今日に及んでゐる。李の太宗は最初の文廟（Văn-miếu）を建設した。その後一三一一年には科擧の制が設けられた。試驗科目の基調が支那文學に在つたことは云ふまでもない。次いで黎朝もこの傾向を繼受した。黎の聖宗（Lê-Thán-Tôn 一四六〇―一四九七年）は一四八四年に河内の文廟に科擧の優等者の名を刻んだ碑石を置いた。これは多少の變遷を經つゝ四百年に亘つて繼續された。一九〇六年に保護領政府は土民教育完成評議會を設けた。數百年來の傳統を絶たないためである。この制度が傾向としては社會教化的の意義を持つてゐることは疑ふべくもないが、事實は民衆生活とは殆んど無關係と云つて差支ない。

安南の文學を構成する第二の要素たる本來の地方的基礎は之とは全く異なり、支那古典の乾らびた影響を毫も受けてゐない。是は約二千年に亘る民族生活の源泉から迸出するのである。安南原住民に對する南支那からの混入、更に北方高地よりするタイ、南洋より來たチヤム等の混和、是等の諸要素が實生活の中に渾然融和して玆に安南人の情操の中に優美感と、安易な生活への憧れとを釀成したのである。散文的な無氣味な程の功利主義は支那人の通有性であるが、安南人の性向は之とは著しい對照を示してゐる。但し東京人に於いては支那人のかうした傾向が相當大きな影響を與へてゐることを認めざるを得ない。

安南人の文學的思想の源泉をなすものは上述の優美感と安易な生への憧れとである。斯くして彼等の情操は、それを成立させた諸要素の何れとも異なつた獨特の香氣を有する。この詩的情操に對して固有の音樂的性質が特殊なリズムとミータの要素を附加へ、更に、描寫的、造形的性向はその表現方法に一つの傾向を決定し、玆に安南風の詩型が成立するのである。音樂は一般民衆の極めて愛好する處であり、各家は絃樂器を備へ、人々はあらゆる機會に歌を唱ふ。例へば日沒水牛を小舍に追ふ子供達の歌は立派な合唱を成してをり、月明の夜農村を漫歩すれば必ず合唱の聲を聞き、歌合戰の如きものが隨所に行はれる。公衆の面前で行はれる一切の行爲、多衆が集つて行ふ一切の行爲は悉く音樂化されると云つても過言でない。藥研で藥を作る者は絶妙なリズムに合せて歌を唄ひ、耕作する者、屋根職、荷を搬ぶ苦力等、總てが歌に合せて行はれる。特に詩的な情趣に富むのは船夫の船歌である。櫂の音の單調なリズムに載せて裏調深い歌を唄ふ。概して云へば、田園の安南人の音樂的、詩的性向の中で最も驚くべきは極めて優れたリズム感である。北方よりも南方に於いて特に顯著である。

孤獨の安南人は沈鬱である。その典型的なのは舟婦の歌である。主題は常に悲戀である。子守り歌、家鄉を離れて學窓に暮す學生の夕暮れに唄ふ歌、追放者、遠征兵子の歌等、哀切の情掬すべきものがある。

環境によつて釀し出された憂鬱性、何がなしの不安、常に感じさせられてゐる物足りなさ、かうした氣分が皮肉な氣質を養成する。それが文學に反映し、總てが神經質な皮肉によつてほろ苦い感じを持つ。子供の笑話に至るまで皮肉な調子が染み込んでゐる。嘲弄を好むと同時に道德的な議論、それも議論のための議論が常住行はれる。

大衆的、通俗的の文學作品は總て詩の形でものされる。而も、文筆を操る者はかうした作品を發表することを恥ぢるが故に、總ては匿名で發表される。諷刺と洒落に充ちてゐる。

安南風の詩の形式は四乃至九級の句十一を以て一節を成すのが原則である。Ca Truyện といふ叙事詩の形式がある。最も簡單な形式は The Lục-bát であり、六級と八級の對句から成る。最も有名な「金雲翹（キムバンキウ）」「陸雲仙（ルクバンテイエン）」は共にこの形

式に依つたものである。各句の第六綴と八綴句の第八綴とが韻を履む。Thê song と呼ばれる形式は各對句が七綴の二句によつて先行され、この二句の中の前の句の最後の綴が後の句の第五綴と韻を合せ、更に、それが Thê Luc-bat の規則に從つて次の對句と韻を履む。有名な「征婦吟（チンフガム）」「宮怨吟曲（クシオアンガムクウ）」「秋夜悔恨（テユダホアイガム）」等はこの形式によるものである。Thê Biên-thê Luc Bat と呼ばれる形式は、The LuC-bat と同樣に構成された對句の第二句の韻が第四綴にまで及ぶものである。東京の昔噺「義演傑英群（チユエンカシアンキエクア）」はこの形式によつたものである。

前述「金雲翹」は Nguyên-Du の作品であり、三千二百五十三句より成る物語りである。安南最大の傑作と稱せられ子供までも之を愛誦する。美人流轉を描き、人情の機微に觸れてゐる。原作は支那に屬するものであり、地名は山東省から採られてゐるが、安南人の精神が充分に吹込まれて居り、全く安南化してゐる。

近代的傾向としては、支那の影響から離脫し、從來臆病に遠慮勝ちに行はれたものが勇氣を得、獨自の文學を自己の署名の下に發表するといふ傾向が、佛蘭西の自由主義的訓練と相俟つて漸く擡頭しつゝある。

外國書の飜譯も近時漸く行はれ始めた。主として探偵物であり、文學としては幼稚の域を脫しない。然し佛蘭西古典の飜譯で好評を博してゐるものも二、三はある。

專門書の出版も概して貧弱である。法律書、佛教書等少數の出版を見るのみである。唯、佛教書の出版は安南に於ける佛教復興の運動の一端を示すものとして、社會的な特殊な意義を有するものとして注意に値する。

劇は知識階級の間に於いては歐風の近代劇が專ら流行し、舊來の支那劇は田舍廻りになつて了つた。映畫が一世を風靡してゐることは世界各地と同樣である。

現代印度支那の文壇に最も勢力のあるのは詩である。阮康憲（Nguyên Khan hiên）は現代安南の最大の詩人である。詩の出版は數多あるが、最も愛好されるものは嘲笑的、諷刺的な內容をもつものである。

小說も相當發達しつゝあるとは云へ、尙、歐風小說の生硬な模倣の域を脫せず、詩に於いて見られるやうに、安南固有の內容と形式とを備へたものを見ない。女流作家の二、三を生み出してゐる。

新聞の發行は極めて活況を呈してゐる。併し鞏固な基礎の上に立つて質實な新聞事業を行つてゐるものは寥々たるものである。政治的事情と、就職難とが原因となり、短命な、非良心的な新聞の興廢が頻繁である。

佛蘭西語による文學も次第に作者と讀者とを增加しつゝある。

(2) カムボヂヤの文學

文學といふ語を最廣義に解すれば、カムボヂヤ最古の文學は古代クメルの碑銘である。これは紀元七世紀頃のものであるが、當時既に二樣の言語が用ひられてゐた。梵語とクメル語とである。クメル語は奴婢に關する事項の記述、寺院への奉納品の列擧等にのみ用ひられてゐるところから察すれば、專ら俗用に供されたもので、儀式的、文學的には梵語が用ひられたものらしい。

今日傳へられてゐる民謠、彫刻等の進化の程度から推して、古代クメルが相當發達した文學をもつてゐたことを想像できる。然し、これを立證すべき物的證據は一として遺されてゐない。當時の記錄の方法が、黑くなつた獸皮の上に白堊の如きもので書くのであつたから、年を經て消滅したり、蝕まれたりしたのであらう。古代クメル文化の隆盛期たりし十二世紀—十四世紀は固より、その後も三、四百年間に亘つて文書らしきものが見られないのである。

クメル帝國衰亡後の數世紀に亘る碑銘はアンコル・ワット近世碑銘（十六世紀—十八世紀）によつて代表されてゐる。是によつて、宗教及文化の變遷を窺ひ得る。タイを介してセーロンから渡來した Theravâda の佛教が大乘佛教及婆羅門教にとつて代り、學術語及宗教語として梵語が廢されてパーリ語となつた。確實に時代を決定し得る最古のクメル文學は上述近世碑銘に見られる宗教詩であり、紀元一七〇二年のものとされてゐる。

クメル文化は十三世紀から十四世紀にかけて、タイ及ラオスのタイ族に深い影響を及ぼした。この文化が本來のカムボヂヤでは停止狀態に在る間に、タイに於いては次第に隆盛に赴き、近代、特に十九世紀の前半に、タイがカムボヂヤに及ぼした影響は、逆輸入の要素を多分に含んでゐる。カムボヂヤ直系の文化、タイ經由の文化、純然たる外國の影響といふ三つの要素を區別することは困難である。この困難を征服してまでカムボヂヤの文學を研究すべく、それは餘りに貧弱である。そこに見られるものは若干の民謠と物語りがあるのみである。十五世紀、アンコルの沒落以後は不幸戰禍が打ち續き、文學發達の餘裕がなかつた。

如上の歷史的背景をもつ現代カムボヂヤの文學に就いて略說すれば、

詩は多くの梵語とパーリ語の語彙を含むことを常とする。寺院、學校で教へる詩は大人も子供も意味を理解しないのが通常である。詩の構成は綴の數と音韻を基礎として作られ、韻は最後の綴は勿論のこと、他の綴にも及ぼされる。古典的な詩は教訓的內容を盛つたものが多い。カムボヂヤ人の多數が暗誦してゐる詩には、Chbap Kram（禮典）、Chbap-pros（男子道德）、Chbap srei（女子道德）等がある。此等の詩の中には、佛教の教義とカムボヂヤ古典主義とが混淆して盛り込まれてゐる。

小說、物語も詩の形式で表現されてゐるものが多い。佛教的傳說を中心とする千偏一律の內容であり、採るに足りない。

劇も亦小說の凡庸なる舞臺化に過ぎない。そして一切がシャム劇の影響下に在ると云つても過言ではない。然も、それがシャムからの逆輸入であることは、古のアンコルの浮彫に描かれてゐる踊子の姿態からも察し得るのである。

歌謠は比較的自由な發達を遂げ、中には興趣掬すべきものもある。衒學的な規則に縛られない卽興詩に於いて殊に然りとする。內容は悲哀を扱つたものが多い。

文學に於いても彫塑に於いても裸體を厭ふ傾向がある。

散文に於いては經典の飜譯がその最も重要な部分を占めてゐる。學術的著述は經典、占星術、醫術、藥學、豫言術、儀式等に關する小冊子が普及してゐる。此等は文學ではないが、之を通じてカムボヂヤ人の心理を研究する手段としては有用な材料となり得る。

散文小說もないことはないがその內容に至つては叙事詩と大差なく、平凡そのものと云つて差支へない。

(3) チヤムの文學

古典に屬するチヤムの文書は殆んど總てが梵語で物されてゐる。近時、チヤム語を以てする文書が續々發見され始めたが、それは讃美歌、幼稚な宇宙學、荒唐無稽な王室年代記、葬儀次第書等に止まる。要するに文學として採るに足るもの全く無しと云ひ得るのである。

2 造形美術

(1) 安南、東京の美術

佛蘭西極東學院が新和（Thân hoà）州 Đông-sơn に於いて行なつた發掘事業の結果は、この地方におけるインドネシア系統の土民文化と支那文化との結合を示し、他面、東京及北部安南に數多見られる漢及六朝時代に於ける大官の古墳の研究は支那文化の優勢な侵入を立證してゐるが、共に、既に紀元一世紀頃には此等の地方に相當進歩した青銅工藝と窯業とが存してゐたことを示してゐる。

十二世紀の初頭から、安南王朝の佛教崇拜と相俟つて、佛教藝術の著しい侵入が見られ、特に建築術は數々の寺院が建立されるに至つて著しい發達を遂げた。

東京の到る處に散見される寺院は十五世紀の初期から十八世紀の終りにかけて建設されたものが多い。この時代には道教、儒教の影響も著しく、よく調和のとれた亭（dình）もこの時代に建てられたものが多い。その他、佛教寺院の建築も少なからずある。又、河内の文廟は黎の太宗（Thái-Tôn 一四三三—一四四四年）の建立にかゝるもので、曲阜の孔子廟に倣つたものである。

一八〇二年に阮王朝の支配が始まるのであるが、之と同時に安南の建築は新時代に入つた。佛蘭西と握携して、嘉隆帝（Gia-Long 一八〇二—一八二〇年）の時代には、歐風を加味した新様式の建築が頻りに起され、久しく顧られなかつた佛教は復興の氣運に際會した。然し、從來の氣品ある木造、石造に代つて、卑俗なセメントや白堊が用ひられ、建

築の藝術味は亡んだ。

青銅工藝は相當の發達を保ち續け、李、黎の時代には特に鐘や儀式用具の製作が行はれたが、阮朝に至つては大砲、家具等の工作に及んだ。彫塑は平凡な佛像製造の程度に止まり藝術的作品と見られるやうなものはない。

安南窯業の歴史は詳かでない。浮彫をつけたり、泑劑を用ひたりする方法を支那人に學んだことは異論のない處である。後には粗の製作に相當進歩した藝術味を示してゐるが、古いものと云はれる作品の中には支那か安南産かを明確に判別出來ないものが多數にある。

十六世紀の半ば頃には北部安南の窯業家が Bat-trang の紅河の邊りに宏壯な工房を設け、數多の藝術的作品を物して世に問うた。十七、八世紀に亙つて大いに流行したが、その後次第に衰勢に陷り、現在では凡俗な壺を生産するに過ぎない。極東學院所有の蒐集の中には、曾ての優美な香爐、茶器、燭臺、佛具等がある。

木彫は安南人の最も得意とする處であり、就中、佛像その他宗教的作品には藝術的香氣豐かなものが少なくない。壺家として見るべきものはない。

河内に美術學校が設けられ、歐洲、支那、日本の藝術を模範として美術教育を施してゐるが、未だ成果の取り立てて云ふべきものを見ない。

(2) カムボヂヤの工藝

支那史家の言に從へば、扶南の住民は、優れたる彫金師であり、秀いでたる大工であり、巧みなる木彫師であつた。當時の作品は、印度教的のものが多かつたが、七世紀にカムボヂヤ人が扶南を亡ぼしてからは、扶南文化はその跡を絶

つた。

カムボヂヤ又はクメルの藝術は二つの隆盛期を經驗した。第一は Kompong Thom に在る Sambor Prei Kuk の諸寺院によつて代表されるものであり、七世紀の前半に Igānavarman 王によつて建設されたものである。第二は Tonlé Sap 又は太湖地方に於ける新首都 Yaçodharapura の建設を絶頂とするものである。Angkor と呼ばれてゐるものが是である。八七七年—九一〇年の建設にかゝる。

Sambor の婆羅門の諸寺院は、煉瓦造りの優美な塔を特徴とする。すべて Gupta 時代の印度敎的藝術の典型的のものである。

アンコルの建築は煉瓦を用ひずして砂岩と紅土とを用ひ、高い露臺、階段狀のピラミッド、鋪石を敷いた步道、壯麗な階段、柱を以て支へた穹狀の廻廊、壯重な玄關等が特徵である。最も代表的なのは Angkor Vat であり、十二世紀の中葉に Sūryavarman II によつて建てられたものである。技師は婆羅門道士 Divākara と傳へられてゐる。

有名なアンコル・ワットの浮彫は八枚の錢板の上に刻まれたものであり、その各々が五十—六十メートルに及んでゐる。題材は印度の詩 Ramayana 及 Mahābharata から採つたものである。その他、最後の審判、地獄極樂の圖、閱兵式の圖等がある。藝術品として拔群の價値をもつてをり、裝飾美術家としてのクメル人の天分を遺憾なく發揮してゐる。然し石造建築の技術は寧ろ未熟であつたらしい。

Jayavarman VII の時代に到れば、建築も彫刻も自由奔放となり、一種の頽廢美を感じさせる。是がクメル藝術の最後を飾る段階である。頽廢の裡にも、亞細亞藝術の獨創性の閃きを多分に窺ひ得るのである。

クメルの塑像は二樣の作風に分たれる。アンコル以前の作風は均齊のとれた優美さを特徵とする。その代表的なものは金邊(プノムペン)博物館所藏にかゝるハリハラの塑像である。

古典時代と呼ばれる時代(十—十二世紀)の作風は器用を缺いてゐるが重厚な趣がある。佛像にしても、重苦しい見苦しさが眼を閉ぢた顏の微笑の優しさによつて償はれるといつた風である。カムボヂヤの塑像は大理石を用ひずして、灰褐色又は桃色の極めて軟かい砂石に彫まれる。

青銅工藝は印度に範を取つたもので、極めて著しい發達を遂げた。小さな塑像、鐘、鈴、懸飾り等は斯道の通人をして垂涎措く能はざらしめるものがある。工程は專ら蠟によるクメル帝國沒落後はその偉大なる藝術的傳統は亡んだ。然し人々の持つてゐる藝術的感受性は依然として殘つた。約二十年位前までは木彫、彫金は盛んに行はれたが、現在は近代趣味の浸潤に伴ひ大いに衰へるに至つた。歐風を加味した俗惡な建築の橫行によつて代表される趣味の低下に伴ひ、嬸ては宮廷所屬の踊り子がカムボヂヤの美的情操の今昔を繫ぐ唯一の紐帶となる時が來るであらう。

(3) チャムパの工藝

原始的なクメル藝術とチャム人の藝術とは顯著な相似を示してゐる。共に扶南文化の影響の下に在つたものと考へられる。中部安南の Mi-Sơn の聖市はチャムパ文化の代表的な遺產である。總て煉瓦を以て建てられてゐる。Đồng-Dương の諸寺院も考古學的に興味あるものである。十世紀末に安南との戰に一敗地に塗れて後は、チャムパは衰頹の一途を辿り、現在殆んど文化的には絕滅したと云つても差支へない。

(4) ラオスの工藝

ラオスの宗教藝術の主なる中心は Luang-Prabang, Vientiane, Trau-ninh である。ルアプラバンの寺は最も良く保存され、ヴィアンチアーヌの寺は建築の優美を誇りとし、トラニンの寺は考古學的興味に富む。總て小乘佛教の寺院である。木造及煉瓦造であり、石造はない。繪畫、木銅、硝子細工、金銀細工等の裝飾が甚だ豐富である。繪畫は紅色を主調とする。靑銅の偶像が多いが、多くは佛像である。

III 娯樂

印度支那に於いて特に地方的色彩の顯著な娯樂がある譯ではない。

眼を樂しませるものの中、稍特色があるのは安南の劇である。然し是とても支那から渡來したものである。地方農村で行はれるものと王室の劇とがある。

地方劇は地方の富者が豐年に農神を祭り、それに附隨して劇を催すのである。富者の願を被る者が七才乃至十二才の少年を供して役者とする。筋書は長老の傳へる傳說によるものが多い。夫を殺した姦婦が虎に喰はれる話、忠實な下僕が出世した話、森林中を彷ふ賢人を野獸が養つた話等の道德的內容を盛つたものが多い。

衣裳はその土地土地の極めて質素なものが用ひられる。役割によつて色と模樣が大體一定してゐる。王妃の衣裳は明色に龍、獅子、龜等の模樣を出したもの、役人が黑色、白鳥、魚、花、木の模樣、民衆は栗色で無地、と云つた類である。

王室劇は王の誕生日の座興に列席者が卽興的に芝居を行つたことに始まると傳へられてゐる。それ〳〵身分ある人が俄かに役者となつたのであるから、容貌を隱すために度强い變相が行はれ白、赤、靑、黑等性格に應じて不自然な顏料が多量に用ひられ、髯や鬘をも使用するやうになつた。是は役割の性格を表現することにもなつた。

劇に關する風習としては、每年八月十二日に劇神の祭を執行する。その前夜に俳優、女優が集合して祭禮の費用の分擔を決定する。十一日と十二日の兩夜は、劇神の神前で、各人はそれぞれ演技を行なはねばならない。

映畫の觀賞は知識階級の間にも一般大衆の間にも廣く普及してゐる。一流都市がそれに相應はしい映畫館を備へてゐることは素より、農村にも可成り行渡つてゐる。

歌謠、合唱は安南人は勿論、その他の諸種族間に於いても好んで行はれる處であり、地方によつては、歌合戰、歌垣の類が行はれてゐる處もある。

スポーツの普及は佛蘭西領有以後のことにかゝる。佛蘭西と同樣に、競馬、蹴球、テニス等が相當に行はれてゐる。狩獵、釣魚等が娯樂として行はれることは稀である。

賭博は安南人、及山地蠻の甚だ好む處であり、寸暇を惜んで賭事に耽る風がある。これがために財源、資金調達の手段として富籤を利用することが頻りに行はれてゐる。華僑は彼等のこの性向を巧みに利して、自ら賭場を開いて金錢を貸し、返却し得ざる時は田地、時には娘を取上げたりするに至つて居る。然しそれでも彼等は耦心しようとはせず、一瞬の悲喜に心を奪はれ、次第に泥沼の奧深く身を沈めつゝある。

飮酒は弊害となる程度には行はれてゐない。阿片吸飮は年來の惡風として容易に矯正せられるべくもない。禁止論は

議論としては唱へられてゐるが、禁止の實效は現はれてゐない。禁止論者の誇張があるかも知れないが、河内一市でも阿片窟と目さるべきもの凡そ千を數へるといふ。

魔窟も都市に於いては夥しい數に上る。青年にして、かうした如何はしき場所に、不健全な愉悦を求める者（男女を問はず）の花柳病と道徳的低下が識者を憂へしめてゐる。

第十一　交通及通信

一　總　論

佛領印度支那は、東京、安南、交趾支那及カムボヂヤの植民地、三保護領と舊遉羅の勢力範圍たりしラオスを合して一聯邦を形成してゐるが、一國として統制ある組織を必要とする交通機關の發達は佛蘭西の消極的植民政策に縋ひされて阻害せられ、ために近代的交通機關の發達は比較的近時のことに屬する。

第一六九表　支出別土木工事費　（單位—百萬比弗）

	鐵道	道路	治水及航路	其他	計
安南	七七・六	一九・五	一七・二	二三・四	一三七・七
カムボヂヤ	二二・一	一四・五	一・六	七・八	四六・〇
交趾支那	二二・〇	八・一	二七・〇	二七・八	八四・九
ラオス	〇・二	一一・三	一・六	二・五	一五・六
東京	四六・二	一七・三	二八・六	二八・六	一二〇・七
計	一六八・二	七〇・七	七六・〇	九〇・一	四〇四・九
百分比	四二%	一七%	一九%	二二%	一〇〇%

ポール・ベルナールの推算（右表參照）に依れば、一九〇〇年から一九三五年に至る三十五年間に、印度支那政府の

公債發行に依る土木事業中鐵道への支出費は、總支出の四二%、道路へは一七%であつて、その合計は總支出の五九%に該當する。更に河川及航路の改修費として總支出の一九%を支出して居るが、それも水上交通を目的とする運河開鑿及港灣の修築等を含んでゐるから、支出の割合から見れば土木事業の大半は交通事業のために支出されたと云つても敢て過言ではない。

佛領印度支那諸邦の中最も交通に不便なのはラオスで、最近迄は僅かにメーコン河の水運が利用されたに過ぎず、道路の如きもその發達は極めて遲れてゐた。之に對し、交通機關に最も惠まれてゐるのは東京と交趾支那である。兩邦共に人口が稠密であり、産業も早くから發達してゐたためである。然し同じ東京に於いても、高地東京と紅河デルタ地方とでは著しく情況が異る。即ち西北部の山嶽地帶では鐵道の如きも紅河河岸の極めて狹い土地を縫つて國境の老開(ラオカイ)まで延びてゐるに過ぎず、而も之以上今後の發達延長を望むべくもない狀態にある。

道路も北方鎭南關、河讓(ハーチャン)及高平(カオバン)に至る植民道路は何れも完成されたが、高地ラオスに至る植民道路四號線及六號線は中途迄出來たが、全線の完成は何時になるか見當もつかない有樣である。之に反し、東京の平原地帶には植民道路の外に地方道路も非常な發達を示してをり、從つて自動車の利用が極めて多い。

東京の港灣としては海防港が極めて重要な地位を占め、南部の西貢港に次いで佛印港灣中第二位に位してゐる。蓋し背後に豐穰なる東京平野を控へ且つ支那雲南省の吞吐港たるの地理的好條件に惠まれてゐることに因る。之に次ぐものは鴻基(ホンゲイ)港で海港としての自然條件は甚だ良好であるが、背後地の關係で專ら石炭輸出港として利用せられてゐるに過ぎない。

東京平野の河水は一般に流れが緩かであるから水運に利用され、殊に河內、南定(ナムヂン)等では當河を利用して物資の出入が相當ある。

安南は地勢の關係上産業は發達せず、交通も亦比較的惠まれてゐない。即ちこの邦は南北に細長い國土を有するが、その西方に蟠居する安南山脈の東側斜面、即ち安南に面した側が極めて急峻であるため、ラオス方面との交通は極めて困難である。而して海岸と山脚との間の平原も概して幅員が甚だ狹少であるから、勢ひ交通は南北の方向に流れる結果となる。即ち鐵道は印度支那縱貫鐵道が南北に走つてゐるだけで、支線には重要なものは全くない。

海岸は延長千八百粁に及ぶが、所謂鐵海岸(Côte de fer)をなし港灣たり得る地は少いが、長い海岸線の中には康母(ラン)藍灣の如き良港としての自然條件を備へてゐるものもある。然るに之さへも背後地が開發されてゐない關係上現在では殆ど港灣としては利用されず、最近に至つて將來の軍港豫定地として軍の管理地となつた。その他のベンチェイ、都郎(ツーラン)、芽莊(ニャチャン)、藩郎(ファンラン)、藩切(ファンティ)等は何れも地方の港灣たるに過ぎず、現在では良港とは稱し難い。次に河水も安南に於いては山嶽地帶が近いため流域が短く、交通上重要なものは僅少である。

道路も地勢の關係上南北に走つてゐる植民道路一號線が重要なもので、この道路上を走るバス營業の如きも地方の交通機關としては良く利用されてゐる。然し全く鐵道と併行してゐるので、その反面之との競爭の結果縱貫鐵道が充分利用されない傾向がある。

安南海岸地方と湄公(メーコン)河谷との間の交通は、安南山脈の不利な起伏狀態によつて一般に著しく妨げられてゐるが、尙ほその頂には二つの低い峠、即ち海拔二五〇米のムヂャ(Mu-Dua)峠と二〇〇米位のアイラオ(Ai-Lao)峠とが之が通路

となつてゐる。一號線から分れてゐる植民道路は數本あるが、この中植民道路九號線は佛印のうち東西の幅が最も狹い部分を橫斷してメーコン河畔に達してゐる。

交趾支那は聯邦中最も早く開發に着手された邦であり、又一般に山嶽地帶少く耕地が多いので、道路及河水に依る交通は非常に發達してゐる。港灣としては佛印第一の西貢港があるが、その發達は交趾支那及カムボヂヤの肥沃な平原を背後に控へ、米、その他の産物が多量に輸出されると云ふ好條件に基因するところが多大である。

交趾支那の鐵道としては縱貫鐵道の他に、西貢（サイゴン）——美萩（ミト）線及土龍木（ツドウモー）——洛寧（ロクニン）線があるが、何れも百粁に足らぬ區間線である。斯くの如く概して地方線が少いのは河水に依る輸送が發達し且つその反面幅の廣い河川が多いため鐵道建設工事が困難なこともその一原因をなして居る。

カムボヂヤは平原が多いにも拘らず、陸上交通は充分な發達を示してゐない。河水に依る交通が相當に重要な役割を果してゐるためで、鐵道は一九三三年に金邊（プノムペン）——猛哥巴勒（モンコルボレー）線が完成するまでは全く存在しなかつた。道路は西貢から金邊を過ぎ太湖（トンレサップ）の南方地區を經て、タイ國境に至る一號植民道路が幹線をなし、金邊から河僊（ハチエン）及剛堡（カムポー）に至る十七號植民道路がその支線をなして居る。一號植民道路はその後太湖の北方地區を通る副線と猛哥巴勒（モンコルボレー）附近で合して居る。

カムボヂヤの道路は大體太湖の周圍及メーコン河の流域に發達し、西南方地區は海岸に至る迄總て道路の發達を見ない。港灣としては金邊（プノムペン）の河港が重要なもので、此處迄は外海から一、五〇〇噸以下の汽船なら遡航が出來る。メーコン河上流方面はクラチエー迄は小汽船に依る水運の便があるが、之より上流は急流や瀧があり水流の緩なる部分を地方的交通に利用してゐるの程度に過ぎない。太湖も良く水運に利用され、そのため同湖の周圍には都邑もあり、附近の土地は比較的開墾もされてゐる。

佛印の航空事業は前述せし如く一般交通機關が未發達なのに比し、比較的高度の發達を示して居る。地形、その他の理由で他の交通機關が競爭を困難とする方面に於いて發展して居る觀があるのは特に注目に値ひする。例へば河內と雲南省との間には嶮峻なる山嶽が聳え、河內——維由（ヴィアンチアーヌ）間は殆んど山嶽地帶で全く他の交通機關の利用の道なく、更に維由——盤谷間も同樣な狀態であるから、この間の交通には飛行機に依る連絡が最も適して居る。尙國際飛行の觀點からすれば河內飛行場の如きは印度支那及タイ國を含む半島の附根に位置する關係上、東西兩洋を結ぶ長距離飛行には極めて有利な地位にある。

二　陸運

(一)　鐵道

I　概說

印度支那の鐵道建設史は一八八一年西貢、美萩（ミト）間の建設工事に創まるが、之は個人の企業によるもので稍〻多額の資金を要した事業としては、一八九六年ルウソウ總督の發案に基き、八千萬法の公債を募集し以て植民地開發の工事計畫が實行されたことに創まる。卽ち河內、同登（ドンダン）間の鐵道建設工事（工事費三千五百萬法）がこれである。更に印度支那の

鐵道建設史上一紀元を劃するものとしては總督ポール・ドゥーメルに依り發表された鐵道建設計畫で、印度支那縱貫鐵道建設の大事業の端緒は之に發してゐる。卽ちドゥーメル總督は河內より西貢を經て金邊（プノンペン）に至る印度支那縱貫鐵道（總延長一、六二七粁）と濮越鐵道の二大幹線の建設を計畫し一八九八年の本國議會に於いて之が建設資金の一部として二億法の公債を發行する權限を獲得した。同時に印度支那政府が支那政府より獲得した老開、昆明間の鐵道敷設及經營權を私設會社に讓渡した場合にはこの會社のために七十五箇年間年額三百萬法を限度として利子補償をなすことを許可されたのである。前記二億法の公債は一八九九年から三回に分けて募集せられ、縱貫鐵道の建設は北部は一八九九年、南部は一九〇一年から開始され、更に濮越鐵道の建設は一八九九年の佛淸協約に依り雲南省に於ける敷設權が具體化するに及び一九〇一年に海防——河內間が着工された。ドゥーメル總督の計畫はその後着々實行せられ、北部では河內、榮合（ヴィン）間、中部では都郎（アーラウ）——洞河（ドンハー）間、南部では西貢、ミュオンマン間の鐵道が開通され、一方海防——雲南間の濮越鐵道も全通を見るに至つたが、他方資金の流出も多く一九一〇年には二億法公債に依り得た建設資金は殆んど消費されるに至つた。依つて佛蘭西本國政府はサロー總督の發案に基き、一九一二年土木工事九千萬法の公債を發行する件を印度支那政府に許可した。この金額の中五千九十萬法は鐵道建設資金に利用され、更にその中二千二百六十萬法は一八九八年のドゥーメル總督案を完成するために、更に又二百八十三萬法は既成線の河內——同登（ドンダン）線を奈岑（ナチャム）迄の延長費及榮合（ヴィン）——洞河（ドンハー）間の建設費に振り當てられることになつた。右の中同登——奈岑間の十七粁の延長工事は容易に完成されたが、榮合——洞河間は一九一三年起工されるや翌年歐洲大戰が勃發するに及び工事は一時中斷されるの止むなきに至つた。歐洲大戰の終了後は新線を建設する餘裕も生じたので、一九二一年ロン總督はドゥーメル總督の計畫に勝るとも劣らぬ總延長一、六五三粁の鐵道建設の大計畫を樹て、同年之に要する資金の一部卽ち榮合——洞河間の工事費として六百萬比弗の公債を發行するの權限を獲得した。斯くて縱貫線の中、河內——都郎（ヴーラン）間の所謂北部線及西貢、牙莊（ニャチャン）間の南部線が完成した。次いで殘る都郎——牙莊間の建設を行ふことゝなり、之に要する資金として一九三一年に十三億七千萬法公債、一九三二年に二億五千萬法公債、更に一九三四年には一億七千萬法の公債が發行された。本工事が竣工し、河內と西貢を結ぶ印度支那縱貫鐵道が全線開通されたのは一九三七年である。實に一八九三年ドゥーメル總督に提案せられてより四十年の歲月（年平均の建設延長三四粁）を閱した譯である。

一九三七年以降、新線の建設は中止されてゐる。

參考のため一九三七年一月一日現在の鐵道建設費用を示せば、上表の如くである。

上表に見る如く、官營鐵道と濮越鐵道の建設費を比較すると、線路延長に比して後者の夫は極めて多額の費用を要してゐる。而も官營鐵道の建設費も線路區間により大なる差異がみられる。例

第170表　鐵道建設費（1937年1月1日現在）

線路區間	線路延長（粁）	建設費（千法）	改良費（千法）	1937年12月31日迄投資額（千法）
河內——奈岑 (Na-cham)	180	45,352	11,490	56,842
河內——西貢及支線	1,866	678,156	77,259	755,415
西貢——美萩 (My-tho)	70	11,634	2,888	14,522
ベントンソ——洛寧 (Loc-ninh)	69	35,167	19	35,186
金邊 (Phnom-penh)——猛哥巴勒(Mongkor-Lorey)	339	225,475	46	225,512
官營鐵道　計	2,524	995,785	91,692	1,087,478
濮越線印度支那領內	384	78,092	—	78,092
同　雲南省領內	465	165,489	—	165,489
私營鐵道　計	848	243,581	—	243,581
合　計	3,372	1,239,367	91,692	1,331,059

第171表　佛印に於ける鐵道延長の變遷

年次	1913	1922	1929	1933	1935	1937
印度支那及雲南省(粁)	2,012	2,064	2,384	2,834	3,154	3,403
印度支那領内(粁)	1,548	1,600	1,920	2,370	2,690	2,939

へば西貢——美萩線とベントンソ——洛寧間の線路延長は殆んど同一なるに對し、建設費は前者の千百六十三萬四千法に對し、後者は實に三倍餘の三千五百十六萬七千法に上つてゐる、が如くである。さらば斯くの如き現象は何に基因するか、亦濮越鐵道は何が故に高額の建設費を要したか、に就いて以下之を略述してみよう。

先づ官營鐵道に就いて述べると、深山溪谷を走るものは比較的少いので、隧道に要する費用は殆んど要しないが、橫斷河川が多いため橋梁施設費は莫大な額に上る。北部では紅河があり、南部に於いてはメーコン河及その支流がある。更に安南地方に於いては線路と近く併行する安南山脈に發する水流は、幾多の河川となつて同平野を潤してゐる。路線により建設費が異るのは、橫斷河川の多少、卽ち橋梁の多少に基因するのである。

次に濮越鐵道の建設費が多大なのは印度支那領内では平坦部分が多いが支那領内に入り地形の變化が極めて劇しく、隧道、橋梁共に難工事が多かつたためである。

現在の線路延長は佛領印度支那内が二、九三九粁、外に支那雲南省内を走つてゐるものが四六四粁ある。之を企業者別に見ると政府の經營になるものは二、五二四粁で、之に對し民營は濮越鐵道の八五九粁が殆ど全部で、他は云ふに足りない。

官營鐵道の主要なるものは河内から北部の支那廣西省國境附近に向ふ延長一七九粁の河内奈岑線、河内から南下して西貢に至る延長一、七二九粁の河内——西貢線（縱貫線）、西貢か

ら南部の小都市美萩に至る延長七〇粁の西貢——美萩線である。この三線は完全に連繫して以て佛印の北部國境から南部迄一本の完全なる縱貫鐵道を形成し、印度支那の政治上、經濟上最も重要な役割を果してゐる。

官營鐵道中、地方線として重要なものにカムボヂヤの主府金邊から西の方タイ國國境に近い猛哥巴勒に至る延長三四〇粁の線路と西貢附近から北部の洛寧に至る百粁に足らぬ線路が有る。前者は本線の縱貫線との連絡もなく、タイ國の鐵道とも連絡がないので、延長が相等長い割合には左程經濟上に重要な寄與をなしてゐない。後者は西貢の郊外、土龍木から北部の護謨栽培地の中心地たる洛寧に至る延長一〇〇粁に足らぬ線路である。之は全部官營ではなくベンドンソー(Bendonxo)から先の六九粁だけが官營のため、縱貫鐵道との連絡はない譯ではないが實際の利用には種々の不都合を生じてゐる。縱貫線の支線としてはツールチャム(Tourcham)からランビアン高原の避暑地達拉に至る延長八四粁の達拉線がある。その他の支線は極めて短く殆んど問題とするに足らない。

濮越鐵道の線路延長は官營鐵道の全延長に比すと遙かに短いが、運輸數量は決して劣らず、營業成績も寧ろ之れより上位にある。本鐵道は東京最大の港灣たる海防を起點とし、東京平野を走つて主府河内に至り、之より紅河に沿うて支那雲南省の國境老開に、更に南溪河を渡つて支那領内に入り、雲南省高原の主府昆明に達するのである。

濮越鐵道は佛印領内では產業開發の進んでゐる東京平野を走り、雲南省内でも他に競爭すべき交通機關が全くないので、開業以來常に好調を持し、一九三〇年後の不況時代に於いても官營鐵道よりは遙に好成績を擧げてゐた。然し本鐵道が建設に際し支那領内の工事が極めて難工事で豫想外に多額の工費を要した事實を看過してはならない。卽ち單に現在迄の收入支出に依る營業率の良好を以て好成績と稱することは出來ないのであつて、右の事情を參酌せば、投資額に

對する益金の額は未だ決して充分とは云ひ得ない狀態にある。

II 官營鐵道

印度支那の官營鐵道に對する監督及經營は土木局長の權限に屬する。印度支那土木局(Administration des Travaux Publics de l'Indochine)は中央監督機關としての總本部を河內に置き、部長が總督に代り一切の官營工事の監督、經濟的施設の建設及經營に關する統計書類の蒐集に當つてゐる。本部は秘書課及印刷工場、行政部、技術部(道路、橋梁、水利、航海、上下水道工事、電力その他)鐵道部、都市建築部等を以て組織される。即ち左の如くである。

印度支那土木局
- 一、文書課 (Secrétariat et atelier de reproduction)
- 二、行政部 (Services administratifs)
- 三、技術部 (Services techniques)
- 四、鐵道部 (Service des Chemins de fer)
- 五、都市建築局 (Bureau de batiment civile)

鐵道部には建設局及營業局あるも現在は建設局なし

鐵道部 (Service des Chemins de fer)
- 一、建設局 (Chemin de fer en construction)
- 二、營業局 (Chemins de fer en exploitation)

更に營業局は左の機構より成る。

營業局(局長、次長)
- 一、總務課 (Bureau administratif)
- 二、收入檢査課 (Contrôle des Recettes)
- 三、用度課 (Approvisionnements)
- 四、主計課 (Comptabilité générale)
- 五、中央金庫課 (Caisse centrale)
- 六、倉庫課 (Magasins)

營業局附特別課
- 一、運輸課 (Trafic et mouvement)
- 二、車輛課 (Materiel et Trafic)

直屬箇所 { トランテイ工場 / デイアン工場 }
- 三、工務課 (Voie et batiment)

右は營業局の中央機關であるが、その他地方機關として河內、都郎(ツーラス)、牙莊(ニヤチヤン)及西貢に地方局(Arrondisement Régional)が設置されてゐる。地方局は中央部(Service Central)と地方部(Service Régional)の兩部に分れ、地方部は更に運輸、車務、工務の三係に分れる。

第一七二表　官營鐵道從業員數

	歐洲人	土民	線路延長
一九三四年	一一二人	五、四八七人	一、九八七粁
一九三五年	一二六	五、九六一	二、二三七
一九三六年	一五六	六、五一三	二、五二四
一九三七年	一五〇	八、九三三	二、五二四
一九三八年	一九七	一〇、六八〇	二、五二四

右表に看る如く、官營鐵道は線路延長も次第に增加しつゝあり、殊に事變後景氣も向上の傾向にあるので使用從業員

數は歐人、土民共に年々增加してゐるが、兩者增加率を比較せば、依然土民のそれが高くなつてゐる。一九三八年度に於ける業務別從業員數を示せば左表の通りである。

第173表　1938年度從事員表

	驛務			運轉			車務			工務			合計		
	歐人	土人	計	歐人	土人	計	歐人	土人	計	歐人	土人	計	歐人	土人	計
サチャム、ミト間	119	2,652	2,771	23	2,269	2,292	23	1,919	1,942	17	2,835	2,852	182	9,676	9,858
ベンドンソ、ロクニン間	3	27	30		41	41		40	40		82	82	3	190	193
ブノムペン、モンコルボレー間	6	310	316	2	178	180	2	153	155	2	173	175	12	814	826
合計	128	2,989	3,117	25	2,488	2,513	25	2,112	2,137	19	3,090	3,109	197	10,680	10,877

全線の延長は二千五百二十四粁に上る。その內譯を示せば左の如くである。

河內、奈岑間	一八〇粁
河內、西貢間	一、七二九粁
同支線	一三七粁
西貢、美萩間	七〇粁
ベンドンソ、洛寧間	六九粁
金邊、猛哥巴勒間	三三九粁
計	二、五二四粁

軌間は全線を通じて一米軌道である。軌條重量は建設當時は主として二五瓩のものが使用されたが、交通量の多い所は次第に三〇瓩のものに變更され、最近建設を終へた都郎——牙莊間は最初より三〇瓩軌條が使用された。枕木は鋼枕木を主とするが、一部は普通枕木も使用してゐる。普通枕木は長一・八米、幅〇・一八米、厚〇・一二米で、繼目鈑は重量五・五乃至六瓩のボルト四本を使用する。道床の厚さは概ね三五糎乃至四五糎である。路盤の幅は四・四米が普通であるが、奈岑線は四・三五米である。

地形は一般に平坦であるから特殊の部分を除けば概して勾配は緩である。勿論部分的には急な勾配もあり、例へば河內——奈岑間では諒山の南部に急勾配區間が存する。その他河內——西貢間即ち印度支那縱貫鐵道では都郎の北部に千分の十五に達する勾配があり、最近開通した歸仁、牙莊間には千分の十の勾配がある。達拉線はアプト式運轉を行つてゐるので勾配は非常に強く、クロンファから先には百分の十二に達するものがある。

次に曲線半徑に就いて述べると、初期の建設線路は一〇〇米を最小限度としてゐる。一般に山岳地が少いから曲線は餘り小さくない。

印度支那は概して雨期の降雨量が多いため、河川も大きなものが多く、その結果鐵道の橋梁も長大なるものが多數ある。鐵道と植民道路と併行してゐる部分では橋梁が鐵道と道路の兩方に使用せられることが多いので、床面はこの目的に適する樣に造られてゐる。西貢、美萩間では地方道路も鐵道橋を共用してゐる。

官營鐵道の全停車場數は四百三十二である。その內譯は左の如くである。

河內、奈岑間	三八
河內、西貢間及支線	三一三

第十一　交通及通信

西貢、美萩間　二〇
ベンドンソ、洛寧間　一八
金邊、猛哥巴勒間　四三
計　四三二

隧道は一般に甚だ少く河内、那峯線には短小なるものが二箇所、河内——西貢間で都郎の北部に短小のものが數本あるに過ぎぬが、歸仁、牙莊間だけは稍多くて約十箇所に及び、總延長は二千米近くに達する。

官營鐵道の車輛は、線路自體が非常に長い年月を經て建設された關係上、相當に新舊の差が甚しい。機關車は最新のものに旅客列車用としてはテンホイール・タイプがあり、貨物列車用としてはコンソリデーション・タイプがある。客車は旅客輸送が四等級に分れてゐるので之に相當する車輛が準備せられ、印度支那縱貫鐵道の急行列車の如き相當に優秀なものもある。貨車は舊式のものは十噸車が多いが、新しいものは二十噸車が多い。內燃動車は官營鐵道ではあまり利用されてゐない。唯達拉線は一部アプト式の運轉法を行つてゐるので、この區間には特別の機關車を使用してゐる。

旅客運輸は四等級に分れ、四等車には荷物の持込が自由であることは、濮越鐵道と同樣である。旅客の運賃率は一粁につき一等〇・〇六ピアストル、二等〇・〇四ピアストル、三等は〇・〇二ピアストル、四等は〇・〇〇九ピアストルである。四等運賃は非常に低廉であるが、之は乘合自動車の競爭によつて收入が激減したためその對策として大幅の引下げを行つたものである。右の記述を補ふべく、次頁に官營鐵道現有機關車、客車及貨車數を表示しよう。

官營鐵道はその幹線をなしてゐる縱貫線が一九三六年全通したので、營業成績は向上しつゝあるが、一面縱貫線及美萩線は勿論奈峯線すらも南部に於いては乘合自動車と併行してゐるので之との競爭を避けることは出來ない。從つて從

第174表　官營鐵道現有機關車

（1937年12月31日現在）

タンクエンジン 型式	重量(瓲)	輛數	テンダーエンジン 型式	重量	輛數
0—2—0	14	3	2—3—0	44	20
0—3—0	11～23	21	2—3—0	45	36
0—3—0	45	9	1—4—0	48	10
2—2—0	23	5	1—3—1	47	13
1—3—0	34	12	2—3—1	54	10
1—4—1	34	3	2—3—1	56	7
			1—5—0	56	10
テンダーエンジン			1—4—1	47	3
1—3—0	22	5	計		195
2—2—0	29	25	一粁當リ		0.0773
2—3—0	30	3	機動車		6

第175表　官營鐵道現有客車

等級	記號	輛數	等級	記號	輛數
公事車	S	6	三等車	C	6
一等寢臺車	Acc	3	三、四等車及緩急車	CDF	6
二等寢臺車	Bcc	4	三、四等車	CD	20
一、二等寢臺車	ABcc	15	二、三、四等車及緩急車	BCDF	7
一二等寢臺車及三等車	AcBcC	2	四等車	D	220
食堂車	VR	8	四等車及緩急車	DF	16
食堂車及四等車	DR	7	四等車緩急車及郵便車	DFP	29
二、三、四等車	BCD	18	緩急車及郵便車	FP	26
一、二、三等車	ABC	36	郵便車	PT	1
一、二等車	AB	6	計		438
二等車	B	2	1粁當リ		0.173

第176表　官營鐵道現有貨車

	A	B
手制動機付二軸車	5	0
有蓋車	652	784
砂利車	305	342
平臺車	388	392
計	1,351	1,506
1粁當リ	1.14	

A ハ10瓲、5瓲車ヲ10瓲車ニ換算セシ輛數
B ハ20瓲車ヲ10瓲車ニ換算セシ輛數

來は營業成績が擧らず、殊に一九三〇年以後の經濟恐慌による打擊は莫大で、一九三五年迄は缺損を示し一九三六年以後は缺損を免れたが一九三八年迄は依然良好とは云ひ得なかつた。然し一九三九年に至り支那事變による好景氣のため營業收入は非常に增加したが、之に對する營業支出の增加率が不明なるため、その具體的の事實は知り得ない。猶ほ官營鐵道の營業狀況を表せば、左の如くである。

第177表　官營印度支那鐵道運輸統計

年次	營業線粁	乘客數（千人）	乘客人粁（千粁）	貨物噸數（千噸）	噸粁（千粁）	線路一粁當り收入	線路一粁當り噸粁
1927	1,426	6,760	254,514	739	69,022	178,481	48,402
1928	1,533	7,533	299,802	794	70,235	195,565	45,815
1929	1,536	7,853	316,547	818	74,795	206,085	48,694
1930	1,536	7,444	303,398	762	79,905	197,524	53,021
1931	1,536	6,762	287,160	576	72,317	186,953	47,081
1932	1,539	5,735	249,298	410	50,236	161,987	32,642
1933	1,578	5,951	253,269	381	46,073	160,500	29,197
1934	1,578	7,355	288,740	412	52,613	182,978	33,342
1935	1,804	7,296	323,761	407	54,092	179,463	29,985
1936	2,451	8,743	409,998	684	102,389	167,273	41,774
1937	2,524	11,272	572,037	801	119,369	226,659	47,294
1938	2,524	12,964	688,296	1,171	235,268	272,700	93,212
1939	2,524	12,480	733,047	1,531	250,395	290,431	99,205

第178表　官營鐵道線別運輸統計　1938年度

線別	營業粁	乘客數（千人）	同人粁（千粁）	手荷物及び貨物噸數（千噸）	同噸粁（千粁）
ハノイ——ナチャム線	180	2,229	67,485	217	14,689
ハノイ——サイゴン及支線	1,866	8,219	522,278	652	163,582
サイゴン——ミト線	70	1,877	53,154	11	1,493
ベンドンソ——ロクニン線	69	162	6,735	64	3,140
プノムペン——モンコルボレー線	339	476	33,642	227	52,316
計	2,524	12,964	688,296	1,171	235,267

第179表　營業成績表（單位比弗）

年次	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年
營業收入	3,940,000	4,165,000	5,163,000	6,728,000	9,335,153
營業支出	4,245,000	4,689,000	4,899,000	5,779,000	8,468,815
收益	—305,000	—524,000	264,000	949,000	866,338
營業率	104%	106%	95%	86%	91%

第180表　營業收入內譯（單位比弗）

年次	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年
營業粁	1,987	2,306	2,524	2,524	2,524
旅客收入	1,782,779	1,878,707	2,316,000	3,261,567	4,105,998
手荷物收入	107,755	106,259	——	128,892	151,274
貨物收入	1,555,173	1,617,125	2,206,000	2,714,455	4,218,793
倉庫及公用運輸收入	319,575	326,247	472,000	398,791	612,245
雜收入	175,101	236,163	169,000	224,448	246,842
計	3,940,384	4,164,500	5,163,000	6,728,153	9,335,153

第181表　官營線線別營業收入

線別＼年次	營業收入（單位千比弗）					
	1934	1935	1936	1937	1938	1939
全官營線	3,941	4,164	5,163	6,728	9,335	11,598
ハノイ——ナチャム線	593	542	515	622	963	1,570
ハノイ—サイゴン及支線	2,735	3,014	3,859	5,313	7,002	8,356
サイゴン——ミト線	190	199	221	261	307	540
プノムペン——モンコルボレー線	380	350	485	402	905	782
ベンドンソ——ロクニン線	42	59	84	130	157	170

第182表　官營線旅客營業成績

年次	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年	1939年
旅客數	7,355	7,296	8,743	11,272	12,964	12,480
乘車人粁	288,740	323,761	409,998	572,037	688,296	733,047
旅客收入	1,783	1,879	2,316	3,391	4,257	5,048（手荷物共）

註　1939年度は9月迄の業績に依り推定す。
　　收入金額の單位は千比弗。旅客數の單位は千人

第183表　官營線貨物營業成績　（單位比弗）

年次	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年	1939年
貨物噸數	585,464	765,181	684,375	801,337	1,170,727	1,530,640
同噸粁(千粁)	87,579	89,600	102,387	119,369	235,268	250,395
同收入	1,555	1,617	2,206	2,714	4,219	6,211

1939年度は9月迄の業績に依り推定す。

第184表　官營線營業支出內譯　（1938年度）
（單位千比弗）

線別＼費目別	總營業支出（千比弗）	總務（千比弗）	一般業務（千比弗）	運輸及運轉（千比弗）	工作（千比弗）	工務（千比弗）	一粁當リ支出
ナチャム、ミト間	7,561	1,193	573	1,430	3,003	1,362	3,573
ベンドンソ、ロクニン間	144	39	12	21	42	30	2,090
プノムペン——モンコルボレー間	763	191	64	120	229	159	2,252
計	8,469	1,423	649	1,572	3,274	551	3,355

最後に稍重複の嫌ひはあるが、各線の現狀に付き、より詳細に述ぶることとしよう。

（1）印度支那縱貫鐵道及その支線

印度支那縱貫鐵道の建設は一八九八年のドゥーメル總督の建設計畫に端緒が開かれたことは既に述べた。當時募集を許可された二億法の公債の中實際に之が建設費に充當されたのは左の一億四千五百萬法で、この建設費を以てしては到底全線を建設するに足らず、一部の着工に止めるを餘儀なくされた。

線路區間	線路延長	建設費豫想
河內ヴィン	三二六粁	三、二〇〇萬法
ツーラヌ カンチ	一七五粁	三、四〇〇萬法
西貢 ランビアン	四〇〇粁	八、〇〇〇萬法
ミト カント	九三粁	一、〇〇〇萬法
合計	九九四粁	一五、六〇〇萬法

斯くて縱貫線の中、北部では河內附近、中部では安南の順化の附近、南部では西貢とランビアン高原の避暑地達拉（ダラ）間の敷設工事が着手された。然るにその後美萩（ミト）——芹苴（カント）間の敷設工事は都合に依り延期せられることとなり、更に西貢、ツールチャム間の豫定線は更に北上して牙莊（ニャチャン）迄達すべく、計畫が變更された、一方北部では榮合（ヴィン）——洞波（ドンハ）線はその後一九一三年サロー總督の時代に一部工事が始められたが歐洲大戰のため工事を中止するに至つた、この中止部分は歐洲大戰後一九二二年、ロン總督に依つて再び工事が始められ一九二七年に洞波（ドンハ）迄の全線が完成した。縱貫鐵道の中の殘され

た最後の部分即ち都郎（ツーラン）——牙荘（ニャチャン）間はロン總督の提案に基き、一九二一年より工事に着手されたもので、全線中最も工事の困難な場所であつたが、多年の努力の結果、一九三六年遂にその竣功を見、こゝに全縦貫線の完成を見るに至つたのである。都郎——牙荘間の建設計畫の中には、その重要な支線として安南、ラオスを結ぶタナップ、タクエック線一八六粁の建設計畫が含まれて居たが、同線は僅にタナップ（Tan Ap）、ソムクック（Xom Cuc）間の一八粁が建設されただけで、殘の部分の工事は延期されるに至つた。

河内、西貢間の所謂印度支那縦貫鐵道は延長一、七〇〇粁を越えてゐるため、その線路狀況を簡單に述べることは困難なるを以て之を建設當時の數區間に分ち、北方から南方に向つて（竣功の順序に依らず）說明することとする。

河内、榮合（ヴィン）間

本區間は河内より紅河デルタ及新和（タンホア）デルタを經て海岸に沿ひ榮合及ベンチュイに至る三二六粁の線路で、寧平（ニンビン）、新和間の一部を除けば人口稠密にして米作、その他農耕の盛なる地帶を通過し、南定（ナムディン）、寧平、新和の古都を結ぶ縦貫線中の最も重要なる部分となつて居る。その工事着手は一八九九年に遡る。工事は前後三回に分けて行はれたが、一九〇五年には全線の開通を見るに至つた。榮合からはその外港ベンチュイを繋ぐ五粁の支線が分岐してゐる。ベンチュイはソンカ河の河口に近い天然の良港である。然し未だ港灣設備が不完全なるため外洋船舶は入港出來ず折角の好條件を利用し得ぬ狀況にあるが、將來外洋との連絡が改善され、港の背後地が開發された曉には北部安南の良港たり得るものとして大なる期待を抱かれてゐる。

榮合（ヴィン）——洞波（ドンホイ）間

本區間の建設は先に開通せる河内、榮合及洞波、都郎（ツーラン）間の間隙を連絡したもので、一九二七年の之が完成に依り都郎から河内を經て北部の國境那岑（ナチャム）に達し得るに至つた。本線は榮合を出てガンソン河の流域を進み、タナップ及コネの峠を越えて、ソンジャ河の流域に達し、更にボトラック（Bo-Torach）の地方、ドンホイ（Dong Hoi）を經て洞波に達する。本線の中ボトラックから洞波迄は海岸又は丘陵と水田の境を進んでゐるから線路は概して平坦であるが、コネの峠では勾配の急な箇所がある。

洞波、都郎（ツーラン）間

本區間は洞波より廣治（クンチ）、順化を經て都郎に至る一七五粁の海岸線で、一九〇六年に工事着手、一九〇八年九月に竣工された。平地が多く工事は容易であつたに拘らず三年の歳月を要したのは、都郎の北部五〇粁の間の地形が高低多く曲線に富み、技術的に困難が多かつたが故である。順化は海岸から一二粁、香河（Dai Giang）の岸に臨む安南王國の首府で人口約八萬。その建築風俗は舊態を保持し、安南第一の觀光地である。都郎は都郎灣に注ぐソンバン（Song Boung）河に接する良港である。未だ設備に充分手を加へられてゐないため大船を岸近く碇泊させることを得ないが、猶ほ現在に於いても安南では最も良く利用されてゐる。

都郎（ツーラン）、牙荘（ニャチャン）間

都郎、牙荘間五三四粁は縦貫鐵道の中最後に建設された部分である。一九三一年着工され、一九三六年開通を見たもので、途中ディウチから歸仁（キニョン）迄は一〇粁の支線が分岐されてゐる。本線の中、都郎、歸仁間三〇〇餘粁は甚しい難工事もなかつたが、歸仁、牙荘間は安南山脈の末端ヴァレラ山を越えるために多くの隧道の掘鑿を要し且つ又ソンダラン

河、その他多數の橋梁の架設を必要とした、勾配は全區間を通じ最急千分の十を越えるものはない。

牙荘(ニャチャン)　西貢間

牙荘、西貢間の四一四粁は、一九〇一年タンソン(Tan Son)西貢間の第一區より工事が始められ一九一三年に全線が開通された。牙荘からミュオンマン(Muong Man)迄は殆んど海岸に併行し藩郎(ファンラン)灣岸のツールチャムを經て、邊和(ビエンホア)に至る。こゝ迄は未耕の原野又は森林が多いが、西貢附近に入るとメーコン河デルタの豐穰地帶が極めて廣く分布して居る。近來は森林地帶を開發し護謨の栽培に從事してゐる箇所が頓に增加した。途中ナバ(Na-Ba)からは康母藍(カムラン)灣内のバンゴイ(Ba Ngoi)港迄四粁の支線を分岐し、ミュオンマンからは藩切(ファンティエ)の魚港に至る十三粁の支線を分岐してゐる。本區間には千分の十八の急勾配箇所が數箇所あり、鐵桁その他の工作物の强度は重機關車の通過を許さない。

達拉(ダラ)線

本線は縱貫鐵道のツールチャムからランビアン(Lang-Bian)高原の避暑地達拉(ダラ)に至る延長八四粁の鐵道である。

ツールチャム、クロンファ間の四一粁は一八九八年のドゥーメル總督の計畫に基き建設されたもので一九一九年に完成され、更にクロンファ、達拉(ダラ)間の四三粁は一九二一年着工、一九三二年に竣工を見た。クロンファを發して一〇粁四〇〇米進めば、平原から九〇〇米の高位にあるベルヴェ峠に達する、この間八粁二〇〇米はアプト式鐵道を採用しその勾配は百分の十二である。ベルヴェから先は普通樣式の鐵道に依り分水嶺を越えてドラン(Doran)に、之より第二のアプト式鐵道を以て安南山脈の第二副峰を登りアルブルアロワイエーに達する。アルブルアロワイエーはランビアン高原の延長をなす山嶽の端に位置し、同地を經て、一五粁の普通鐵道に依り、達拉に至るのである。同地はランビアン

數回車列間 Hanoi-Saigon

區間驛名	旅客列車 定期	旅客列車 不定期	貨物列車 定期	貨物列車 不定期	混合列車 定期	混合列車 不定期	ガソリンカー 定期	ガソリンカー 不定期	計 定期	計 不定期	記事
											註 Saigon 方面行ヲ下リトシ Hanoi 方面行ヲ上リトス
Hanoi	5	1		1	1		3	1	10	3	
Can-guot-Phu-Xuyen	5	1		1	1		3	1	9	3	
Phu-Ly	4	1		1	1		3	1	8	3	
Nam-Dinh	3	1		2	1				4	3	旅客列車不定期下リニハナシ
Thanh-Hoa	1	1		1	1	1			2	3	
Vinh	2	1		1	1				3	2	
Cho-Thuong	1	1		1	1				2	2	
Dong-Ha	2	1		1	1				3	2	旅客列車不定期下リニハナク定期1本增
Quang-Tri	3	1		1	1				4	2	混合列車定期下リハナシ
Hue	2			1	1	2			3	3	混合列車不定期上リニハナク
Tourane-Central	2			1	1				3	1	旅客列車不定期上リ＝3本增
Tra-Kien-Tay	1			1	1				2	1	
Tam-Quan	2	1		1	1				3	2	
Dien-Tri	1			1	1				2	1	
Tuy-Hoa	1		1		1				3		
Ninh-Hoa	2		1		1				4		貨物列車定期下リニハナク不定期1本增
Nha-Trang	1		1		1				3		
Nga-Ba	1		2		1				4		貨物列車定期下リニハナク不定期2本增
Tourcham	1			1	1				2	1	混合列車定期下リニハナク
Muong-Man	2			1	1				3	1	旅客列車定期上リ＝1本增
Giaray	2			2	1	1			3	3	
Bien-Hoa	3			2	2		4		9	2	
Dian	4			2	2		4		10	2	
Saigon											

(1937年10月改正運行表ニヨル)

(Lang-Bian) 高原の最高點（標高一、五〇〇米）にある市街で、空氣清冷の好避暑地である。

比較的近距離にある西貢からは年々多數の避暑客があるが、更に酷暑の候に官營鐵道は河內からも臨時列車を出して避暑客の誘致に努めて居る。ホテル、別莊その他避暑地としての設備は極めて良く完備し、總督、その他名士の別莊が集中してゐる。

（ロ）西貢（サイゴン）——美萩（ミト）線

本線は一八八一年に工事着手、一八八五年に竣工された佛印最初の鐵道で、全線の延長は七〇粁である。交趾支那の人口稠密の地方を通過し、之に加へて西貢、美萩の二重要都市を連絡する關係上、嘗ては同地方の產業的、經濟的發達に重大なる寄與をなしてゐたが、最近は自動車に壓迫され、營業成績も不振な狀態にある。

（ハ）河內（ハノイ）——那岑（ナチャム）線

佛蘭西は東京征服後、支那廣西省に接する山嶽地方の平定のため、多數の守備兵を諒山、高平（カオバン）に駐屯したが、從來水運にしか依頼し得なかつた同地方に對する輸送を强化すべく一八八九年頃軌間〇・六米の輕便鐵道を諒山、フウランチュオン間に敷設することを計畫した。この線路は當初の調査不完全のため、工事は容易に進捗せず、一八九五年に至り漸く完成をみた。然し佛蘭西政府は本線を重要視し一八九六年ルウソウ總督の發案による八千萬法の公債の募集が許可せられるや、本線の計畫を變更して河內郊外のジャラムより諒山北方の同登（ドンダン）に至る軌間一米の鐵道を建設することとした。更に紅河には鐵橋を架して河內とジャラムを繫ぐことも計畫され、斯くて一九〇一年には同登（ドンダン）に達し、一九〇二年には紅河に架せられた延長一、六八二米のドゥーメル橋の竣功を見るに至つた。本線はその後更に廣西省に進むべく一九〇

八年龍州の方向南關に至る五杆の線路が延長された。然るにその後廣西省内進入の計畫は放棄せられ、之に代つて同登から奈岑に達する一七杆の線路が計畫され、一九二一年に完成を見た。全線の延長は一七九杆、建設費は四、五〇〇萬法であつた。

(二) 支那領内延長未通線

佛印と廣西省の國境南關より龍州を經て南寧に至る鐵道（將來は柳州、桂林に結ぶ豫定）は支那事變開始後間もなく計畫されたもので、一九三八年五月には南寧、同登間の鐵道建設費として一億五千萬法の借款が佛支間に成立した。本線は二年の豫定で工事に着手されたが、途中二箇所の隧道と長大なる橋梁があるため容易に竣功せず、一九三九年に至るも那岑線と連絡して輸送の機能を發揮するに至らなかつた。斯くて徒らに時日を送る中に皇軍の北海上陸、南寧の占領等があり、更に十二月廿一日には鎭南關が占據されるに至つたので本線を以て最善の援蔣ルートたらしめんとした努力は全く水泡に歸してしまつた。若しも本線が實現した場合には援蔣ルートとして恐るべき働をなしたであらうことは本鐵道と接續する河内、那岑線が事變後年々急激に輸送數量を增加し來つた事實に徵しても論を俟たない。以て天惠と云ふべきであらう。

(ホ) カムボヂヤ鐵道

カムボヂヤ鐵道はドゥーメル總督の縱貫鐵道計畫には包含されなかつたが、將來西貢、金邊の連絡に依り廣義の縱貫線を形成するものと豫想されてゐるので、此處にその概要を述べることとする。

本線はカムボヂヤの首府金邊を起點としてタイ國國境に近い猛哥巴勒に至る延長三三九杆の鐵道で、一九三二年に工事着手され一九三三年に全通を見た。將來金邊と西貢間、更に猛哥巴勒、タイ國境のアランヤ間の連絡の實現された暁には、印度支那縱貫鐵道の終點、西貢を中心として、北は河内、更に國境を越えて昆明に、西にはアランヤを經て盤谷に通じることになる。然し前者においては、大河が多く河水の氾濫地帶も多いため、線路の選定も困難であり且つ又工事も容易ではないと思はれる。之に對し、後者即ち猛哥巴勒からタイ國國境に至る未成區間は、延長も短く工事も容易である。斯くて最近之が建設につき佛泰鐵道協定が締結されたが、恰もタイ・佛印紛爭が勃發したため、未だ工事着手の運びに至らない。猶、最近の情報に依れば泰佛印紛爭開始後泰國側はアランヤから三十杆この鐵道を延長したと傳へられる。

(ヘ) 洛寧線

本線は縱貫鐵道の西貢に近い一驛ベンドンソーよりカムボヂヤ國境に近い洛寧に至る一〇〇杆の鐵道で、一九三三年八月に開通をみた。當初はベンドンソー、土龍木間の三一杆は中部印度支那鐵道會社の手で、土龍木から洛寧に至る區間は政府に依り建設、經營されてゐたが一九三六年から全線が政府の經營に移され、現在に至つてゐる。本線は更に北に延長されメーコン河畔の都邑のクラチェに達する豫定であるが、現在までは未だ具體化するの運びに至つてゐない。縱貫鐵道の支線であるが、起點附近に一部私有の部分があるため、營業上の諸計算は全く別個に獨立して取り扱はれてゐる。

III 滇越鐵道

滇越鐵道の敷設權は、佛蘭西が日清戰爭後、所謂三國干渉の結果、一八九八年四月十日の佛清協定により、廣州灣の

租借權及海南島、東京に隣接する廣東、廣西、雲南三省の不割讓の約定と共に、取得されたものである。更に具體的交渉として巴里に於ける一九〇一年六月十五日協定により、建設費の分擔に關する細目的取定めをなし、且つ資本金一千二百五十萬法の滇越鐵道會社を設置し、之が運營に當らしめることになつた。斯くて一九〇一年、海防、ジャラム間の工事が着手され、一九〇三年四月には海防、河內間が開通し、更に同年十一月には之が越治(ヴィエチ)まで延長、一九〇六年二月には國境の都市、老開(ラオカイ)まで全通するに至つた。印度支那領內の部分は比較的容易に工事が運んだが、殘る支那領內の部分は地形が極めて峻嶮なるため難工事に難工事を重ね、而も人夫の風土病、マラリヤに斃れる者數を知らず、幾度か拋棄せんかとの危機に直面した。支那領內の隧道數が實に百七十二箇所、全延長二十四粁に及ぶと云ふ一事實を以てしても、之が如何に難工事であつたかが了解されよう。難工事は當然費用の膨脹を生じ、前述千二百五十萬法の基金の他に、五百萬法の優先株が發行され、更に社債八千六百五十萬法の募集、印度支那政府及本國政府の補助一千五百萬法を加へて辛うじて完成することが出來た。斯くて昆明迄全線の開通をみたのは、一九一〇年四月である。

本線の經營に當る滇越鐵道會社は、本店を巴里に置き、總局を河內に設置してゐる。佛蘭西法人會社として設立された關係上、經營等に本國法の適用を受け、取締役は佛蘭西人に占められてゐる。總局長の下に左の諸機關がある。

技師長	Ingenieur en chef.
秘書長	Chef du Secretariat de la Direction.
總務課	Service administratif.
運輸課	Service du trafic et du mouvement.
工作及運轉課	Service materiel et de la traction.
保線課	Service de voies et des batiments.

地方の機關としては運輸業務課 (Service de trafic et mouvement) があり、河內及懷遠にそれぞれ第一、第二管區 (Arrondissement) がある (以下省略)。運轉業務課 (Service de la traction) では河內及芷村 (Tehe-Tsouen) にそれぞれ第一、第二監督部 (Inspection principal) が置かれてゐる (以下省略)。保線業務課 (Service de la voie et des batiments) には河內及懷遠にそれぞれ第一、第二管區 (Arrondissement) が置かれてゐる、職員の重要なる地位は佛人に占められてゐることは勿論であるが、近來は土民に對する教育の普及に伴ひ、比較的高級なる地位も土民に與へるに至つたため、佛人從業員の數は次に示す如く年々急激に減少するの傾向にある。

年次	佛人從業員數	土民從業員數(含支那人)
一九三一年	一九七名	
一九三二年	一五五名	
一九三四年	一二五名	三、六六一名
一九三五年	一一五名	三、九六六名
一九三六年	一〇六名	四、〇一九名
一九三七年	一〇四名	四、二〇七名
一九三八年	一〇三名	四、八五二名

土民從業員は安南人の外に支那人も多く使用され、殊に支那領內では極めて少數の大驛の外は驛長も支那人が多い。別段從業員の教育施設がないので、業務に從事しながら時々指導を受けるのみに過ぎない。土民の給料は極めて少く日給最少三、四十仙程度であるが、一面少數とは云へ月收百弗以上二百弗に及ぶものもある。

次に一九三八年度の從業員表を掲げるが本線は支那事變後は輸送が非常に輻輳してゐるため從業員數は非常な增加を示してゐる。

第一八五表　一九三八年度滇越線從業員表

	總務	運輸	車務	工務	合計
歐人	一八名	二四名	二五名	三六名	一〇三名
土民	二二四名	一、〇〇一名	一、〇五六名	二、五七一名	四、八五二名
合計	二四二名	一、〇二五名	一、〇八一名	二、六〇七名	四、九五五名

次に技術的方面より滇越鐵道を觀察することとする。先づ印度支那、支那領內に分ち、各驛の施設狀況を示せば、第一八六、七表の如くである。

(1) 車輛

運轉は蒸汽機關車に依る牽引が大部分であるが、都市の附近には一部內燃動車に依り旅客輸送を行つてゐる。機關車の種類にはアメリカン型テンホイラー及ミカド型（タンク式）が主要なものである。本線の機關車は最新のものでも今世紀の初期に本線全通直後購入されたもので一般に甚だ舊式である。

旅客輸送車は四等級に分けられてゐる。普通客車は河內、老開（ラオカイ）間急行列車用のものを除けば一般に甚しく舊式である。然し支那領內急行として運轉してゐるミシュリンだけは非常に新式なもので、初めは一等客車として使用してゐたが、支那事變開始後昆明、河內間旅客の激增に對應するため內部を改造して一、二等の旅客を扱ふこととし輸送力の增

第186表　滇越鐵道驛施設一覽表（印度支那領內）

驛名	線マ側數 避ケ合ル待ヲザ線	積載車貨規定	計量臺	乘降場	水炭給設備	轉車臺	三角線	側線安全
Haiphong	7	1	2	2	1	1	1	
Vat-Cach-Thuong	1							
Haiduong	3			1	1			
Cac-Xa	1							
Cam-Giang	1			1	1			
Lac-Dao	1			1				
Phu-Thuy	1							
Gia-Lam	5	1	1	2	1	1		
Yen-Vien	1		1	1				
Dong-Anh	1			1				
Thach-Loi	1			1				
Thap-Mieu	1			1				
Huong-Canh	1			1	1			
Vinh-Yen	1			2				
Huong-Lai	1							
Bac-Hat	1							
Vietri	3	1	1	1	1	1		
Phu-Duc	1							
Tien-Kien	1			1				
Phu-Tho	1			1				
Chi-Chu	1							
Thanh-Ba	1			1	1			
Am-Thuong	1							
Yen-Bay	4	1	1	2	1	1		
Trai-Hutt					1			
Bao-Ha	1			1	1			
Pho-Lu					1			
Pho-Moi	4	1	1	2	1	1		
Lao-Kay	1							

第188表　滇越鐵道現有機關車

(1937年12月31日現在)

タンクエンジン型式	重量(瓲)	輛　數	機動車型式	重量(瓲)	輛　數
0—2—0	13	2	ミシュリン	7～8.8	2
1—4—1	589	29	デコービル	23～27	5
テンダーエンジン型式					
2—2—0	28	20			
2—3—0	38.5	31			

第189表　滇越鐵道客車調　(1937年12月現在)

種　　別	記　　號	車　　輛
寢　臺　車		1
サ　ロ　ン	S	6
一等寢臺車	Acc	1
四等食堂車	DR	3
二、三、四等車	BCD	8
一、二、三等車	ABC	26
一　二　等　車	AB	3
三　等　車	C	7
三、四等及手荷物車	C. D. F	2
四　等　車	D	119
四等及手荷物車	DF	16
手　荷　物　車	F	15
計		207

第190表　滇越鐵道貨車調　(1937年12月現在)

種　　別	輛　　數	十瓲車＝換算輛數
十瓲有蓋車	415	415
二十瓲有蓋車	97	194
十瓲砂利車	160	160
二十瓲砂利車	50	100
十瓲無蓋車	77	77
二十瓲無蓋車	6	12
計	805	958

第187表　滇越鐵道驛施設一覽表　(支那領內)

驛　名	待避線ヲ含マザル側線數	貨車積載定規	計重臺	乘降場	給炭水設備	轉車臺	三角線	安全側線
Ho-Keou	3		1					
Lac-Fan-Tchai					1			
La-Ha-Ti	1			1	1	1		
Po-Tchai					1			1
Wan-Tang					1			1
Pouo-Tou-Tsing					1			1
Lou-Kou-Tchai					1			1
Ko-Kou					1			
Tche-Tsouen	2		1	1	1	1		
Mongtseu-Dragon-Noir					1			1
Mongtseu-Pichetchai	5		2	1	1	1		
Ta-Tchouang					1			
La-Tour (Ta-Ta)					1			1
Kai-Yuen	6		1	1	1	1		
Siao-Long-Tan	1		1					
Siun-Kien-Sseu	1		1		1			
La-Li-He	1		1					
Si-Tche-Yi					1			
Pan-Ki	3		1	1	1	1		
Si-Eul					1			
Nouo-Tsou					1			
Lou-Fong-Tsouen	1		1	1				1
Siu-Kia-Tou	1				1			
Keou-Kiai-Tseu	1		1					
Yi-Leang	4		1	1	1	1		
Ka-Pao-Tsouen	1		1	1	1			
Chouei-Tang	1		1		1			
Tcheng-Kong	1							
Yunnanfou	4	1	1	2	1	1		

加を計つた。

貨車は有蓋車、無蓋車、平臺車の三種に大別される。一九三七年十二月現在の貨車數を表示せば右の如くである。

(ロ) 線路概況

本線の中海防から越治(ヴィニ)までの一七七粁の間は、東京平野の農耕地多く人口も極めて稠密であるが、越治から國境の老開(ラオカイ)までの二二三粁の間は、紅河の崖を遡り沿線には丘陵地帶が多い。然し線路は丘陵を左右に避けて走つてゐるため、勾配は比較的緩くフューリュー北部の最も急な部分でも千分の十四程度である。越治、老開間では安沛(エンバイ)が重要な都市である。老開の對岸の河口(Ho Keou)を出れば、線路は紅河の支流の南溪河(Nam Ti-Ho)の溪谷を遡つて行く。最初は線路は平坦であるが、臘哈地(河口より七一粁)からは急激な昇勾配となり、その後は絶えず昇勾配を續け標高一、七〇〇米のミラチ(Mi-La-Ti 河口から一七五粁)の峠に達す。この間の最急勾配は千分の二十五であつて、然らざる所も略ゝこれに近い急勾配が多く、臘哈地、芷村間の距離八二粁に對し高低の差は一、四四〇米に及び平均勾配は七十五分の一となつてゐる。この附近は一般に荒蕪且つ不健康地で工事中は極めて多數の犠牲者を生じた處である。ミラチの峠を過ぎれば重要驛たる碧色寨に達する。此處から輕便鐵道に依り蒙自地方と箇舊錫鑛山とを連絡してゐる、これより宜良(河口より三九九粁)までの約一七〇粁の間は線路は、パタ河に沿うて進む。宜良を過ぎれば水塘(河口より四三一粁)に至るまでに、線路は再び急激に昇勾配となり、その强さは千分の二十五に及ぶものがある。水塘驛は標高二、〇二九米、滇越鐵道の最高所であるが、これから先は高低の少い地域を過ぎ昆明(河口より四六五粁)に達する。昆明は雲南の省政府の所在地で標高は一、八九六米、その附近一帶は極めて肥沃の平原で人口も稠密である、現在は滇越鐵道の終端

驛であるが、支那事變後は四川省成都に至る鐵道滇川鐵道がこれより起工され、又西方緬甸に向つて自動車道路が開設され、抗日武器輸送の重要役割をなしてゐる。その他北は揚子江沿岸、東は廣西省に至る道路が放射され、雲南省の中樞地となつてゐる。

(ハ) 線路構造其他

イ、軌間　全線を通じ　一米、單線

ロ、延長

印度支那領内	海防埠頭——河内	一〇四粁
	河内——老開	二九一粁
支那領内	河口——雲南府	四六四粁
計		八五九粁

但し河内、エンヴィエン間一一粁は官營鐵道奈岑(ナチャム)線の線路を共同使用し、その他驛構内線、專用線等が七一粁ある。全線を通じ複線の部分はない。

ハ、軌道

軌條重量

建設當時は一米當り二五瓲のものを使用したが交通量の多い部分から順次二九・七五瓲のものに改められつゝある。

枕　木

全部鋼枕木で重量三六瓩、厚七粍長一・八米にして枕木數は軌條一本（長九・五八米）當り十二丁使用。

繼目鈑　重量五・七瓩

道床厚及路盤幅

路盤幅員は四・四米、道床厚は三五糎

ニ、線路敷地　幅員二五米を標準とす。

ホ、勾　配

佛印領內

一、〇〇〇分の一〇以內が多く老開附近の一部が最急一、〇〇〇分の一四である。

支那領內

河　口——臘哈地間　最急　一、〇〇〇分の一五

臘哈地——阿迷州間　同　一、〇〇〇分の二五

阿迷州——宜　良間　同　一、〇〇〇分の一五

宜　良——雲南府間　同　一、〇〇〇分の二五

本文には線路縱斷面圖が添付出來なかつたので次の近似勾配表を附して參考とする。

第191表　海防老開間近似勾配表

驛名及略號		距離（粁）	勾配	
始點海防	H.P.			
Phu-thuy	P.Y	85.541	0.000039	上リ
Gia-lam	G.L	10.767	0.0004	上リ
Xuan-kieu	X.K	10.569	0.00015	下リ
Vinh-yen	V.Y	37.408	0.00015	上リ
Bac-hat	B.H	15.209	0.00006	下リ
Phu-tho	P.O	13.044	0.00085	上リ
Chi-chu	T.K	8.924	0.0007	下リ
Thanh-ba	T.B	25.134	0.0003	上リ
Vinh-chien	V.C	5.705	0.0011	上リ
Am-thuong	A.T	9.500	0.0006	下リ
Yen-bay	Y.B	33.853	0.00015	上リ
Lang-key	L.E	63.475	0.00043	上リ
Thai-van	T.V	28.694	0.0004	上リ
Thai-nien	T.N	30.111	0.00027	上リ
Pho-moi	P.M	16.249	0.00008	上リ
Lao-kay	L.K	2.133	0.0015	下リ

第192表　老開雲南府間近似勾配表

驛名及略號		距離（粁）	勾配	
老開	L.K			
大樹塘	T.C.T	55.500	0.002	上リ
臘哈地	L.H.T	15.490	0.0033	上リ
彎塘	W.T	22.290	0.017	上リ
猓姑寨	L.K.T	27.370	0.020	上リ
戈姑	K.K	11.420	0.015	上リ
		17.730	0.018	上リ
		2.420	0.009	下リ
		4.150	0.018	上リ
蒙自黑龍潭	M.D.N	8.190	0.015	下リ
		22.640	0.010	下リ
		14.100	0.0058	上リ
阿迷州	A.M.T	19.304	0.016	下リ
小龍潭	S.L.T	15.800	0.0005	下リ
		5.196	0.009	上リ
巡檢司	S.K.S	15.351	0.007	下リ
嬰兮	P.H	39.325	0.0015	上リ
西洱	S.E	18.896	0.001	上リ
狗街子	K.K.T	68.372	0.0054	上リ
宜良	Y.L	14.900	0.0009	上リ
水塘	C.T	32.597	0.015	上リ
呈貢	C.K	17.934	0.0065	下リ
雲南府	Y.N.F	15.225	0.0009	下リ

ヘ、曲線半徑

曲線半徑の制限は最小一〇〇米、最大二、〇〇〇米なるも支那領內は一〇〇米半徑を使用する事が甚だ多い。

第193表　印度支那領内主要橋梁

河名	海防よりの距離	全長
Song Tama Boc	5.0粁	90米
Song Lai Uu	39.2粁	125米
Song Tai Binh	44.4粁	380米
Song Kai	50.0粁	1.682米
Canal des Rapides	113.5粁	229米
Rivière Claire	174.9粁	295米

第194表　河口、雲南間重要橋梁表

位置		橋梁ノ構造及徑間數				橋梁ノ類種	備考
粁	粁	主橋ノ徑間(米)	同徑間數	副橋ノ徑間(米)	同徑間數		
33	34	30	1	5	3	P.M	
45	46	30	1	10	1	P.M	
50	51	30	1	10	1	P.M	
64	65	30	1			P.M	
83	84	8	17			V.M	橋脚トレツスル橋
87	88	8	6			V.M	トレツスル
88	89	8	5			V.M	トレツスル
90	91	8	3			V.M	トレツスル
92	93	8	5			V.M	
94	95	8	6	4	1	V.M	
111	112	65	1			P.M	111.883k ベイ河特殊型
117	118	8	3			P.M	トレツスル
118	119	8	5			P.M	トレツスル
144	145	50	1			P.M	
218	219	50	1			P.M	
235	236	50	1	10	3	P.M	
327	328	50	1	10	4	P.M	副橋アーチ
345	346	50	1	5	3	P.M	
381	382	50	1	10	4	P.M	

註　P.M＝Pont metallique 流水のある鋼鐵橋。
V.M＝Viaduc metallique 鋼鐵製陸橋主としてトレツスル。

(二)　隧　道

佛印領内海防、河口間約四〇〇粁の間には隧道は全くないが、支那領土内に至れば急激に増加する。支那領土内の隧道の數は線路竣功當時は一五四箇所、全延長一七、〇八六米と稱せられたがその後線路の改良に伴ひ、その數も次第に増加し最近に至つては一七二箇所、全延長二四粁以上に及ぶと云ふ。全線中最も隧道の多いのは臘哈地、阿迷州間で延長一五〇粁に對して一一八箇所に及んである。隧道の内空斷面は大體二種あり、覆工を施してゐる箇所では幅四・四米(起拱線に於いて)高さ五米(軌上面上)で、覆工を施さぬ箇所では幅五米、高さ五・三米である。尙軌條面の高さで測つた隧道の幅は普通四・一米であつて覆工を施さぬ箇所では四・七米である。

最後に營業狀態を述べて本項の結びとしよう。

本線も一九三〇年以後は世界的不景氣の深酷なる影響を受けたが遂に缺損を生ずるには至らなかつた。河内附近の極めて小區間を除けば、乘合自動車との競爭區間がなく、從つて之による打擊が極めて僅少だつたが故である。

旅客運輸は四等級に分れ、四等車には行商用荷物を持込むことが出來る。

河内、海防間には普通列車の外にオートライ(Auto Rail)と稱する佛蘭西製最新式の内燃動車を運轉してゐる。河内、老開(ラオカイ)間には急行列車も運轉してゐるが之は一、二、三等の旅客だけを輸送し、九時間餘りで老開に達し得る。老開の隣驛(河内側)のフォモア(Pho-Moi)から昆明までは急行列車の代りにミシュリヌ(Mecheline)と稱する内燃動車を運轉してゐる。之は車輪が硬質護謨タイヤを使用し進行中の騒音の發生を防いでゐる。ミシュリヌによれば十二時半でフォモアから昆明に達し得る。猶ほ滇越鐵道の營業狀態に關する各種統計を表示すれば、左の如くである。

第195表 滇越鐵道列車回數表

區間	貨物列車	旅客混合列車	旅客急行列車	計	記事
ジャラム (Gia-Lam) ～越治 (Viet-tri) 間	5	3	1	10	
越治 (Viet-tri) ～富壽 (Phu-Tho) 間	4	3	1	9	
富壽 (Phu-Tho) ～安沛 (Yen-Bay) 間	5	2	1	9	
安沛 (Yen-Bay) ～フォーモア (Pho-Moi) 間	5	1	1	8	
フォーモア (Pho-Moi) ～老開 (Lao-Kay) 間	6	2	2	11	
老開 (Lao-Kay) ～河口 (Ho-Keou) 間	5	1	1	8	
河口 (Ho-Keou) ～臘哈地 (La-Ha-Ti) 間	5	1	1	7	
臘哈地 (La-Ha-Ti) ～芷村 (Tche-Tsouen) 間	6	1	1	8	
芷村 (Tche-Tsouen) ～蒙自 (Kai-Yuen) 間	7	1	1	10	混合列車, Mongtsen-Pichelchai, Kai-Yuen 間
蒙自 (Kai-Yuen) ～盤谷 (Pan-Ki) 間	4	1	1	6	
盤谷 (Pan-Ki) ～宜良 (Yi-Leang) 間	4	1	1	6	混合列車, Keou-Kiai-Tsen, Yi-Leang 間
宜良 (Yi-Leang) ～雲南府 (Yun-Nan-Fu) 間	4	1	1	7	旅客列車 Tchen-Kong, Yun-Nan-Fu 間ノ外ニ三本アリ

註 本表は 1933 年實施の運行表により作製したるも實際には運轉せざる列車も含まれてゐる。

第196表 滇越鐵道輸送統計 (累年)

年次＼區別	營業線路粁數	旅客數(千人)	乘客人粁(千粁)	貨物噸數(千噸)	貨物噸粁(千粁)	一粁當り人粁	一粁當り噸粁
1927	859	3,832	182,983	354	64,593	213,018	75,195
1928	〃	3,794	180,479	370	72,162	210,104	84,007
1929	〃	3,591	172,006	372	71,074	200,239	82,740
1930	〃	3,442	181,952	302	60,587	211,818	70,531
1931	〃	3,251	147,890	259	54,100	172,163	62,979
1932	〃	2,741	129,440	259	51,535	150,687	59,994
1933	〃	2,197	100,320	287	62,842	116,786	73,157
1934	〃	1,903	86,777	263	55,315	101,020	64,394
1935	〃	2,937	128,197	269	58,769	149,240	68,415
1936	〃	3,428	151,150	317	68,381	175,960	79,605
1937	〃	4,162	183,449	337	71,589	213,561	83,340
1938	〃	4,462	195,481	414	102,339	227,568	119,136
1939	〃	5,022	236,618	540	168,887	275,457	196,609

第197表 滇越鐵道營業成績(單位比弗)

年次	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年	1939年
營業收入	3,766,255	3,945,947	4,504,000	6,003,000	9,707,848	15,541,273
營業支出	2,656,020	2,621,720	2,929,000	3,013,999	3,845,000	
收益	1,110,235	1,324,227	1,575,000	2,989,001	5,862,848	
營業率	70%	66%	65%	50%	39%	

第198表 滇越鐵道營業收入內譯

年次	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年
旅客收入	758,238	827,582	943,115	1,290,953	1,789,224
手荷物收入	152,880	133,164	144,762	191,222	247,634
貨物收入	2,807,517	2,926,352	3,331,046	4,445,233	7,592,690
雜收入	47,619	58,848	85,000	75,545	78,299
計	3,766,255	3,945,947	4,504,000	6,002,954	9,707,848

第199表　滇越鐵道旅客營業成績　（單位千人）

年次	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年	1939年
旅客數	1,903	2,937	3,428	4,161	4,462	5,022
乘車人粁	86,777	128,197	151,150	183,449	195,481	236,617
旅客收入（手荷物共）	911	960	1,088	1,482	2,037	2,263

註　1939年度は9月迄の實績に依り推定す。
　　旅客收入に就ては千比弗を單位とす。

第200表　滇越鐵道貨物營業成績

年次	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年	1939年
貨物噸數（單位千粁）	263,397	268,612	316,986	337,465	413,600	540,000
同　噸粁	55,315	58,769	68,381	71,589	102,339	168,887
貨物收入	2,960	3,060	3,331	4,445	7,593	8,674

註　1939年度は9月迄の實績に依り推定す。

第201表　滇越鐵道營業支出內譯　（單位比弗）

年次	營業支出	總務	運輸及び運轉	工作	工務
1934	2,656,020	521,430	571,010	815,070	748,510
1935	2,621,720	484,040	550,750	794,055	792,875
1937	3,013,999	459,140	694,600	915,760	944,490
1938	3,845,000	566,010	825,780	1,319,060	1,135,240

IV　雲南四川鐵道

重慶昆明間の鐵道豫定線敍滇鐵路の一部をなす昆明と四川省敍州間八〇〇粁の內三〇〇粁は先般竣功し、一九四〇年十二月一日開通式を擧行した。本線は西南地區の援蔣路との連絡を容易ならしむる目的から、一米軌間を採用して滇越鐵道との直通運轉を計り、使用材料は一九三九年九月滇越鐵路閉鎖の直前佛印から輸入した輕軌條用貨車四〇〇輛其他を使用して居る。

今般開通した部分は本線の南半か北半かは新聞記事（主として重慶發U・P・マニラブレチン紙一九四〇年十二月二十一日所報）には明記されて居ない。尙、本線の中間にある宣威からは東に分岐する支線が豫定せられ、これがやがて貴陽、柳州、桂林、衡陽を經て浙贛鐵路と連絡する計畫になつて居る。重威附近は米作と養豚が盛で天然資源としては鐵及石炭が相當に埋藏されてゐるので、本線建設の第二次目的は斯る軍用資源の開發にもあると謂はれてゐる。因に宣威からの支線と連絡すべき湘桂鐵路及び其支線は既に桂林まで延長されたが、更に貴州省に向けて延長工事中であつて桂林までは完成した筈である。桂林から西は柳州から貴陽を經て宣威に至るものと別に南寧に結ぶ豫定線があり、此處で佛印國境のドンダンから龍州を經て南寧までの工事中の線路と接續する筈であつた。桂林南寧間の鐵道は孫中山の計畫した西南開發鐵道計畫にも加へられて居らず、寧ろ米國のシームスカレー會社が、支那から得た利權鐵道（既に失効）と合致するものであるが、支那事變の進行に伴ひ、廣東を中心とする鐵道よりも未占領地區に於ける最も有力な鐵道である粵漢線と多少とも抗戰物資の調達に一役買つて居る廣西省の中心とを連絡することに重點を置いたものと思はれる。

V 援蔣物資の輸送狀況

支那事變勃發以來列國の對支援助を目的とする武器輸送ルートとして著名なるものは、東には英領香港を根據とするルートあり、西には蘇聯より新疆省及甘肅省を經過するルートあり、更に南は佛印を經て支那廣西省又は雲南省に入るルートがある。勿論此外にも大小の港灣で援蔣物資の陸揚地點となつたものは數多くあるが、その大部分は事變後直ちに我海軍の完全なる沿岸封鎖により其の機能を失ひ、昭和十四年二月の海南島の攻略に引續いて汕頭、廈門の占領により支那は自國の海港を通じて外國より物資を受入れることは全く不可能になつた譯である。

情勢が斯の如く不利となつた一つの大きな原因は、昭和十三年秋の日本軍のバイアス灣上陸、粵漢線の遮斷によるのであつて前記三大援蔣ルートのうち香港を經由するものは一九三八年秋既に其の機能を大半失ひ、爾後は只管我軍の監視の目を掠めて少量の物資を輸送してゐたに過ぎない。次に新疆省を通ずる輸送路は其の距離極めて遠く輸送機關もトラック又は駱駝を使用するのであるから時間は多くかかり、運賃は非常に高くなり價格の割に重量の大なるもの嵩高のものは到底大量に輸送するを得ず、輸送物資の種類に非常に制限を受けるのが當然である。

これ等に對して其の壽命も永く輸送物資の種類についても何等制限を受けず極最近まで其の機能を持續して來たのは佛印を經過する輸送路である。緬甸ルートは早くから其の實現を豫想せられまた道路工事の未完成のうちから盛に喧傳にのぼつたけれど實際に使用されるに至つたのは案外最近の事で、道路工事の完成は一九三九年の春であるから過去に於て支那の抗戰力に與へた影響は大きいと云ふことは出來ない。(實際に使用されたのは一九三九年の秋から一九四〇年

の夏迄である)然るに佛印を經由する輸送路は事變勃發と共に利用が開始せられ昭和十四年末期日本軍の北海上陸及び南寧占領に續く佛印國境附近占據に至る迄滿二年餘完全に其の機能を發揮し、其の後も廣西省を經由する輸送路だけは殆ど停止せられたが滇越鐵道により雲南省に入る物資の輸送は昭和十五年六月末監視員團を派遣する外交交涉が成立する迄は繼續(日本空軍の滇越鐵道爆撃により時々中絶したが)されたのである。

この様に年中絶えることのない輸送路(緬甸ルートも一年のうち數箇月は全く使用不可能と謂はれてゐる)が今後も際限なく使用されるものとすれば支那側に與へる利益は甚大なものであり、我國にとつては迷惑此の上もないことである。從つて北部佛印の一部に我軍を進駐せしめ援蔣物資の支那に入ることを完全に防止することに至つたことは我が當然の要求であつて決して佛本國衰退の虞に乘じたものではなく、來るべきものが當然に來たに過ぎない。

援蔣物資の輸送狀況を交通及び貿易統計により觀察する場合に先づ考へなければならないことは援蔣といふ政治的事實の外にも運輸狀況に影響を與へるものが多くあるだらうと云ふことである。過去に於て最も大きく佛印の交通及貿易に影響した事象は最近の世界的不景氣である。

佛印も世界經濟の類例に漏れず一九三八年頃を景氣の頂上としそれ以來經濟界の各方面に猛烈なる不景氣が襲來し交通運輸の數量及收入にも激減を來たしたのである。然し此の現象も一九三二、三年頃を底として爾後は次第に增加の傾向をたどつてゐる。

一方支那事變は一九三七年に勃發したのであるが事變以來總ての交通統計は急激に其の數値が增加してゐるのである。この様に一般經濟界の立直りによる輸送の好轉と支那事變による經濟界の變動(殊に佛印の場合は援蔣といふ人爲

的の物資移動の增加をふくむ）とが競合する場合には輸送數量に對する兩者の影響を區別して、其の相關關係を知ることは容易ではない。

然るにこの困難は觀念の上でだけ考へられるものであつて過去十年に亙る交通統計を見る時は吾人は事變と運輸量變動との關係考察に極めて有利な一事實を發見するのである。譬へば次に揭げる滇越鐵道の一九二七年より一九三八年に至る運輸統計を見るに一年間の乘車人員同人粁及び營業線路一粁當りの乘車人粁は何れも一九二八年（乘客數だけは一九二七年）が不景氣開始前の最大數値であつて、景氣の立直り後では一九三六年の數値が之に達して居る。

貨物の輸送噸數、同噸粁及び營業線路一粁當りの輸送噸粁は何れも一九二八年頃が不景氣開始前の最大數値であるが不景氣が立直つた後では一九三六年から一九三七年の境頃の數値が之に相當して居る。

依つて若し景氣の恢復が自然に來た場合には輸送數量は不景氣開始前の最高數値に達することは考へ得るが、これ以上には容易に上昇し得ぬものなりとの考方が是認されるならば一九三七年以後短期間に見られる輸送量の增加は全然支那事變が影響した結果と見られるのである。

官營の印度支那鐵道に就ても略ゝ同樣の現象が生じてゐること、思ふが同鐵道は一九三六年迄は年毎に縱貫鐵道の新線延長工事が竣功したり東埔寨鐵道を合併營業して居るので全營業線に對する輸送數量から簡單に前述の傾向を推定することは多少の無理があるが、乘車人員及び人粁は一九二九年が不景氣開始前の最高數値である。景氣恢復後は前者が一九三六年、後者が一九三五年には元の最高數値に戻つて居る。

官營鐵道の貨物輸送に就いては貨物噸數と同噸粁の間に幾分傾向の差異はあるが兩者を平均する時は一九二九年より一九三〇年の交が不景氣襲來前の最高數値で、景氣恢復は一九三六年に至つて、元の最高數値に達したと云ひ得る。

然し此の統計には一九三六年以後の營業粁數の增加による影響があるものと考へられるのが當然であるから運輸量の單なる合計よりも寧ろ營業線路一粁當りの乘車人員同人粁輸送噸數及同噸粁等を檢討するのがより合理的であらう。

以上述べた如く鐵道一般輸送數量が一九三六年度に於て略ゝ不景氣襲來前の最高値に戻り且つ自然增加によつては容易にこの數値を越えぬものなりとの假定が是認されるならば一九三七年（事變勃發の年）以後の各般の交通關係の統計は一九三六年の數値を基準とすることによつて直ちに當該年度に於ける支那事變の影響を示す結果となる。以下滇越鐵道及官營鐵道の援蔣輸送狀況に就いて述ぶることとした。尙ほ一九三九年度の鐵道統計は同年九月迄より入手出來なかつたからこれによつて全年を類推することにした。

(1) 滇越鐵道

本鐵道は佛領印度支那から直接支那領內に物資を輸送し得る唯一の交通機關であるから、これによつて支那奥地に輸送される量は甚だ多い。之を數字的に見れば、海防埠頭驛及同市街驛から發送される普通扱（客車便を除く意）營業貨物の數量は支那事變勃發の年一九三七年に比して一九三八年は著しく增加して居るが、到着貨物の方は殆ど增加して居

第二〇二表　海防埠頭驛及海防市街驛發着貨物

	埠頭驛		市街驛	
	發送	到着	發送	到着
一九三七年	三九、七〇七噸	四六、七六三噸	三八、〇一一噸	一七、六五七噸
一九三八年	五七、五一九噸	四七、九九三噸	五八、三四一噸	二五、三七九噸

ない。一九三九年の發送貨物が一層激増したことは想像されるが、其の確實な數字を得ることが間に合はなかつた。

濱越鐵道の輸送が輻輳した結果營業が増加したことは當然であつて、第百九十七表營業收支表によれば、營業收入は一九三六年（四、五〇四、〇〇〇ピアストル）を基準とすれば一九三八年（九、七〇八、〇〇〇ピアストル）は一〇八%の増收である。然し營業收入の増加に伴ひ營業支出も増加し、一九三六年（二、九二九、〇〇〇ピアストル）を基準とすれば一九三八年に三、八四五、〇〇〇ピアストルとなつて居るが、然も尙ほ營業收益は著しく増加し一九三六年（一、五七五、〇〇〇ピアストル）を基準とすれば約三倍になつて居る。

次に濱越鐵道の營業收入の内容を見るに旅客收入及手荷物收入に於ては一九三六年（計一、〇八八、〇〇〇ピアストル）を基準とすれば、年々次第に増加し、一九三九年（計二、二六三、〇〇〇ピアストル）に至つて二倍を僅に越えてゐる程度であるが、貨物收入一九三六年（三、三三一、〇〇〇ピアストル）に於ては一九三八年（四、四四五、〇〇〇ピアストル）度に二倍を遙に越え一九三九年（七、五九三、〇〇〇ピアストル）には二倍六分に達して居り、旅客輸送に比して貨物輸送が特に増加が著しいことは援蔣物資輸送の多忙さを思はせるものである。運輸成績を取扱數量の點から見るに乘車人員及び手小荷物の數量に比較すれば貨物運數の増加率が著しい。

なほ旅客貨物共に營業收入の増加率より輸送數量の増加率の少い事は旅客一人當り又は貨物一噸當りの輸送距離が著しく増加して人粁及び噸粁で表した數量では非常に増加してゐるからである。濱越鐵道が單に援蔣物資の輸送によつて收益を増したばかりで無く積極的に是が遂行に如何に躍起となつたかは次に示す列車粁統計によつて明らかに知ることが出來る。

第203表　列車走行粁（列車粁）

年次	1936年	1937年	1938年
機動車	1,621,262	443,518	454,653
旅客列車		1,198,998	1,194,085
混合列車	697,870	360,811	382,580
貨物列車		396,519	869,462
公用列車	66,729	86,492	113,579
計	2,385,861	2,486,388	3,014,359

第204表　車輛走行粁（單位千粁）

	全走行粁		1937年1輛當り走行粁	1937年現在所有車輛數
	1937年	1938年		
機關車	2,085	2,653	26	80
客車	7,813	8,747	39	201
貨車	16,956	22,893	18	958
機動車	456	477	65	7

即ち旅客收入は二年間に倍加してゐるが、旅客列車粁は少しも増加せず貨物列車粁及び公用列車粁は殆んど二倍に増加してゐるのは軍需品の輸送に全力を盡した結果である。

列車粁の増加するに伴ひ車輛走行粁の増加することも止むを得ないのであるが、此處にも貨物輸送に異常に努力が拂はれた事が知られる。車輛粁に就いては一九三六年の資料が入手出來なかつたので一九三七年と一九三八年のものとを比較するに、客車粁に於ては約四割の増加となつて居り、之等の車輛を牽引する機關車の走行粁は兩者の中間で約二割の増加となつて居る。

濱越鐵道は一九三八年に於て所有貨車の輛數が前年より殆ど殖えないにも拘らず貨車粁が延びてゐると云ふことは、貨車が從來よりも非常

に酷使されてゐると云ふことを意味するのであつて二面鐵道利用者側から見れば貨車の廻りが非常に惡くなる譯である。

それで重慶政府では軍需資材の輸送能率を揚げるために、海防に代辨處を設け一時は滇越鐵道の貨車の七割を買占め、殘り三割が民間一般輸送業者の取扱貨物輸送に振當てられる結果となつたと云ふ。

從つて民間でも貨車の配給獲得に猛烈な競爭を生じた。で、支那官吏は貨車の使用權利を方外な高値で一般商人に賣付けるに至り、爲に輸送の迅速を望む者は噸當三五〇ピアストルの料金支拂を要求され、然らざれば貨物を海防倉庫に死藏させなければならなかつた。

なほ前表の車輛數は一九三七年のものだけを揭げたが、一九三八年に於ても全く同じで僅に貨車數に幾分の增加を見た程度である。

列車の輸送率に就いては旅客列車の乘車人員は一九三七年の九一、五人から一九三八年の九六、一人に增加してゐるのは旅客數の增加してゐるにも拘らず旅客列車粁や客車粁の增加してない結果、一列車當りの乘客數が自然に增加した結果と解せられる。貨物列車の積載量が一九三七年の一〇六、七噸から一九三八年の九二、〇噸に減じたことは少しく奇異の感に打たれる。共原因は輸送物資が重量品より飛行機自動車の如き崇高の物が多くなつた爲であるか、或は强力なる機關車が全能力を揚げただけでは輸送力が不足し小型の機關車迄が非常に働き出し、牽引重量の比較的少い貨物列車が運行され出したと見るべきであらうか。

以上述べたる諸數字により滇越鐵道の物資輸送は開戰後一年餘りにして倍加したのであるが、最終驛雲南府に就いて見る時は發送噸數には大した變化はないが、到着噸數に於ては一九三七年の六一、二六八噸が一〇〇、六一五噸となり六割の增加を見てゐるのである。

一九三九年に於ても滇越鐵道當局は異常なる努力を以て輸送力の增進を計つたのであるから、同線の輸送は一層增加したことと推定される。

(ロ)　官營印度支那鐵道

官營印度支那鐵道も時局の影響を受けて輸送量が增加したことは明かであるが物資の陸揚げ港の位置や移動方向により各線の受ける影響は一樣でないことは當然である。

官營全線としての營業收入の增加率は一九三六年（五、一六三、〇〇〇比弗）を基準とすれば、一九三八年（九、三三五、一五三比弗）には八一%となり、一九三九年（一一、五九八、三四六比弗）には一二二%（卽ち二倍以上の增加）となつて居つてすばらしい增加振りである。

更に營業收入の增加について、其の內容を檢討するに、斷然優位を占めるものは、貨物輸送であつて、一九三六年の收入（二、二〇六、〇〇〇比弗）に比し一九三九年（六、二一一、〇〇〇比弗）は三倍に近くなつて居る。之に次ぐものは旅客收入で前と同一年度の比較で二倍餘りになつて居る。

各線のうちハノイ、ナチャム線は海防・河內から廣西省內に物資を送る重要ルートになつて居るので、輸送の增加が非常に多いものと豫想されるから、收入に於ても最も增加率が大きいのは當然である。然し實績によればハノイ、サイゴン線もナチャム線に比して著しく收入の增加率が少いとは云ひ得ないのであるが、元來此線は一九三六年初めて縱貫線として全線が通じたのであるから一九三七年以後は輸送量並に收入が自然に增加するのは當然であつて必しも事變の